

第4部 発災後の応急対策

(中表紙裏面)

第1章 災害対策本部活動の実施

第1節 災害対策活動の実施体制の確保(発災1)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、情報班、総務班、派遣班）

第1項 活動方針

- 県災対本部は災害情報の収集、災害応急対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う。
- 災害が発生し、被害の拡大が見込まれる場合は、全庁的に災害対応を最優先して実施するために、県災対本部の配備体制を増強し、災害対策活動にあたる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害対策のための準備体制	総括部隊(総括班) 地方部(総括班)	配備基準に基づき速やかに	・気象予警報等(気象台)
県災対本部(警戒体制)の設置	総括部隊(総括班)	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等(気象台)
地方部(警戒体制)の設置	地方部(総括班)	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等(気象台)
災害発生時の情報収集	総括部隊(情報班、派遣班) 各部隊	【災害発生直後】 災害が発生次第、速やかに	・災害発生情報、被害情報等 (市町、各部隊)
災害応急対策実施方針の決定	総括部隊(総括班、総務班) 各部隊	【災害発生後】 災害情報を確認次第、速やかに	・災害発生情報、被害情報等 (市町、各部隊)
災害派遣要請等の実施	総括部隊(派遣班)	【災害発生後】 災害応急対策実施方針を作成次第	・災害発生情報、被害情報等 (市町、各部隊)
災害応急対策活動の実施	各部隊	【災害発生後】 災害応急対策実施方針を作成し、各機関との調整ができ次第	・災害発生情報、被害情報等 (市町、各部隊)
災害応急対策活動体制の増強	総括部隊(総括班) 各部隊	【災害発生後】 災害情報を確認次第、速やかに	・災害発生情報、被害情報等 (市町、各部隊)

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 災害対策のための準備体制（総括部隊＜総括班＞、地方部＜総括班＞）

「第3部 第1章 第1節 準備・警戒体制の確保 ＜県が実施する対策＞ 1 災害対策のための準備体制」に基づき実施する。

2 県災対本部（警戒体制）の設置（総括部隊＜総括班＞）

「第3部 第1章 第1節 準備・警戒体制の確保 ＜県が実施する対策＞ 2 県災対本部（警戒体制）の設置」に基づき実施する。

3 地方部（警戒体制）の設置（地方部＜総括班＞）

「第3部 第1章 第1節 準備・警戒体制の確保 ＜県が実施する対策＞ 3 地方部（警戒体制）の設置」に基づき実施する。

4 災害発生時の情報収集

(1) 市町からの情報収集（総括部隊＜情報班、派遣班＞）

暴風や大雨等異常な気象事象等により災害が発生した場合は、速やかに市町から情報収集を行う。

なお、被災市町において災害情報の収集に支障が生じている場合等には、緊急派遣チームまたは地方部派遣チームを被災市町に派遣する等により、災害情報の収集に努める。

(2) 各部隊による情報収集（各部隊）

県が管理する公共施設等の被災状況については、各部隊においてとりまとめ、総括部隊へ報告する。

(3) 関係機関からの連絡員受入及び情報共有（総括部隊＜情報班＞）

必要に応じ、国土交通省、警察本部、海上保安庁、自衛隊等防災関係機関からのリエゾン（連絡調整員）の派遣を受け、県災対本部及び各防災関係機関との情報共有を図る。

5 災害応急対策実施方針の決定

(1) 災害情報の共有・分析（総括部隊＜総括班＞、各部隊）

収集した災害情報は、速やかに県災対本部内及び地方部、防災関係機関との間で共有を図る。

また、収集した災害情報の内容から、人命救助のための救助部隊の派遣や緊急輸送道路の確保、救助者搬送病院および搬送手段等の確保、孤立地帯や避難者への救援物資輸送の実施等必要な対策についての分析を行う。

(2) 災害応急対策実施方針案の作成（総括部隊＜総括班＞、各部隊）

災害情報の分析結果から、現地災対本部の設置や自衛隊等への災害派遣要請、道路啓開の実施、災害拠点病院での受入及び搬送手段の調整、DMAT派遣要請、域外搬送が必要な場合のSCU設置、救援物資の調達及び輸送体制の確保等必要な災害対策活動について、各部隊は災害応急対策実施方針案を作成し、総括部隊＜総括班＞は、各方針案の総合調整を行う。

(3) 災害応急対策実施方針の決定（総括部隊＜総括班＞）

災害対策統括会議は、災害応急対策実施方針案の内容を精査し、災害応急対策実施方針を決定する。

(4) 災害応急対策実施方針の伝達（総括部隊＜総括班、総務班＞）

決定した災害応急対策実施方針は、本部員会議を開催し、各本部員に対し指示・伝達を行う。

6 災害派遣要請等の実施（総括部隊＜派遣班＞）

災害応急対策実施方針において、自衛隊または海上保安庁への災害派遣要請（応援措置の実施要請）を行うことを決定した場合は、「第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、要請を行う。

7 災害応急対策活動の実施（各部隊）

災害応急対策実施方針において災害対策活動を実施することを決定した場合、各部隊は「第4部 発災後の応急対策」各節に基づき、必要な対策を実施する。

8 災害対策活動体制の増強

(1) 配備人員の増強（各部隊）

災害の発生等により、災害対策活動にあたる人員の増員が必要と認められる場合は、各部隊はそれぞれの判断により配備人員の増強を図る。

(2) 非常体制への移行（総括部隊＜総括班＞）

県内全域にわたって風水害、その他異常な自然現象若しくは人為的原因による災害が発生又は予想されるときで知事が必要と認めたときは、県災対本部の配備体制を非常体制に切り替え、人員配置の増強を図る。

(3) 現地災対本部の設置（総括部隊＜総括班＞）

県の地域内に局地的な激甚災害が発生し、被災市町の災害対策本部機能が麻痺するなど、知事が現地での指揮の必要性を認めたときは、現地災対本部を設置し、災害対策活動にあたる。

■市町が実施する対策

1 市町の活動体制

「第3部 第1章 第1節 準備・警戒体制の確保 <市町が実施する対策> 1 市町の活動体制」に基づき実施する。

2 災害情報の収集・報告

(1) 災害発生情報の収集・報告

市町内に災害が発生したとの通報を受けた場合、市町は、その時点で可能な範囲で災害に関する情報を収集した上で、速やかに県に対し報告を行う。

(2) 詳細情報の収集・報告

市町内に災害が発生した場合、市町は、警察、消防機関や自治会等を通じて災害の詳細についての情報収集を行うとともに、必要に応じ、職員や消防団員等を現地へ派遣して情報収集を行う。

また、収集した情報は、随時、県に対し報告を行う。

3 災害派遣要請等の実施

自衛隊または海上保安庁への災害派遣要請（応急措置の実施要請）が必要と判断した場合は、「第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、県への派遣要請（応急措置の実施要請）の要求を行う。

4 災害応急対策活動の実施

災害応急対策活動の実施が必要と判断した場合は、「第4部 発災後の応急対策」各節に基づき、必要な対策を実施する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 市町の活動体制
- (2) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<国が実施する対策>

1 非常災害対策本部の設置

県内に非常災害が発生し、災害応急対策を推進する必要があると内閣総理大臣が認めたとき、内閣府内に非常災害対策本部が設置され、防災各機関の災害応急対策の総合調整、緊急措置に関する計画の実施、本部長の権限に属する事務等が行われる。

非常災害対策本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨が告示される。

2 緊急災害対策本部の設置

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、特に災害応急対策を推進する必要があると認めるときは、閣議にかけて官邸内に緊急災害対策本部が設置される。この場合、本部長は内閣総理大臣、副本部長は国務大臣が充てられる。

所掌事務は非常災害対策本部のそれに準じる。なお、非常災害対策本部が同じ災害について既に設置されている場合には、前者は廃止されるが、所掌事務は後者に継続される。

<その他の防災関係機関が実施する対策>

1 活動体制の整備

県内に災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合は、それぞれの防災業務計画その他の計画により、災害対策組織を整備して自らの活動を実施するとともに、県、市町及び他の機関の活動が円滑に行われるよう情報交換を行い、その業務について協力する。

第2節 通信機能の確保 (災中2)

【主担当部隊】：総括部隊（総務班）
社会基盤対策部隊（公共土木対策班）
警察部隊

第1項 活動方針

- 災害時の広範囲にわたる輻輳や通信途絶等への対応として、通信手段を確保する。
- 水害等の発生により、公衆の固定通信網や移動体通信網が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた自営の通信網であるため、適切な対応、応急措置が要求される。このため、通信確保の可否を早急に確認し、障害の早期復旧に努め、県と市町、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。
- 無線通信機器や通信施設が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、実態を早急に把握し、緊急の点検整備、応急復旧に努める。このため応急復旧に必要な要員の確保、無線機材の確保に留意する。
- 大規模・広域災害発生時には、専用の通信網等にも障害が発生するなど機能しない可能性があり、その場合は非常通信ルートを利用して情報の伝達を行う。このため、平時から自治体間の広域連携、複数の防災関係機関が相互に協力支援し合う体制の整備、様々な被災ケースを想定した柔軟かつ複数の非常通信ルートを確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
通信手段の確保	総括部隊(総務班)	【発災直後】 固定及び移動通信網等途絶後速やかに	・県通信設備設置機関(市町、防災関係機関) ・固定通信網や移動体通信網の通信事業者
通信途絶時の対応	総括部隊(総務班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班) 警察部隊	【通信途絶時】 県防災通信ネットワーク等が機能低下又は停止し、通信確保が困難な防災機関を認知した時点	・県通信設備設置機関(市町、防災関係機関)
通信設備の応急復旧	総括部隊(総務班)	【発災24時間以内】 通信設備の故障等が判明した時点	・県通信設備設置機関(市町、防災関係機関)
通信設備の機能維持	総括部隊(総務班)	【発災72時間以内】 長期停電等のおそれが判明した時点	・県通信設備設置機関(市町、防災関係機関)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

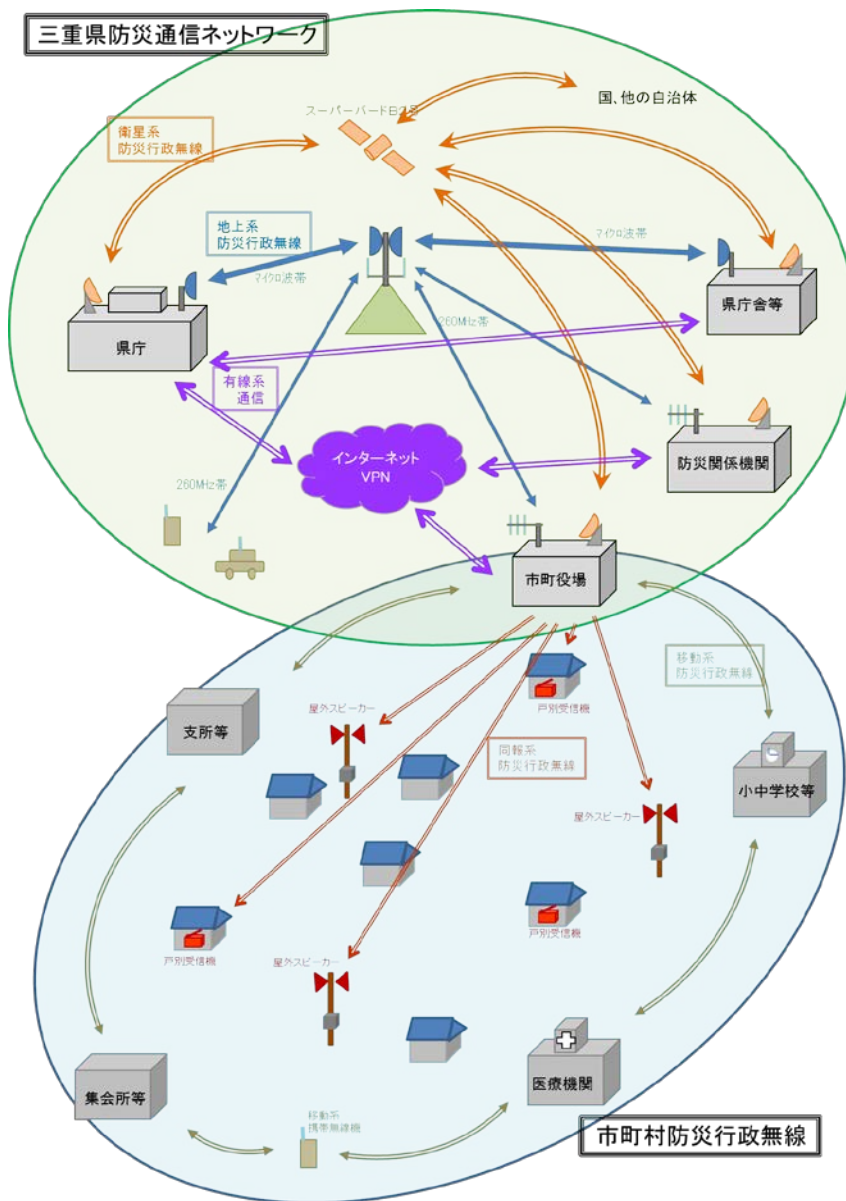
■計画関係者共通事項等

1 災害時に用いる通信手段の概要

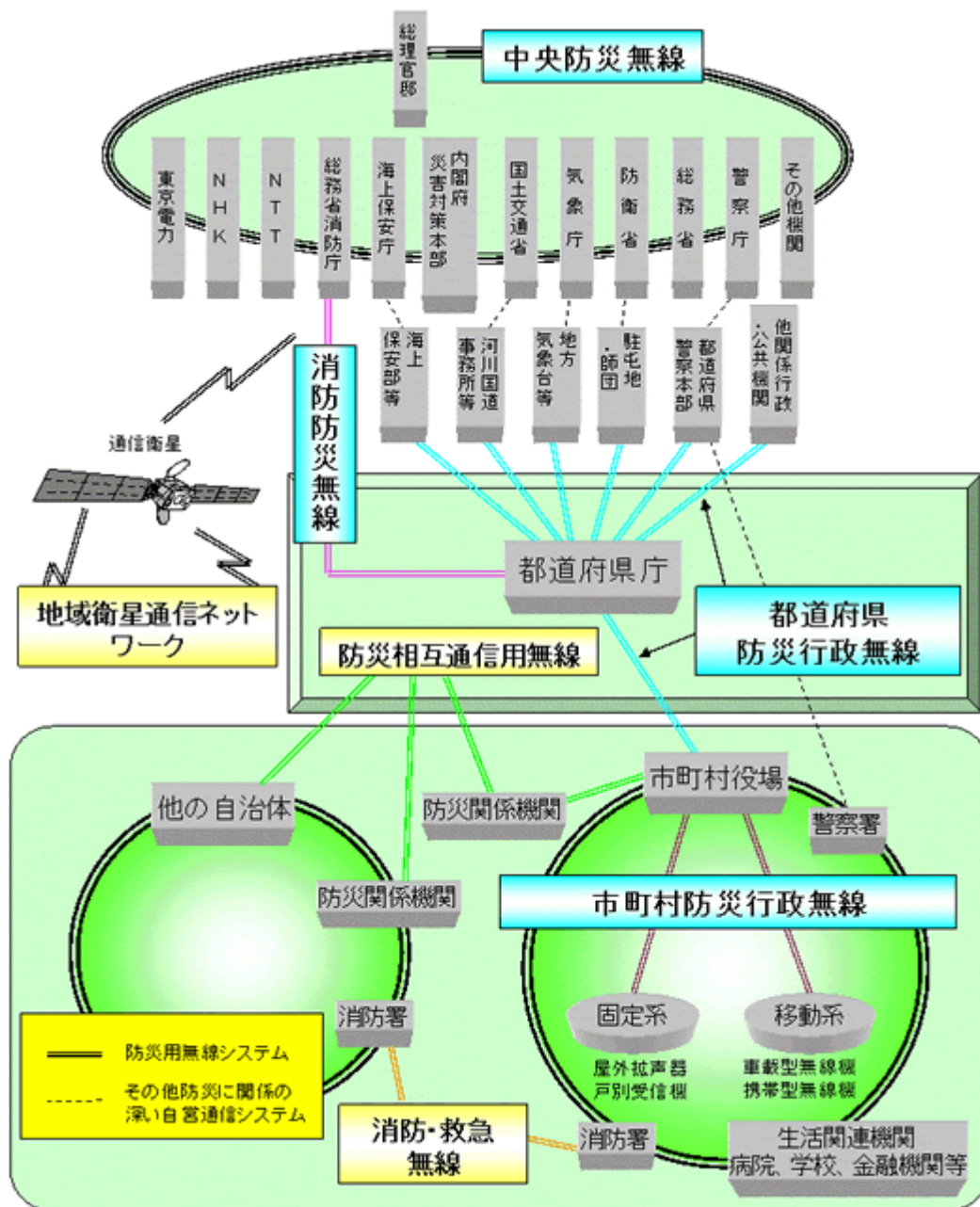
通信手段	種類	概要	課題
固定通信網、移動体通信網等	電話、FAX、携帯電話など	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な通信手段で取り扱いが容易 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある
三重県防災通信ネットワーク	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	<ul style="list-style-type: none"> 地上系及び衛星系無線は、県⇄市町、消防、警察、拠点病院等医療機関、国と通信可能 地上系無線は雨雲等の影響を受けづらいことから風水害に、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い 有線系設備は、市町、消防へ気象情報等を伝達するためのブロードバンドネットワークで、大容量データ通信が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 地上系無線、有線系設備は地震に、衛星系無線は風水害に対し相対的に弱い
市町防災行政無線	地上系無線	<ul style="list-style-type: none"> 市町→住民へ個別受信機、屋外スピーカー等により情報伝達するための同報系と公用車等に配備する移動系からなる 	<ul style="list-style-type: none"> 地震に対し、相対的に弱い
地域衛星通信ネットワーク	衛星系無線	<ul style="list-style-type: none"> 衛星系無線設置市町が国や全国自治体と直接連絡可能 	<ul style="list-style-type: none"> 風水害に対し、相対的に弱い
消防防災無線	地上系無線 衛星系無線	<ul style="list-style-type: none"> 県⇄消防庁間の電話、FAX及び消防庁からの一斉通報が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 地上系無線は地震に、衛星系無線は風水害に対し、相対的に弱い
中央防災無線	地上系無線 専用有線回線	<ul style="list-style-type: none"> 県⇄中央省庁等間の電話、FAX及びテレビ電話等が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 地上系無線は地震に、衛星系無線は風水害に対し、相対的に弱い
三重県防災情報提供プラットフォーム	インターネット回線	<ul style="list-style-type: none"> 県⇄（地方部）⇄市町の間で被害情報等の収集・共有を行い、管理する防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ.jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール配信サービスから構成される 防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供、「防災みえ.jp」ホームページにより県民 	<ul style="list-style-type: none"> 地震に対し、相対的にかなり弱い

		に情報提供を行う	
消防救急無線	地上系無線	・消防本部⇄消防署、消防車・救急車等の間の無線網	・地震に対し、相対的に弱い
衛星携帯電話	衛星携帯電話	・通信インフラの整備されていない場所での通話が可能	・風水害に対し、相対的に弱い ・衛星の方向に空が開けていないところでは使用できない

県内無線システムイメージ図



全国の無線システムイメージ図



(総務省ホームページより)

■県が実施する対策

1 通信手段の確保(総括部隊<総務班>)

総括部隊(総務班)は、以下により関係機関等との通信手段の状況を確認し、使用可能な通信手段を把握するとともに、通信手段の確保に努める。

また、使用可能な通信手段の状況をもとに、各関係機関への通信方法を検討し、情報収集・伝達活動を行う総括部隊(情報班)に対し、通信方法や使用する通信機器等についての助言を行う。

(1) 通信状況の確認及び通信回線の確保

総括部隊(総務班)は、別表1に掲げる各関係機関との通信状況を速やかに確認し、公衆の固定通信

網や移動通信網が途絶え、一般的な通信手段が使用できない場合は、三重県防災通信ネットワーク等により、県と市町、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。

また、通信インフラやサーバ等の設備が被災した等によりインターネット回線に接続ができない場合、同回線を利用して市町被害情報等を収集する三重県防災情報システムが使用できなくなるため、この場合も三重県防災通信ネットワーク等を使用して情報収集等を行う。

(2) 避難関連情報の伝達の優先

急激な河川水位の上昇や土砂災害警戒情報の発令など、避難判断情報等の伝達の必要がある市町で通信が途絶している場合には、それら市町を最優先して通信確保に努める。

(3) 通信統制の実施

三重県防災通信ネットワーク等による無線通信を円滑に行わせるため必要と認めるときは、統制管理者（三重県防災対策部長）は、普通通信を制限し、又は、通信統制を行い中止させることができる。

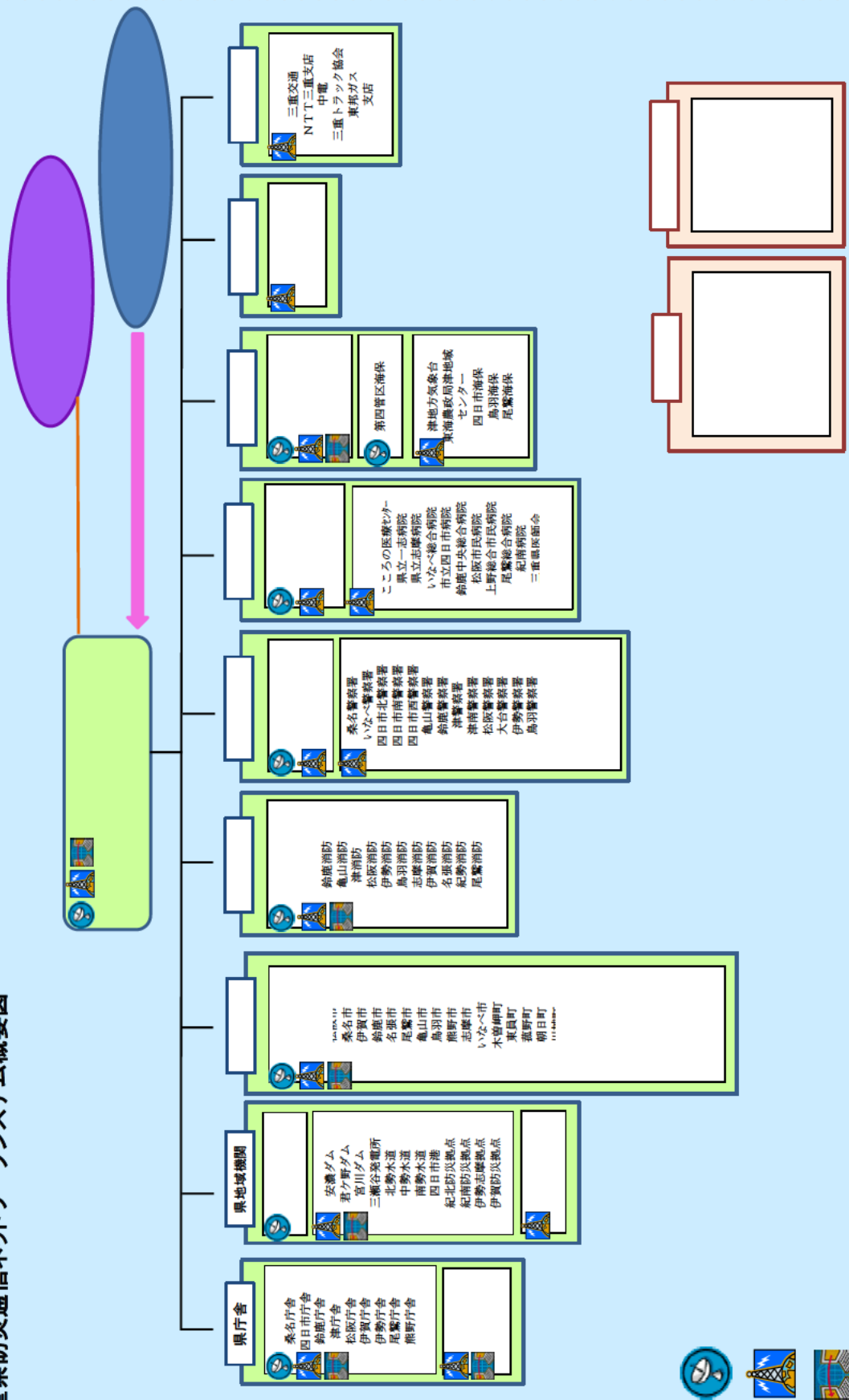
(4) 通信施設等の障害情報の報告

通信施設等の障害が発生した場合は、障害情報を総務省（東海総合通信局）に連絡する。

(5) 通信規定等

通信規定等については、「三重県防災行政無線通信の取扱等に関する訓令」（平成6年三重県訓令第6号）に定めるところによる。

三重県防災通信ネットワークシステム概要図



(別表1)

関係機関等名	通信手段	代替手段等
県災対本部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク (地上系、衛星系、有線系) 三重県防災情報システム 三重県広域災害・救急医療情報システム (EMIS) インターネットメール 衛星携帯電話 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 可搬型衛星通信設備 連絡員派遣 移動防災情報センター車
地方部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク (地上系、衛星系、有線系) 三重県防災情報システム インターネットメール 衛星携帯電話 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 可搬型衛星通信設備 連絡員派遣
県単独庁舎等 <ul style="list-style-type: none"> 消防学校 航空隊事務所 東京事務所 県管理ダム 企業庁水道事務所 男女共同参画・NPO課 	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク (地上系 (東京事務所除く)、衛星系 (航空隊 (可搬型)、東京事務所)、有線系 (NPO、東京事務所除く)) インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員派遣
その他県単独庁舎等	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員派遣
県内市町	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク (地上系、衛星系、有線系) 三重県防災情報システム インターネットメール 衛星携帯電話 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 連絡員派遣 非常通信
県警察 <ul style="list-style-type: none"> 警察本部 警察署 	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク (地上系、衛星系) インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員派遣
海上保安庁 <ul style="list-style-type: none"> 第四管区海上保安本部 四日市海上保安部 鳥羽海上保安部 尾鷲海上保安部 	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク (地上系、衛星系) インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員派遣
自衛隊 <ul style="list-style-type: none"> 陸上自衛隊第33普通科連隊 陸上自衛隊航空学校 	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク (地上系、衛星系) インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員派遣

第4部 発災後の応急対策
第1章 災害対策本部活動の実施

消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系） インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型衛星通信設備 連絡員派遣（代表機関のみ）
国機関	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 中央防災無線 地域衛星通信ネットワーク インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員派遣 （中部地方整備局、東海農政局）
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 地域衛星通信ネットワーク インターネットメール 	—
津地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系） インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員派遣
四日市港管理組合	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系） インターネットメール 衛星携帯電話 	—
報道機関 ・NHK津放送局 ・三重テレビ放送 ・三重エフエム放送	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系） インターネットメール 	—
通信事業者 ・NTT西日本三重支店	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系） インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員派遣
その他通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 インターネットメール 	—
ガス事業者 ・東邦ガス供給防災部供給センター	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系） インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員派遣
その他ガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 インターネットメール 	—
交通事業者 ・三重交通	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系） インターネットメール 	—
その他交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 インターネットメール 	—
電気事業者 ・中部電力三重支店	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（地上系） インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員派遣
その他電気事業者	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 インターネットメール 	—
三重県医師会	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（衛星系、地上系） 三重県広域災害・救急医療情報システム（EMIS） インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員派遣

三重県歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県広域災害・救急医療情報システム（EMIS） ・インターネットメール 	・連絡員派遣
日本赤十字社三重県支部	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（地上系） ・インターネットメール 	・連絡員派遣
三重県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール 	・連絡員派遣
みえ災害ボランティア支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール 	・連絡員派遣
日本水道協会三重県支部	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール 	・連絡員派遣
中日本高速道路株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール 	・連絡員派遣
運送事業者 ・三重県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（地上系） ・インターネットメール 	・連絡員派遣
医療機関 ・三重大学付属病院 ・伊勢赤十字病院 ・鈴鹿中央総合病院 ・松阪市民病院 ・尾鷲総合病院 ・紀南病院 ・上野総合市民病院 ・市立四日市病院 ・いなべ総合病院 ・済生会松阪病院 ・松阪中央病院 ・名張市立病院 ・県立総合医療センター ・志摩病院	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（衛星系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、総合医療センター〕）（地上系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、鈴鹿中央総合病院、松阪市民病院、尾鷲総合病院、紀南病院、上野総合市民病院、市立四日市病院、いなべ総合病院、総合医療センター、志摩病院〕） ・三重県広域災害・救急医療情報システム（EMIS） ・インターネットメール 	—

2 通信途絶時の対応

(1) 無線機材の配置（総括部隊＜総務班＞）

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、被害状況等を把握するため、総括部隊（総務班）は無線機材を災害現地に配置し、災害状況報告及び県災対本部からの通報事項等に関する通信が確保できるように努める。

なお、浸水被害が発生した場合など、市町等の保有する無線機器や通信施設が損傷し、機能が低下若しくは停止し、緊急に情報を伝達する必要がある際には、総括部隊（総務班）は、以下の無線機材等の貸し出しを行うなど、通信確保の支援を行う。

また、移動通信機器（衛星携帯電話、簡易無線等）を保有する防災関係機関に対し、必要に応じて貸出の要請を行う。

① 本庁及び各庁舎に配備している地上系携帯型防災行政無線機器

- ② 本庁、防災ヘリコプター管理事務所、県広域防災拠点及び各消防本部に配備している衛星系可搬型防災行政無線機器
 - ③ 通信機能を持った移動防災情報センター車
 - ④ 国立大学法人三重大学の練習船勢水丸及び三重大学内に配備している地上系防災行政無線機器
- (2) 県と市町防災行政無線による非常時の通信(総括部隊<総務班>)
- 三重県防災通信ネットワークの地上系防災行政無線のシステムを共用して移動系防災行政無線を構築した市町及び、県と市町移動系防災行政無線とで通信の互換性を有する市町にあつては、非常時の通信に関する応援協定に基づき、相互通信(県と市町移動系防災行政無線とが相互に通信すること)を提供する。
- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害情報の収集・伝達上必要であれば、市町は県に対して相互通信を要請する。また県は、市町から応援要請が無い場合でも、必要と思われる場合は、相互通信を提供する。
- (3) 警察通信(警察部隊)
- 警察無線設備を通じて通信する場合、あらかじめ指名された通信統制官(警察本部通信指令課長)又は警察署長に対して、使用する通信設備及び理由、通信の内容並びに発受信者等を事前に申し出て、その承認を得た上で使用する。
- (4) 国土交通省の水防道路用マイクロ無線網による通信(社会基盤対策部隊<公共土木対策班>)
- 国土交通省(本省、各地方整備局、各河川・道路事務所・出張所)と都道府県、独立行政法人水資源機構、中日本高速道路株式会社等の間を結ぶ通信網で、県(県土整備部)を通じて使用する。
- (5) 非常通信ルートの確保(総括部隊<総務班>)
- 災害などで、三重県防災通信ネットワーク等の通信確保が困難と認められるときは、非常通信事務必携に従い、東海地方非常通信協議会事務局(東海総合通信局)と協議の上、国等の防災関係機関の協力を得て通信を確保する。
- (6) アマチュア無線等の活用(総括部隊<総務班>)
- アマチュア無線や漁業無線の活用等、地域の無線ネットワークの活用を図る。

3 通信設備の応急復旧(総括部隊<総務班>)

三重県防災通信ネットワークの機器や通信施設が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、必要な要員や無線機材等を確保し、緊急の点検整備を実施するとともに可能な限り速やかな応急復旧を行う。

4 通信設備の機能維持(総括部隊<総務班>)

停電等に備え、通信機器用非常用発電設備の燃料確保等、通信設備の機能維持対策を行う。

■市町が実施する対策

市町防災行政無線等の通信確保の可否を早急に確認し、通信確保のために必要な措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県と市町、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。

1 通信手段の確保

市町は、災害対策活動に必要な固定・移動体通信網や三重県防災通信ネットワーク、防災情報システム、市町防災行政無線等の通信手段の状態を確認し、通信障害が発生している場合には、機器の応急復旧や通信統制等により通信手段の確保に努める。

2 通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、避難勧告等の重要な情報を住民に伝達するため、市町は防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車やメール配信サービス、インターネットホームページ等を通じて周知を図る。

また、県災対本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災対

本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、地方部に対する地方部派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図る。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (3) 通信手段の確保
- (4) 通信途絶時の対応
- (5) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜固定通信事業者が実施する対策＞

1 応急措置

(1) 各施設等に対する応急措置

ア 交換所

洪水・高潮等に備え、対象交換所は防潮板により防護を行う。

イ トラフィック疎通状況、交換機等通信設備の監視強化

- ① 対象地域に対するトラフィック疎通状況の把握と、必要によりトラフィック規制措置等を実施する。また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認する。
- ② 対象地域に対する電力設備の運用状態を把握し、停電状況の把握等、その影響度合を確認する。

ウ 屋外設備

屋外設備については、道路の陥没、橋梁、家屋の倒壊、火災等により被害は免れないと想定される。このため重要ケーブル等については、その影響度合を確認する。

(2) 通信（無線）連絡施設の運用確認等

特定の市町等に設置している孤立防止対策用衛星電話（Ku-1ch）の運用確認をする。

2 応急対策

災害によって不通となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。

なお、応急復旧については、緊急復旧、第一次応急復旧、第二次応急復旧の段階に分けて実施する。

(1) 緊急復旧（初動体制）

発災後から直ちに実施するものであり、災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、緊急の市内外通話を確保するまでの対策とする。

① 対策

- ・ 災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成
- ・ テレビ・放送回線の救済
- ・ 長期避難所への特設公衆電話設置

② 復旧方法

- ・ 移動無線機等の活用
- ・ 屋外線及び仮設ケーブル等による復旧
- ・ 中継送路のマイクロ方式による救済
- ・ 自家発電及び移動電源車の活用

(2) 第一次応急復旧

重要回線及び公衆電話等の通話を確保するまでの対策とする。

① 対策

- ・ 重要加入者及び重要専用線の救済
- ・ 公衆電話の復旧
- ・ 孤立地域（村落）の通信途絶解消

② 復旧方法

- ・ 屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧
- ・ 非常用移動電話局装置及び移動無線車による復旧

(3) 第二次応急復旧

被害地の復旧状況に対応して、加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策

3 孤立防止対策用衛星電話による通信の確保

災害による孤立の可能性がある特定地域の通信途絶を防止するため、防災関係機関（市町等）に孤立防止対策用衛星電話を設置し、災害時における通信の確保を図る。

設置場所	住所
津市太郎生出張所	三重県津市美杉町太郎生 2120
亀山市役所加太出張所	三重県亀山市加太板屋 4622-1
伊賀市 大山田東保育園	三重県伊賀市猿野 1332-1
松阪市波瀬出張所	三重県松阪市飯高町波瀬 148
松阪市宇気郷地区市民センター	三重県松阪市柚原 38 番地
大台町役場領内出張所	三重県多気郡大台町小滝 151
大台町役場大杉谷出張所	三重県多気郡大台町檜原 528
鳥羽市 鳥羽磯部漁業協同組合神島支所	三重県鳥羽市神島町 113-2
志摩市 志摩の国漁業協同組合御座支所	三重県志摩市志摩町御座 407-2
南伊勢町役場島津出張所	三重県度会郡南伊勢町古和浦 101 番地 3

西日本電信電話株式会社提供

<移動通信事業者が実施する対策>

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署等への情報伝達体制の確保
- ② 施設・設備等の被害状況や通信状況の把握
- ③ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 県災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 被災地通信設備の監視及び通信網の遠隔措置

- ① 設備の常時監視により被災状況の情報収集を行う。
- ② 通信の疎通確保のため、遠隔切替制御等を行う。

(3) 利用者等に対する広報

通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- ① 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- ② 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- ③ 特設無料公衆電話設置場所の周知
- ④ 住民に対して協力を要請する事項
- ⑤ 災害用伝言サービス提供に関する事項
- ⑥ その他必要な事項

(4) 移動通信基地局車両による応急通信の確保

災害時に優先的に通信を確保する必要のある重要施設については、移動通信基地局車両を配置するこ

とにより、応急的な通信を確保する。

2 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

	重要通信を確保する機関
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、医療機関、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

3 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

<東海地方非常通信協議会（東海総合通信局）が実施する対策>

1 非常通信の確保

東海地方非常通信協議会に加入する機関は、同協議会に対して、非常通信を確保するための協力を求めることができる。

また、東海総合通信局では、携帯型の移動通信機器（衛星携帯電話、簡易無線及びMCA無線）や移動電源車等の貸出を行う支援体制を構築しているため、県、市町は必要に応じて要請を行う。

<その他の防災関係機関が実施する対策>

1 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生時には、「<計画関係者共通事項等> 1 災害時に用いる通信手段の概要」に掲げるいずれかの通信手段を用いて、相互に連絡を取れる体制を構築する。

2 通信手段が確保できない場合の対応

(1) 非常通信の確保

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときで、通常の通信手段が途絶又は輻輳しているときは、東海地方非常通信協議会が定めた非常通信ルートを利用して通信する。（非常通信系統図は、三重県地域防災計画添付資料参照）

(2) 防災相互通信用無線による通信

防災に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で、各機関が円滑に防災活動を行うために直接無線通信を行うための手段として、防災相互通信用無線による通信を行う。

(3) 県災対本部への連絡員派遣

県災対本部との通信が途絶した場合又は途絶するおそれがある場合は、必要に応じ連絡員を県災対本部へ派遣する等により、連絡体制を確保するよう努める。

3 通信設備の応急復旧

各防災関係機関における通信設備が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、必要な要因や無線機材を確保し、緊急の点検整備を実施するとともに可能な限り速やかな応急復旧を行う。

第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等 (災中)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、救助班、総務班）

第1項 活動方針

○ 県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、自衛隊及び海上保安庁の支援を必要とする場合、迅速に派遣要請等を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
自衛隊への第一報の報告	総括部隊(総括班)	【発災1時間以内】 災害発生情報入手直後	・被害状況(市町・県)
派遣及び応急措置の実施要請	総括部隊(総括班、救助班)	【発災3時間以内】 災害対策統括会議での意思決定後速やかに	・被害状況(市町・県) ・応援要請(市町)
受入体制の整備	総括部隊(救助班)	【発災6時間以内】 派遣要請後速やかに	・派遣状況(自衛隊・海上保安庁) ・受入状況(市町)
経費の負担区分の協議	総括部隊(総務班)	【発災24時間以内】 受入体制整備後、速やかに	・派遣状況(自衛隊・海上保安庁、県・市町)
撤収要請	総括部隊(総括班、救助班)	【支援が不要な状況になった時点】 災害対策統括会議での意思決定後速やかに	・活動状況(自衛隊・海上保安庁) ・撤収要請(市町)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 自衛隊災害派遣要請

(1) 第一報の報告(総括部隊<総括班>)

災害発生後速やかに、自衛隊に対して、自衛隊が派遣準備できるように第一報を入れる。

- 第一報：自衛隊が、正式な要請があったときに迅速に対応できるよう、派遣初動の準備体制を強化するための最低限の情報

(2) 派遣要請(総括部隊<総括班>)

知事は、市町長から派遣要請の要求を受け、その派遣要請の事由を適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、自衛隊法第83条の規定に基づき、別紙2により陸上自衛隊第33普通科連隊長へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

- 派遣要請窓口：陸上自衛隊第33普通科連隊 第3科

なお、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

《災害派遣要請の基準:3原則(公共性、緊急性、非代替性)》

- 災害が発生し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施が必要な場合であって、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

《要請書に記載する事項》

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること。)
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 連絡場所及び連絡者
- ⑤ その他参考となる事項

(3) 派遣部隊の受入体制の整備(総括部隊<救助班>)

知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、市町にその旨を通報し、受入体制を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、市町その他関係機関相互の連絡調整に当る。

(4) 経費の負担区分の協議(総括部隊<総務班>)

派遣部隊が活動に要した経費は、自衛隊と県及び当該部隊が活動した地域の市町が事前に協議して負担区分を決める。

なお、自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として当該部隊が活動した地域の市町が負担するものとし、下記を基準とする。

- ① 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ② 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費(自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く)、水道料、汚物処理料、電話等通信費(電話設備費を含む)及び入浴料
- ③ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理
- ④ 県・市・町が管理する有料道路の通行料

(5) 派遣部隊の撤収要請(総括部隊<総括班、救助班>)

市町長からの撤収要請を受けた場合、又は自らの判断で自衛隊の災害派遣の必要がなくなつたと認める場合、知事は、市町その他関係機関の長及び陸上自衛隊第33普通科連隊長等と十分協議を行ったうえ、別紙4により、撤収の要請を行う。

2 海上保安庁への応急措置の実施要請

(1) 応急措置の実施要請(総括部隊<総括班>)

知事は、市町長からの要請を受け、その要請の事由を適当と認めた場合、又は自らの判断で海上保安庁の応急措置の実施が必要と認める場合は、基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、別紙6により第四管区海上保安本部長へ応急措置の実施要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

- 派遣要請窓口：第四管区海上保安本部警備救難部環境防災課

《応急措置の実施要請事項》

- ① 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- ② 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ③ その他、県が行う災害応急対策の支援

《要請書に記載する事項(例)》

- ① 災害の状況及び応急措置を必要とする事由

- ② 応急措置を希望する期間
- ③ 応急措置を希望する区域及び活動内容
- ④ 連絡場所及び連絡者
- ⑤ その他参考となる事項

(2) 応急措置の受入体制の整備（総括部隊＜救助班＞）

知事は、海上保安庁の応急措置の実施が決定したときは、市町にその旨を通報し、受入体制を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、市町その他関係機関相互の連絡調整に当る。

(3) 経費の負担区分の協議（総括部隊＜総務班＞）

応急措置活動に要した経費は、海上保安庁と県及び当該部隊が活動した地域の市町が事前に協議して負担区分を決める。

(4) 応急措置の撤収要請（総括部隊＜総括班、救助班＞）

市町長からの撤収要請を受けた場合、又は自らの判断で海上保安庁の応急措置の必要がなくなったと認める場合、知事は、市町その他関係機関の長及び第四管区海上保安本部長等と十分協議を行ったうえ別紙8により、撤収の要請を行う。

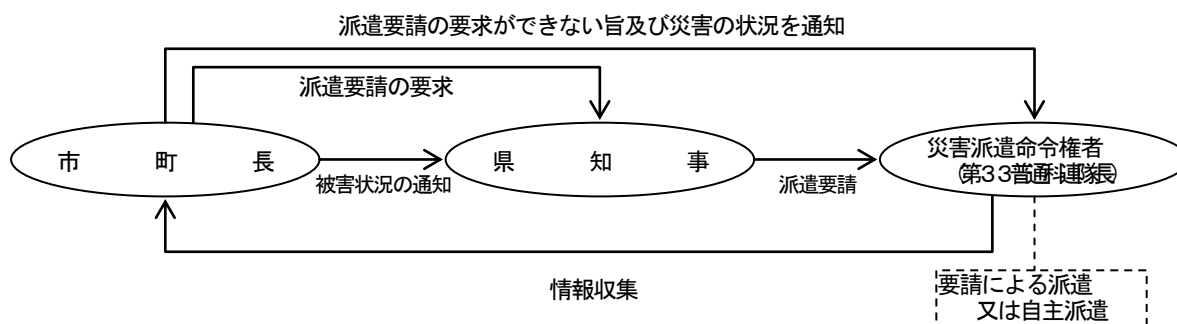
■市町が実施する対策

1 県への自衛隊災害派遣要請の要求

(1) 手続き

市町長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、地域防災総合事務所長等を経由し、別紙1により、知事（総括班）へ派遣要請を求める。ただし、事態が急を要するときは、知事（総括班）へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、市町長が、知事に派遣要請を求めることができない場合には、その旨及び当該市町の地域にかかる災害の状況を陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知することができる。ただし、この場合、市町長は、事後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。



《災害派遣要請の基準:3原則(公共性、緊急性、非代替性)》

- ① 災害が発生し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- ② 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

(2) 派遣部隊の受入体制の整備

市町は、自衛隊からの派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- ① 派遣部隊と市町との連絡窓口及び責任者の決定
- ② 作業計画及び資機材の準備
- ③ 宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備
- ④ 住民の協力
- ⑤ 派遣部隊の誘導

(3) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費は、自衛隊と県及び当該部隊が活動した地域の市町が協議して負担区分を決める。

(4) 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市町長は、知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊第33普通科連隊長等と十分協議を行ったうえ、別紙3により、知事へ撤収要請を行う。

2 県への海上保安庁の応急措置の実施要請の要求

(1) 手続き

市町長は、災害応急対策のため、海上保安庁の応急措置の実施を必要とするときは、要請する事項を明らかにして、地域防災総合事務所長等を経由し、別紙5により、知事(総括班)へ応急措置の実施要請を求めるものとする。ただし、事態が急を要するときは、知事(総括班)へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、市町長が知事に応急措置の実施要請を求めることができない場合は、直接海上保安部又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視船もしくは航空機を通じ、第四管区海上保安本部長に対して要請することができる。ただし、この場合、市町長は、事後速やかにその旨を知事に連絡しなければならない。

《支援要請事項》

- ① 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- ② 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ③ その他、県が行う災害応急対策の支援

(2) 応急措置の実施部隊の受入体制の整備

市町は、海上保安庁からの応急措置の実施部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- ① 応急措置の実施部隊と市町との連絡窓口及び責任者の決定
- ② 作業計画及び資機材の準備
- ③ 宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備
- ④ 住民の協力
- ⑤ 応急措置の実施部隊の誘導

(3) 経費の負担区分

応急措置の実施部隊が活動に要した経費は、海上保安庁と県及び当該部隊が活動した地域の市町が事前に協議して負担区分を決める。

(4) 応急措置の撤収要請

応急措置目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市町長は、知事その他関係機関の長及び第四管区海上保安本部長等と十分協議を行ったうえ別紙7により、撤収の要請を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 県への自衛隊災害派遣要請の要求
- (2) 県への自衛隊災害派遣部隊の撤収要請
- (3) 県への海上保安庁の応急措置の実施要請の要求
- (4) 県への海上保安庁の応急措置の撤収要請

■その他の防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

1 災害時の自主派遣(自衛隊法第83条第2項ただし書規定)

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通

科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

《自主派遣の判断基準》

- ① 災害に際し、関係機関に対して、情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要がある場合。
- ② 災害に際し、都道府県知事等が災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。
- ④ その他自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又は、これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合。

2 災害派遣時に実施する救援活動（防衛省防災業務計画 第三 8災害派遣時に実施する救援活動）

- ①被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- ②避難の援助（誘導、輸送）
- ③遭難者等の捜索救助
- ④水防活動
- ⑤消防活動
- ⑥道路及び水路の啓開（障害物除去等）
- ⑦応急医療、救護及び防疫
- ⑧人員及び物資の緊急輸送
- ⑨炊飯及び給水の支援
- ⑩救助物資の無償貸与又は譲与
- ⑪危険物の保安及び除去等

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限（基本法第63条～第65条、第76条及び第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町長等、警察官及び海上保安官が、その場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市町長等に通知しなければならない。

- ① 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損
- ② 避難の措置・立入
- ③ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
- ④ 他人の土地等の一時使用等
- ⑤ 現場の被災工作物等の除去等
- ⑥ 住民等を応急措置の業務に従事させること

4 連絡員の派遣

災害発生時等、県と連携して災害応急対策活動等に当たる場合は、県又は、市町災対本部に連絡幹部を派遣、災対本部との調整・連絡にあたらせる。

<海上保安庁の対策>

1 海難等の救助活動

海上保安庁は、海難等の救助活動を行う。

また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

第4部 発災後の応急対策
第1章 災害対策本部活動の実施

自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

(別紙1) 災害派遣要請書(知事あて)

年 月 日

知事あて

(市町長) 印

自衛隊の災害派遣要請要求について

災害を防除するため、自衛隊法83条に基づく自衛隊の派遣要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)
派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域
 - (2) 派遣を希望する活動内容
 - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

(別紙2) 災害派遣要請書(陸上自衛隊第33普通科連隊長あて)

年 月 日

陸上自衛隊第33普通科連隊長 様

三重県知事 印

自衛隊の災害派遣要請について

災害を防除するため、自衛隊法83条に基づき自衛隊の派遣を要請します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)

派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 派遣を希望する活動内容

(3) 連絡場所及び連絡者

4 その他参考となすべき事項

(別紙3) 撤収要請書(知事あて)

年 月 日

知事あて

(市町長) 印

自衛隊の撤収要請要求について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

1 撤収要請日時

平成 年 月 日 時 分

2 派遣要請日時

平成 年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

(別紙4) 撤収要請書 (陸上自衛隊第33普通科連隊長あて)

年 月 日

陸上自衛隊第33普通科連隊長 様

三重県知事 印

自衛隊の撤収要請について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収を要請します。

記

1 撤収要請日時

平成 年 月 日 時 分

2 派遣要請日時

平成 年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

海上保安庁応急措置実施要請及び撤収要請様式

(別紙5) 応急措置実施要請書(知事あて)

年 月 日

知 事 あ て

(市町長) 印

海上保安庁の応急措置の実施要請要求について

このことについて、下記のとおり災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び応急措置を要請する事由
災害の状況(特に応急措置を必要とする区域の状況を明らかにする。)
応急措置を要請する事由
- 2 応急措置を希望する期間
- 3 応急措置を希望する区域及び活動内容
 - (1) 応急措置を希望する区域
 - (2) 応急措置を希望する活動内容
 - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

(別紙6) 応急措置実施要請書 (第四管区海上保安本部長あて)

年 月 日

第四管区海上保安本部長 様

三重県知事 印

海上保安庁の応急措置の実施要請について

このことについて、下記のとおり災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を要請します。

記

- 1 災害の状況及び応急措置を要請する事由
災害の状況 (特に応急措置を必要とする区域の状況を明らかにする。)
応急措置を要請する事由
- 2 応急措置を希望する期間
- 3 応急措置を希望する区域及び活動内容
 - (1) 応急措置を希望する区域
 - (2) 応急措置を希望する活動内容
 - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

(別紙7) 撤収要請書(知事あて)

年 月 日

知事あて

(市町長) 印

海上保安庁の応急措置撤収要請要求について

このことについて、災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

1 撤収要請日時

平成 年 月 日 時 分

2 応急措置の実施要請日時

平成 年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

(別紙8) 撤収要請書 (第四管区海上保安本部長あて)

年 月 日

第四管区海上保安本部長 様

三重県知事 印

海上保安庁の応急措置撤収要請について

このことについて、災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収を要請します。

記

1 撤収要請日時

平成 年 月 日 時 分

2 応急措置の実施要請日時

平成 年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 (災中)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、情報班、派遣班、広聴広報班）

第1項 活動方針

- 災害が発生した場合、速やかに情報を収集するとともに、その情報を分析し、災害対策活動方針を検討するための体制を確保する。
- 県民に対し、速やかに正確な災害情報等を提供するための広報体制を整え、運用する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害情報の収集	総括部隊 (情報班、派遣班)	【発災直後】 災害発生の情報を得た後速やかに	・災害情報(市町)
災害情報の分析	総括部隊 (総括班)	【発災直後】 災害情報を収集次第	・災害情報(市町)
情報の伝達	総括部隊 (総括班)	【発災後3時間以内】 災害情報の整理ができ次第	・災害情報(市町)
県民への情報提供	総括部隊 (広聴広報班)	【発災後3時間以内】 災害情報の整理ができ次第	・災害情報(市町)
県民対応窓口の設置	総括部隊 (広聴広報班)	【発災後24時間以内】 県民からの問い合わせ状況により	・災害対策情報(県災対本部)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 災害情報の収集、分析、伝達

(1) 災害情報の収集

① 災害発生情報の収集（総括部隊<情報班>）

洪水や高潮、土砂災害等の災害が発生したとの情報を得た場合は、速やかに災害の種別、場所、規模及び人的被害の有無等について、地方部を通じ被災市町からの情報収集に努める。

また、被災地域に避難指示等が発令されているかを確認し、発令されていない場合は、必要に応じ当該市町に対し、発令を促す。

なお、災害情報等の収集は、防災情報システムによることを原則とするものの、必要に応じメールやFAX、電話や防災行政無線等を活用し、迅速な情報収集に努める。

② 市町からの情報収集が困難な時の対応（総括部隊<総括班、派遣班>）

災害の発生等により、市町からの必要な情報の収集に支障をきたす場合は、「第2節 通信機能の確保」に掲げる通信手段により当該市町との通信を確保するとともに、職員の安全が確保できる範囲内で、必要に応じ当該市町に緊急派遣チームまたは地方部派遣チームを派遣もしくは増派する等により、情報収集体制の確保に努める。

- ③ その他の機関の情報の活用（総括部隊＜総括班、情報班＞）
必要に応じて、警察や消防機関、海上保安庁等から被災地における被害情報等の収集を行う。
また、テレビやインターネット等による災害関連情報の収集に努める。
- (2) 災害情報の分析（総括部隊＜総括班＞）
収集した災害情報は、速やかに各部隊及び地方部との共有を図る。
また、災害情報を分析し、災害対策活動方針や災害対策活動体制の増強の検討を行うとともに、人的被害が発生しているまたは発生するおそれがある場合等においては、自衛隊の災害派遣要請を行う等救助・救急のための体制整備の検討を行う。
- (3) 情報の伝達（総括部隊＜総括班＞）
 - ① 被災市町への情報伝達
被災市町に対し、発生した災害に対する県の災害対策活動方針や自衛隊派遣要請の必要性等を伝達するとともに、被災市町の県への要望等の聴き取りを行う。
 - ② 近隣市町等への情報伝達
被災市町での災害情報の概要について、近隣市町や同様の気象事象の発生が見込まれる市町等に対して情報共有を行い、災害発生に対する警戒を促す。
 - ③ 防災関係機関等への情報伝達
県の災害対策活動の実施に関する防災関係機関等に対し、災害情報や県の災害対策活動方針等についての情報共有を図る。

2 県民への広報・広聴

(1) 県民への情報提供（総括部隊＜広聴広報班＞）

以下に掲げる県民に必要な情報については、県ホームページ（防災みえ. j p）により情報伝達を行うとともに、必要に応じてテレビ、ラジオ等の電波媒体、新聞紙面、広報誌等の印刷媒体等を活用し、広く県民に必要な情報が伝わるよう努める。

【広報内容】

- ① 災害の発生状況
- ② 災害による被害の状況
- ③ 気象状況
- ④ 災害対策本部に関する情報
- ⑤ 救助・救出に関する情報
- ⑥ 避難に関する情報
- ⑦ 被災者の安否に関する情報
- ⑧ 二次災害危険性に関する情報
- ⑨ 主要道路状況
- ⑩ 公共交通機関の状況
- ⑪ ライフラインの状況
- ⑫ 医療機関及び救護所等の状況
- ⑬ 給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
- ⑭ 公共土木施設状況
- ⑮ 防疫・衛生に関する情報
- ⑯ 教育施設及び学生・児童・生徒に関する情報
- ⑰ ボランティア及び支援に関する情報
- ⑱ 住宅に関する情報
- ⑲ 民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（知事からの呼びかけ等を含む）

上記の情報提供にあたっては、文字放送、外国語放送など様々な広報手段を活用し、災害時要援護者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

県民に対して広範囲にかつ迅速に災害時の情報を伝達できる報道機関に対して、総括部隊（広聴広報班）は、災害、復旧に関する情報を迅速に提供する。また、報道機関が独自に行う取材活動についてもできる限り協力する。

(2) 県民対応窓口の設置（総括部隊＜広聴広報班＞）

県民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、県民対応窓口を設置する。

■市町が実施する対策

1 災害情報の報告

(1) 災害情報の収集・報告

市町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに地方部を通じ、県災対本部へ連絡するものとする。

特に、行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、通信の途絶等により県災対本部に連絡できない場合は、市町から直接、消防庁へ連絡するものとする。

(2) 応急対策活動情報の報告

市町は、災害発生に伴い実施する応急対策の活動状況を、地方部を通じて県災対本部へ報告する。

2 住民への広報・広聴

(1) 住民への情報提供

以下に掲げる住民に必要な情報については、防災行政無線等を用いて情報提供するほか、安否情報を始めとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求めるなどの確かな情報の提供に努める。

【広報内容】

- ① 災害の発生状況
- ② 災害による被害の状況
- ③ 気象状況
- ④ 災害対策本部に関する情報
- ⑤ 救助・救出に関する情報
- ⑥ 避難に関する情報
- ⑦ 被災者の安否に関する情報
- ⑧ 二次災害危険性に関する情報
- ⑨ 主要道路状況
- ⑩ 公共交通機関の状況
- ⑪ ライフラインの状況
- ⑫ 医療機関及び救護所等の状況
- ⑬ 給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
- ⑭ 公共土木施設状況
- ⑮ 防疫・衛生に関する情報
- ⑯ 教育施設及び学生・児童・生徒に関する情報
- ⑰ ボランティア及び支援に関する情報

⑱ 住宅に関する情報

上記の広報にあたっては、文字放送、外国語放送など様々な広報手段を活用し、災害時要援護者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

市町長が報道機関(ケーブルテレビを除く)による放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼する。ただし、やむをえない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。

(2) 住民対応窓口の設置

住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、住民対応窓口を設置する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 県への自衛隊派遣要請の要求
- (2) 県への自衛隊派遣部隊の撤収要請
- (3) 県への海上保安庁の応急措置の実施要請の要求
- (4) 県への海上保安庁の応急措置の撤収要請
- (5) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 被害状況等の収集、連絡(海上保安庁)

(1) 異常現象発見時の通報

「異常現象」を発見し、あるいは通報を受けた海上保安官は、その旨を速やかに市町長に通報するものとする。

■住民が実施する対策

1 被害状況等の収集、連絡

(1) 異常現象の発見時の通報

「異常現象」を発見したときは、遅滞なくその旨を市町長又は警察官もしくは海上保安官に通報する。

第5節 県内市町間応援・受援体制の整備 (災中)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、派遣班）

第1項 活動方針

《応援体制》

- 三重市町災害時応援協定に基づく応援要員・救援物資等の応援体制を迅速に構築し、積極的に被災地へ向けて展開するとともに、市町間の応援体制の調整を迅速に行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理	総括部隊 (総括班)	随時	・被災状況(要請元自治体) ・応援要請内容(資源(人・物)等)
連絡要員の派遣	総括部隊 (派遣班)	【発災前】被害が予想される場合 【発災 48 時間以内】 ・各協定に基づく派遣基準	・被災状況(要請元自治体) ・移動ルート
応援内容の検討及び市町間の調整	関係部隊	【要請受理後直ちに】	・対応可能な資源(人・物)の確保状況(各部局)
応援市町への応援要請	関係部隊	【要請受理後 24 時間以内】	・対応可能な資源(人・物)の状況(市町)
応援体制の構築	関係部隊	【要請受理後 72 時間以内】	・具体的な要請内容、進出拠点、(要請元自治体)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

《応援体制》

1 三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理(総括部隊<総括班>)

三重県市町災害時応援協定をはじめとする各協定及び基本法第68条に基づく応援要請について確実に受理を行う。

2 連絡要員の派遣(総括部隊<派遣班>)

県は必要に応じて、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣する。なお、通信の途絶等により、被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合、又は甚大な被害が予想される場合には、できる限り速やかに被災市町に職員を派遣する。特に、台風や前線による豪雨等の気象予報によって予め災害が予想される場合は、積極的に連絡要員を派遣する。

派遣された職員は、県災対本部と緊密に連絡を取りながら、被災市町の被害状況及び応援ニーズを的確

に把握することに努める。

3 応援内容の検討及び市町間の調整（関係部隊）

応援要請を受理した場合、直ちに被災市町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行う。

また、応援可能な資源（人・物）の確保に努めるとともに、県内の応援可能な市町の資源（人・物）について確認し、県からの応援及び市町間の応援内容の調整を行う。

応援が不可能な場合は、直ちに要請連絡先へその旨を報告することとする。

4 応援市町への応援要請（関係部隊）

県は、3によって調整が完了した場合には、県内市町へ応援要請を行う。

5 応援体制の構築（関係部隊）

県は、応援要請に基づく県の応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、気象状況、危険箇所、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。

また、応援要員の健康管理に十分留意するとともに、県の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員をあらかじめ確保しておく。

応援活動の実施にあたっては、県が行う応援活動が自立的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

■市町が実施する対策

〈応援体制〉

1 三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理

応援市町は、三重県市町災害時応援協定及び基本法第67条、第72条並びに第74条の2第4項に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。

各市町間の個別の応援協定等、上記以外に基づく応援を行う場合は、各市町間での定めによることとするとともに、県に対し応援を行う旨の報告を行う。

2 情報収集のための職員の派遣

各市町間の個別の応援協定等による応援を実施する応援市町は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対応を実施するため、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣することに努める。なお、通信の途絶等により被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、自主的に被災市町に職員を派遣することに努める。

連絡要員は、応援市町と緊密に連絡を取りながら、被災市町の応援ニーズを的確に把握することに努める。

3 応援内容の検討

応援要請を受理した場合、直ちに県又は被災市町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行うとともに、応援可能な資源（人・物）の確保に努める。

応援が不可能な場合は、直ちに県又は被災市町へその旨を報告することとする。

4 応援体制の構築

応援市町は、応援要請に基づく応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、気象状況、危険箇所、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。

また、応援要員の健康管理に十分留意するとともに、市町の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員をあらかじめ確保しておく。

応援活動の実施にあたっては、市町の応援活動が自立的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

《応援体制》

1 各協定等に基づく応援要請

被災市町は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、三重県市町災害時応援協定ほか各協定、基本法第67条並びに第68条に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。

また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、市町内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集する。

2 連絡要員の受入

被災市町災対本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

3 具体的な要請内容の検討

被災市町は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況についての的確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

4 受入体制の構築

被災市町は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受け入れ拠点を確保する。

また、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実にを行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

《応援体制》

- (1) 各協定等に基づく応援要請の受理
- (2) 情報収集のための職員の派遣
- (3) 応援内容の検討
- (4) 応援体制の構築
- (5) その他必要な事項

《受援体制》

- (1) 各協定等に基づく応援要請
- (2) 連絡要員の受け入れ
- (3) 具体的な要請内容の検討
- (4) 受入体制の構築
- (5) その他必要な事項

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策

第1節 緊急の交通・輸送機能の確保(災中6)

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊<公共土木対策班>
警察部隊

第1項 活動方針

○道路災害等による二次災害防止措置を適切に講じるとともに、防災活動の拠点となる広域防災拠点施設や災害拠点病院等への緊急輸送・搬送ネットワークを確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
通行規制の実施	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班)	【発災のおそれがある場合】 雨量等規制値を超え次第	・雨量情報、河川水位情報 等(气象台、河川管理者等)
道路交通情報・被害情報の収集	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班) 警察部隊	【発災1時間以内】 情報収集体制が整い次第	・道路や交通安全施設の損 壊・被害情報等(道路管理者 等)
道路パトロールと緊急時の措置	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班)	【発災6時間以内】 発災後速やかに	・県内の被災状況や道路情 報(関係機関等)
緊急輸送道路の確保	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班)	【発災24時間以内】 緊急輸送道路の確保体制 が整い次第	・県内の被災状況や道路情 報(関係機関等)
交通規制の実施(緊急交通路の指定)	警察部隊	【発災24時間以内】 緊急交通路の通行が確認 でき次第	・県内の被災状況や道路情 報(関係機関等)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 通行規制の実施(社会基盤対策部隊<公共土木対策班>)

(1) 通行規制区間における通行規制の実施

県管理道路について、異常気象時において被害の発生するおそれが著しいと認められる箇所を含む規制区間においてあらかじめ定める規制基準を超過した場合には、道路管理者は速やかに通行規制を行う。

(2) 通行規制区間外での通行規制の実施

県管理道路について、規制区間外の箇所においても、気象状況等を勘案して必要に応じ規制区間に準じた通行規制を実施する。

2 道路交通情報・被害情報の収集（社会基盤対策部隊<公共土木対策班>、警察部隊）

(1) 監視用テレビカメラ等による道路情報等の収集

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、主要交差点の監視用テレビカメラ、ヘリコプターテレビシステムや（社）三重県警備業協会と構築した「情報連絡システム」を活用するほか、広域緊急援助隊先行情報班を投入することにより、道路の被害状況、信号機等交通安全施設の被害状況、交通事故等の道路障害状況の情報を収集する。

(2) 国や市町、民間事業者等からの道路情報等の収集

県内の道路の被害状況の情報収集にあたっては、県管理道路の情報以外に、国や市町が管理する道路情報、（社）三重県建設業協会が構築した情報共有システムにおける道路情報、その他道路情報を提供している民間事業者からの情報収集など、多様な手段を用いて情報収集を行う。

(3) 道路情報の一元化

道路管理者、警察、その他関係機関は連携を密にして、相互の情報交換を図るとともに、社会基盤対策部隊において道路情報の一元化を図る。

3 道路パトロールと緊急時の措置（社会基盤対策部隊<公共土木対策班>）

(1) 道路パトロール

道路パトロールについては、別に定める「三重県公共土木施設パトロール必携」に基づき、各建設事務所が実施する。

① 道路パトロールの体制

建設事務所長はパトロール班を参集した職員数に応じて複数配備し、パトロールを実施する。また、パトロール以外の業務を行うための体制を整える。

② 道路パトロールの実施箇所

道路パトロールは、下記の箇所又は区域を標準として行う。

異常時における要注意箇所又は区域	三重県地域防災計画添付資料に掲載の道路注意箇所（道路防災点検要対策箇所のうち未対策箇所） 三重県水防計画における重要水防区域の内、特に注意を要する区域
------------------	--

(2) 道路パトロール時における緊急時の措置

① 応急対策

交通の障害となるような事態を発見したときは、危険を防止するための簡単な障害物の除去、標識、バリケード設置等の応急措置を講ずる。

② 緊急連絡、通行規制

落石、土砂崩落、崖くずれ等の災害発生（発生のおそれのある場合を含む。）に遭遇したときは、直ちに建設事務所にその状況を報告し、指示を受け通行規制等を実施する。

③ 住民への周知

前記の災害が附近の住民に危険を及ぼすおそれのある場合は、速やかに住民に通報するとともに通行者に対しても現況を知らせるよう努める。

4 緊急輸送道路の確保（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

被災者及び救助・救急要員等あるいは災害応急対策用物資及び資材の輸送等の災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、以下により、必要な緊急輸送道路の確保を図る。

(1) 道路啓開の実施

緊急輸送道路が障害物等により安全に通行できない場合は、障害物を撤去するために建設業協会等関係機関と協力し、優先的に道路啓開を実施する。

(2) 災害時における車両の移動等

緊急輸送道路等において、車両等が緊急車両の通行の妨害となり災害応急対策の実施に著しい支障が生じ、かつ、緊急車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは基本法第76条の6の規定に基づき、当該車両等の移動を行う。

(3) 応急復旧工事の実施及び迂回路の確保

緊急輸送道路が被災によって通行が不可能となった場合には、優先的に応急復旧工事を行うとともに、迂回路を確保する。

（緊急輸送道路の指定等については、第2部 第4章 第1節「輸送体制の整備」に記載）

5 交通規制の実施（緊急交通路の指定）（警察部隊）

災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、通行の禁止及び制限を行う必要があると認めるときは、次によりこれを行う。

(1) 交通規制方針

交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するため、次の方針により実施する。

- ① 避難路及び緊急交通路の迅速な確保
- ② 被災状況により、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限
- ③ 被災地域への一般車両の流入制限
- ④ 道路障害及び交通状況を把握して、通行の禁止、迂回路の指示等危険防止及び混雑緩和の措置を執る。

(2) 交通規制の実施要領

大規模災害等の発生に際しては、次の交通規制等を実施する。

① 道路交通法（以下「道交法」という。）に基づく警察署長等の交通規制

警察署長及び高速道路交通警察隊長は、発災後、直ちに道路の被害状況を調査し、被災地周辺の幹線道路及び避難路について被災地や浸水区域への流入抑制を図る。

② 基本法に基づく交通規制

公安委員会は、緊急交通路を確保するため、基本法第76条第1項に基づき必要な交通規制を実施する。

警察署長及び高速道路交通警察隊長は、緊急交通路に指定された路線において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限並びに迂回路における整理誘導を行う。

③ 道交法に基づく公安委員会による交通規制

上記の交通規制実施後、被災の状況及び通行実態等からみて、更に交通規制の必要があると認めるときは、上記交通規制を解除し、改めて公安委員会の権限に基づく車種、時間等を指定した車両の通行を禁止又は制限する。

④ その他の交通規制

道路の亀裂、損壊、橋りょう落下その他交通に支障のある箇所については、一義的には道路管理者が実施するが、警察本部においても、必要に応じて危険防止のための交通規制を実施する。

⑤ 交通規制の周知等

交通規制を実施した場合は、警察本部交通規制課において県災対本部と情報共有するとともに、報道機関、日本道路交通情報センター及び交通情報板等を通じ規制の区間及び迂回路等を広報するほか、立看板、案内図等を提出し、交通規制の内容について周知徹底を図る。

(3) 路上放置車両等の移動等

基本法により交通規制を実施した通行禁止区域等において路上放置車両等が通行の障害となった場合は、以下の規定に基づき移動等の措置を取って輸送機能等の確保を図る。

(基本法第76条の3第1項)

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。2 前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

(4) 交通信号機等交通安全施設の機能確保

- ① 交通信号機の停電について、自動起動型信号機電源付加装置が整備済の交通信号機については、同装置により対応する。
- ② その他交通安全施設について、特別点検、修理等応急対策を実施する。

(5) (社)三重県警備業協会に対する警備員の出動要請

緊急交通路の確保が警察等の公的機関のみでは十分に行えない場合は、「災害時における緊急交通路の確保等に係る警備業務に関する協定」に基づき(社)三重県警備業協会に警備員の出動を要請する。

(6) 緊急通行車両の確認と証明書等の交付

緊急通行車両の確認と証明書等の交付は、警察本部(交通規制課、高速道路交通警察隊)、各警察署、災害時に設置される交通検問所及び県防災対策部及び地域防災総合事務所等において以下のとおり行う。

特に事前届出済証の交付を受けている緊急通行車両については迅速に交付する。

① 緊急通行車両の確認

災害が発生した際、緊急通行車両の事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申し出がなされた場合、事前届出を行っていない者からの申し出に優先して確認を行うものとし、その際、確認のための必要な審査は省略することができる。

② 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

緊急通行車両の申請に基づき、緊急通行車両等確認証明申請書と緊急通行車両等事前届出済証の記載内容を照合した上で、緊急通行車両確認証明書(2枚複写の2枚目)及び標章を交付する。

(事前届出制度等については、第2部第4章第1節「輸送体制の整備」に記載)

■市町が実施する対策

1 通行規制の実施

「<県が実施する対策> 1 通行規制の実施」に準ずる。

2 道路パトロールと緊急時の措置

「<県が実施する対策> 3 道路パトロールと緊急時の措置」に準ずる。

3 緊急輸送道路の確保

「<県が実施する対策> 4 緊急輸送道路の確保」に準ずる。

4 交通規制の実施

(1) 路上放置車両等に対する措置

消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、「<県が実施する対策> 4 交通規制の実施 (3) 路上放置車両等の移動等」で、警察官の取ることのできる措置を行う。

ただし、消防吏員の取った措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならない。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 通行規制の実施

(2) 道路被害情報の収集

(3) 交通規制に関する措置

(4) 道路の応急復旧等（緊急啓開路線、啓開活動等）

(5) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

1 路上放置車両等に対する措置

災害派遣部隊の自衛隊の自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、「<県が実施する対策> 4 (3) 路上放置車両等の移動等」で、警察官の取ることのできる措置を行うことができる。

ただし、自衛官の取った措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならない。

2 応急対策の実施

緊急輸送道路の確保にあたり、県、市町、中部地方整備局において対応が困難な場合、要請に基づき当該箇所の道路啓開又は応急復旧工事を行う。

<中部地方整備局、近畿地方整備局の対策>

1 状況の把握

道路施設及び港湾施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施する。また、ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努める。

被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所へ移動させ、災害状況の把握及び連絡システムの確保に努める。

2 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報について、関係機関へ提供するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報を提供するほか、道路情報板、道路情報提供システム等により周知する。

3 応急対策の実施

所管施設が被災した場合は、道路啓開等に関する計画に基づき道路啓開を実施し、緊急輸送道路を早期に確保する。また、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努める。

航路についても、必要に応じて航路啓開を実施し、早期の航路確保に努める。

4 排水作業の実施

洪水や高潮等によって冠水し、長期にわたって冠水が継続する可能性が高い場合、浸水エリアの災害応急対策活動を行うため、排水作業を行う。

<中日本高速道路株式会社の対策>

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署等への情報伝達体制の確保
- ② 施設・設備等の被害状況の把握
- ③ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 県災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 被害情報の収集

管理区域にかかる高速道路の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回点検等により施設の被害状況を把握する。

(3) 通行規制の実施

通行車両の安全確保又は緊急輸送機能の確保等のため、必要に応じ適切な通行規制を行う。

(4) 利用者等に対する広報

通行規制を実施した場合は、中日本高速道路株式会社は情報板及びインターネット等により利用者等に対して広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

2 応急復旧対策の実施

被害箇所において速やかに通行可能となるよう復旧作業を実施する。

緊急輸送道路として指定を受けた道路が通行不能になった場合は、緊急通行車両等の通行のため、特に暫定的復旧措置を迅速に行い、最低1車線の確保を行う。

<海上保安庁、港湾管理者の対策>

1 船舶交通の整理、指導

海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

2 船舶交通の制限等

海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。

3 必要な措置

海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

4 水路の安全確保

水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

5 航路標識の保全

航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

<自動車運転者がとるべき行動>

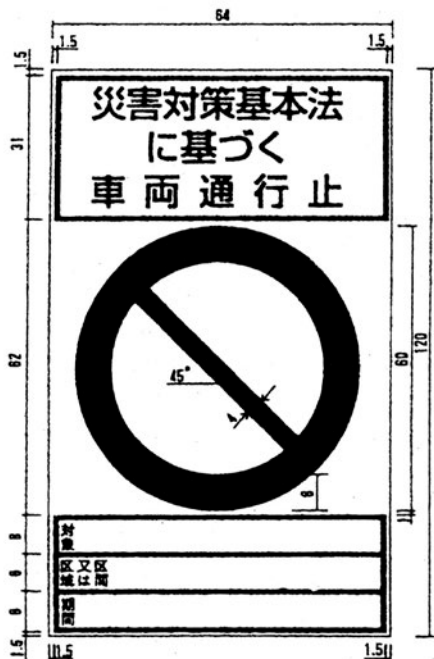
1 交通規制時の行動

基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、以下の行動をとらなければならない。

- ① 速やかに車両を次の場所に移動させる。
 - a 道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、当該道路の区間以外の場所
 - b 区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路以外の場所
- ② 速やかな移動が困難な時は、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行に支障とならない方法により駐車する。
- ③ 警察官の指示を受けた時は、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

■参 考

- 1 基本法施行令第32条に基づく緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合の対象、区間等及び期間を定める標示



- 2 基本法施行令第32条第2項に基づく緊急通行車両の標章



第2節 水防活動(災中)

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）

第1項 活動方針

○台風・大雨時等の河川、海岸、ダム、ため池等の護岸・堤防における危険箇所を早期に把握し、必要な応急措置を講ずる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
水防活動の実施	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	【発災のおそれがある場合】 指定した河川水位を超過した場合	・気象情報(气象台) ・河川水位情報(各河川管理者) ・堤防等の状況(水防管理団体、県水防支部)
監視、警戒体制の整備	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	【発災のおそれがある場合】 指定した河川水位を超過した場合	・気象情報(气象台) ・河川水位情報(各河川管理者) ・堤防等の状況(水防管理団体、県水防支部)
ダム・水門等の操作	社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班)	【発災のおそれがある場合】 河川水位や潮位等の状況に応じ	・気象情報、潮位情報等(气象台) ・河川水位情報(各河川管理者)
水害防止の応急活動	社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班)	【発災1時間以内】 堤防等の異常を確認次第速やかに	・堤防等の状況(水防管理団体、県水防支部)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 水防活動の実施(社会基盤対策部隊<公共土木対策班>)

(1) 洪水予報河川

流域面積の大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川については、国土交通大臣が洪水予報河川に指定しており、洪水のおそれがあるときは気象庁と共同し、河川の水位又は流量を県水防本部に通知するため、県水防本部は水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。(水防法第10条)

(2) 水位周知河川

洪水予報河川以外で、洪水により相当な損害が予想されるものについては、国土交通大臣及び知事が水位周知河川に指定し避難判断水位を定めており、河川の水位がこれに達したときは水位又は流量を国は県水防本部に、県水防本部は水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。(水防法第13条)

(3) 水防警報河川

洪水により相当な損害が予想されるものについては、国土交通大臣及び知事が水防警報河川に指定し、これにより水防警報を発したとき又はその通知を得たときは、直ちにその警報事項を国は県水防本部に、県水防本部は水防管理者その他水防関係機関に通知する。(水防法第16条)

(4) 水位の通知及び公表

水位計の水位が水防団待機水位を超えるとときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。

また、水位計の水位がはん濫注意水位を超えるとときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。(水防法第12条)

2 監視、警戒体制の整備（社会基盤対策部隊<公共土木対策班>）

(1) 巡視

水防管理者は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河川・海岸堤防等を巡視するものとし、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川、海岸等の施設管理者に報告して必要な措置を求める。

県水防支部は前項の報告を受けたときは、直ちに県水防本部に報告し、処置を求めるとともに、常に適切な水防活動ができ得るよう水防管理団体を指導する。

(2) 非常警戒

水防管理者は水防施設の被害が予測される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸等の施設管理者に連絡をして、水防作業を開始する。

県水防支部は前項の報告を受けたときは、直ちに県水防本部に報告し、処置を求めるとともに、常に適切な水防活動ができるよう水防管理団体を指導する。

3 ダム・水門等の操作（社会基盤対策部隊<農林水産対策班、公共土木対策班>）

河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者は、洪水・高潮等の発生を未然に防止するため、管理するダム・堰・水門等の適切な操作を行うとともに、必要に応じ、関係市町や管轄警察署への通知、地域住民への周知等を行う。

4 水害防止の応急活動（社会基盤対策部隊<農林水産対策班、公共土木対策班>）

堤防、ため池、樋門等の決壊等、水防上の危険のおそれがあると認められる場合、水防管理者、消防団長、消防機関の長等は管轄警察署長に通報の上、当該地域の住民等に対し避難のための立退きを指示するとともに、応急措置を講ずる等によりでき得る限り被害の拡大を防止するよう努める。

■市町が実施する対策

1 消防団の出動

気象の予警報等を考慮の上、県水防本部が発令する水防警報等に基づき、水防活動を行うための消防団に対し待機、準備又は出動の配備指令を行う。

2 監視、警戒体制の整備

「<県が実施する対策> 2 監視、警戒体制の整備」に準ずる。

3 水門等の操作

「<県が実施する対策> 3 ダム・水門等の操作」に準ずる。

4 水害防止の応急活動

「<県が実施する対策> 4 水害防止の応急活動」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 必要な箇所での門扉開閉操作
- (2) 監視、警戒体制の整備
- (3) 水防組織（県水防計画に準じて、災害に即応できる有効かつ適切な水防体制の確立）
- (4) 災害発生直前の対策（水防上危険と思われる箇所についての水防活動の実施や水門等の適切な操作など）
- (5) 応急復旧工事の実施
- (6) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<中部地方整備局、近畿地方整備局が実施する対策>

1 水防活動の実施

洪水、高潮又は高波等により、相当な損害が予想される区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供や、洪水予報や水防警報及び避難判断水位到達情報の通知並びに水防資機材の提供を行うものとする。

また、洪水、高潮又は高波等によって著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、水防管理者に代わって、進入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施するものとする。

第3節 公共施設被災時の応急対策 (災中8)

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）

第1項 活動方針

○県民の生命・身体を保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握するとともに、応急対策を実施することで、二次災害を防止する。

第2項 主要対策項目（道路、橋梁はじめ公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動）

対策(活動)項目	主担当部・部隊	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
道路・橋梁にかかる応急対策	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班) 警察部隊	【発災2時間以内】 被害発生を確認次第	被害状況(各市町、道路管理者等、防災関係機関(出先機関含む))
土砂災害発生時の応急対策	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班、 農林水産対策班)	【発災2時間以内】 被害発生を確認次第	被害状況(各市町、防災関係機関(出先機関含む))
港湾施設・漁港施設にかかる応急対策	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班、 農林水産対策班)	【発災2時間以内】 被害発生を確認次第	被害状況(各市町、防災関係機関(出先機関含む))
農業用施設にかかる応急対策	社会基盤対策部隊 (農林水産対策班)	【発災6時間以内】 被害発生を確認次第	被害状況(各市町、防災関係機関(出先機関含む))
林業用施設にかかる応急対策	社会基盤対策部隊 (農林水産対策班)	【発災6時間以内】 被害発生を確認次第	被害状況(各市町、防災関係機関(出先機関含む))
漁業用施設にかかる応急対策	社会基盤対策部隊 (農林水産対策班)	【発災6時間以内】 被害発生を確認次第	被害状況(各市町、防災関係機関(出先機関含む))

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 道路、橋梁にかかる応急対策（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、警察部隊）

(1) 被害情報の収集

「第1節 緊急の交通・輸送機能の確保 <県が実施する対策> 2 道路交通情報・被害情報の収集」に準じて、緊急輸送道路を最優先とし、さらに災害時に孤立の発生につながるおそれのある交通路や県民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

(2) 通行障害発生時の応急対策

大雨等により道路冠水や法面崩落等の通行障害が生じた場合は、速やかに通行止め等による二次災害防止措置を講じる。

2 土砂災害発生時の応急対策（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班、農林水産対策班＞）

(1) 被害情報の収集

土砂災害が発生した場合は、可能な限り速やかに被害拡大の可能性について調査し、被害拡大の可能性が高い場合は関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。

また、被害が拡大し、重大な土砂災害につながるおそれがある場合は、土砂災害防止法第28条に基づく緊急調査を実施するとともに、緊急調査により必要が認められたときは、同法第31条に基づく土砂災害緊急情報を市町に通知し、一般に周知させるために必要な措置を講じる。

土石流や土砂ダムが発生した際には、国土交通省に連絡し、土砂災害防止法第27条に基づく緊急調査及び必要な対策の実施を要請し、緊急調査により得られた情報を市町に随時提供する。

(2) 避難判断情報等の提供

迅速かつ円滑な避難誘導等が実施されるように、市町へ土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報及び土砂災害に関する防災情報を提供する。

また、必要に応じ、市町に対し、基本法第61条の2に規定する避難指示等に当たっての技術的助言を行う。

土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や地域住民に周知を図り、適切な避難対策を実施する。

3 港湾施設・漁港施設にかかる応急対策（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班、農林水産対策班＞）

(1) 被害情報の収集

高潮・高波により被害が発生した際には、可能な限り速やかに被害拡大の可能性について調査し、被害拡大の可能性が高い場合は関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロール等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。また、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。また、必要に応じて応急措置を実施する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

(3) 施設利用者及び住民に対する広報

被災した施設は、気象状況等により被害が拡大するおそれがあるため、施設の被害程度等を施設利用者、周辺住民及び関係市町へ周知するものとする。

4 農業用施設にかかる応急対策（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 被害情報の収集

農業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

5 林業用施設にかかる応急対策（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 被害情報の収集

林業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

6 漁業用施設にかかる応急対策（社会基盤対策部隊〈農林水産対策班〉）

(1) 被害情報の収集

漁業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

■市町が実施する対策

1 道路、橋梁にかかる応急対策

「〈県が実施する対策〉1 道路、橋梁にかかる応急対策」に準ずる。

2 土砂災害発生時の応急対策

県から提供される土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報及び土砂災害に関する防災情報や、基本法第61条の2に規定する避難指示等に当たっての技術的助言を活用し、土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や地域住民に周知を図り、適切な避難対策を実施する。

3 漁港施設の応急対策

「〈県が実施する対策〉3 港湾施設・漁港施設にかかる応急対策」に準ずる。

4 農業用施設にかかる応急対策

「〈県が実施する対策〉4 農業用施設にかかる応急対策」に準ずる。

5 林業用施設にかかる応急対策

「〈県が実施する対策〉5 林業用施設にかかる応急対策」に準ずる。

6 漁業用施設にかかる応急対策

「〈県が実施する対策〉6 漁業用施設にかかる応急対策」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 道路、橋梁にかかる応急対策
- (2) 土砂災害発生時の応急対策
- (3) 漁港施設の応急対策
- (4) 農業用施設にかかる応急対策
- (5) 林業用施設にかかる応急対策
- (6) 漁業用施設にかかる応急対策
- (7) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

〈道路管理者、港湾管理者、海上保安庁が実施する対策〉

1 公共土木施設等にかかる応急対策

(1) 道路、橋梁（道路管理者）

「〈県が実施する対策〉1 道路、橋梁にかかる応急対策」に準ずる。

(2) 港湾施設（港湾管理者、海上保安庁）

「〈県が実施する対策〉3 港湾施設にかかる応急対策」に準ずる。

第4節 ライフライン施設被災時の応急対策（災中9）

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、水道・工業用水道・電気班）

第1項 活動方針

- 上下水道、工業用水道、発電所施設（県管理）について、被害状況を迅速に確認し二次災害防止措置を講じる。
- ライフライン施設の管理者は、県災対本部との連絡体制を確保するとともに、被害状況を迅速に把握し、利用者等への広報に努める。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部・部隊	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
上水道施設（県管理）の応急対策	社会基盤対策部隊(水道・工業用水道・電気班)	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・施設中央監視システム等 (企業庁、県災対本部)
下水道施設（県管理）の応急対策	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・施設中央監視システム等 (県土整備部、県災対本部)
工業用水道施設（県管理）の応急対策	社会基盤対策部隊(水道・工業用水道・電気班)	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・施設中央監視システム等 (企業庁、県災対本部)
発電所施設（県管理）の応急対策	社会基盤対策部隊(水道・工業用水道・電気班)	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・施設中央監視システム等 (企業庁、県災対本部)

※「活動開始（準備）時期」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 上水道施設（県管理）の応急対策（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）

(1) 被害状況の把握等

発災後、県が管理する水道施設について、職員を招集して施設の損傷及び機能の確認に当たらせるとともに、被害状況を把握し県災対本部へ報告する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

2 下水道施設（県管理）の応急対策（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

(1) 被害状況の把握等

発災後、県が管理する下水道施設について、施設の損傷及び機能の確認に当たらせるとともに、被害状況を把握し県災対本部へ報告する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

3 工業用水道施設（県管理）の応急対策（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）

(1) 被害状況の把握等

発災後、県が管理する工業用水道施設について、職員を招集して施設の損傷及び機能の確認に当たらせるとともに、被害状況を把握し県災対本部へ報告する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

4 発電所施設（県管理）の応急対策（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）

(1) 被害状況の把握等

発災後、県が管理する発電所施設について、職員を招集して施設の損傷及び機能の確認に当たらせるとともに、被害状況を把握し県災対本部へ報告する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

■市町が実施する対策

1 上水道施設（市町管理）の応急対策

(1) 被害状況の把握等

発災後、市町水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努める。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

2 下水道施設（市町管理）の応急対策

(1) 被害状況の把握等

発災後、市町が管理する下水道施設について、施設の損傷及び機能の確認に当たらせるとともに、被害状況を把握する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 上水道施設（市町管理）の応急対策

- (2) 下水道施設（市町管理）の応急対策
- (3) その他必要な事項

■その他防災関係機関が実施する対策

＜電気事業者が実施する対策＞

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署等への情報伝達体制の確保
- ② 施設・設備等の被害状況の把握
- ③ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 県災対本部、関係機関等への被害状況、復旧状況等の報告

(2) 情報収集

災害発生後、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。

(3) 利用者等に対する広報

電気事業者は、災害によって停電が発生した場合、広報車及びインターネットにより地域の利用者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

＜都市ガス事業者が実施する対策＞

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署等への情報伝達体制の確保
- ② 施設・設備等の被害状況の把握
- ③ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 県災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 情報収集

災害発生時においては、ガスによる二次災害を防止するための的確な措置を緊急に実施するため、供給区域にかかる地域内の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回点検等によりガス設備の被害情報を把握する。

(3) 緊急巡回点検の実施

動員等により巡回要員が確保され次第、直ちに緊急巡回点検を行い、主要なガス設備及び供給区域の家屋等の被害状況を把握する。

(4) ガス供給停止の判断

- ① 下記に挙げるような大きな災害が確認された地域では即時にガス供給を停止する。
 - a 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の大変動により供給継続が困難な場合
- ② ガス工作物の被害が予想される地域では、直ちに以下のような情報収集を開始し、経時的に得られるそれらの被害状況等からガスの工作物の被害による重大な二次災害のおそれがあると判断される場合は、速やかにガス供給を停止する。なお、二次災害のおそれの有無の判断は、可能な限り速やかに行う。

- a 道路及び建物の被害状況
- b 緊急巡回点検による主要ガス導管の被害状況
- c ガス漏洩通報の受付状況

(5) 緊急連絡体制

災害発生の被害状況、ガス供給停止の緊急措置、応援復旧にかかる情報連絡や救援要請を関係機関に行う。

(6) 利用者等に対する広報

都市ガス事業者は、災害によってガス供給に支障を来した場合、広報車及びインターネットにより地域の利用者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

<LPガス販売事業者が実施する対策>

1 緊急対策

- ① 協会員及び県災対本部、関係機関等との連絡体制を確保する。
- ② ガス貯蔵施設等の被害状況、安全確認を行う。
- ③ LPガス使用需要家よりガス漏洩等緊急出動の要請を受けた協会員は、その受信の際、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏えい部分の修理を行う。
- ④ その他、LPガス消費設備の安全総点検を行う。
- ⑤ 安全確認後、早期ガス供給を開始する。

<コミュニティガス事業者が実施する対策>

「<都市ガス事業者が実施する対策>及び<LPガス事業者が実施する対策>」に準ずる。

<固定通信事業者が実施する対策>

「第1章 第2節 通信機能の確保 <その他防災関係機関が実施する対策> 固定通信事業者の実施する対策」に準ずる。

<移動通信事業者が実施する対策>

「第1章 第2節 通信機能の確保 <その他防災関係機関が実施する対策> 移動通信事業者の実施する対策」に準ずる。

<鉄道事業者が実施する対策>

1 台風・大雨等時の運転基準及び運転規制区間

台風・大雨等時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。

2 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署、駅、列車等への情報伝達体制の確保
- ② 施設、旅客等の被害状況の把握
- ③ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 県災対本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2) 旅客等に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- ① 災害の規模
- ② 被害範囲
- ③ 被害の状況
- ④ 不通線区
- ⑤ 開通の見込み等

(3) 救護、救出及び避難

- ① 駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。
- ② 災害により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
- ③ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼する。

<一般乗合旅客自動車運送事業者（バス事業者）が実施する対策>

1 台風・大雨等時の運転規制

台風・大雨等時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。

2 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署、車両等への情報伝達体制の確保
- ② 施設、乗客等の被害状況の把握
- ③ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 県災対本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2) 乗客等に対する広報

災害時の乗客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、次の事項を乗客等に案内する。

- ① 災害の規模
- ② 被害範囲
- ③ 被害の状況
- ④ 不通区間
- ⑤ 開通の見込み等

(3) 救護、救出及び避難

- ① 車両等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。
- ② 災害により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
- ③ 災害により乗客等に多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報

し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 利用者に対する広報

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

<三重県石油商業組合が実施する対策>

1 緊急対策

- ① 石油類燃料施設の被害状況等を確認し、応急修理等施設の安全確保のために必要な措置を講じる。
- ② 組合員及び県災対本部、関係機関との連絡体制を確保する。
- ③ 各給油所における石油類燃料の貯蔵状況や流通状況等を確認し、石油類燃料の供給見込みを把握する。

第5節 ヘリコプターの活用 (発災10)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、救助班）

第1項 活動方針

○風水害の発生により、県内で甚大な被害が発生し、陸上及び海上での災害応急対策活動に支障が生じた場合には、ヘリコプターを活用した上空からの情報収集、救出救助活動、人員搬送活動、物資輸送活動等を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集	総括部隊（救助班）	【天候回復後1時間以内】 天候回復後速やかに	・各市町の被災状況 (総括部隊（情報班）)
ヘリコプターの応援要請	総括部隊（救助班）	【天候回復後1時間以内】 保有ヘリコプターが活動できない場合又は不足する場合速やかに	・各市町の被災状況 (総括部隊（情報班）) ・ヘリコプターの運航状況 (ヘリコプター保有機関)
活動拠点の確保	総括部隊（総括班、救助班）	【天候回復後6時間以内】 ヘリコプターによる活動を実施することが決まり次第	・飛行場外離着陸場の被災状況（市町、各消防本部、各施設管理者）
各活動の実施	総括部隊（救助班）	【天候回復後6時間以内】 被災状況とりまとめ、ヘリポート確保後速やかに	・救出救助要請 (各救助機関、市町) ・人員搬送要請（各部隊） ・物資搬送要請（各部隊）

※「活動開始（準備）時期」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

※「天候回復」とは、ヘリコプターの活動が可能な天候に回復した状況のことをいう。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 被害情報の収集（総括部隊＜救助班＞）

県防災ヘリコプターは市町等の要請に基づく運航が基本であるが、緊急を要する場合は、市町等の要請の有無に関わらず、情報収集等の活動に出動する。

県警察ヘリコプターは、目視による情報収集のほか、ヘリコプターテレビシステムを用いた情報収集活動を行い、効果的な被害情報の収集及び共有を行う。

（「第1章 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 <県が実施する対策>」に準ずる。）

2 ヘリコプターの応援要請（総括部隊＜救助班＞）

県が保有するヘリコプターによる活動が行えない場合、又は活動体制が不足する場合は、次の機関等に各ヘリコプターの応援要請を行う。

(1) 緊急消防援助隊

県は、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、消防応援活動調整本部を通じ、総務省消防庁へ緊急消防援助隊航空部隊を要請する。

(2) 相互応援協定に基づく応援要請

県は、必要に応じて次にある相互応援協定に基づく応援要請を行う。

協定名称	締結先団体
紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定	奈良県、和歌山県
三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定	滋賀県
四県一市航空消防防災相互応援協定	岐阜県、静岡県、愛知県 名古屋市

(3) 指定地方行政機関への要請

県は、(1)(2)における消防防災ヘリコプター以外に、必要に応じて指定地方行政機関（中部地方整備局、海上保安庁第四管区海上保安本部）が保有するヘリコプターの活用について要請を行う。また、中部空港事務所を通じて航空輸送の要請を行う。

(4) 協定事業者への要請

協定名	締結相手方
航空機チャーターに関する協定	中日本航空株式会社
災害等緊急時におけるヘリコプター運航に関する協定 (近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定の枠組で締結)	中日本航空株式会社 朝日航洋株式会社 四国航空株式会社 アカギヘリコプター株式会社 東邦航空株式会社 学校法人ヒラタ学園

(5) 自衛隊への要請

上記(1)から(4)による活動が困難なとき、又は急を要するときは、「第1章 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、自衛隊に対し航空輸送の支援要請を行う。

3 活動拠点の確保（総括部隊＜総括班、救助班＞）

県は、他機関のヘリコプターを活用することとなった場合、応援要請を行った各機関のヘリコプターの受入体制を整えるとともに、ヘリコプターの活動拠点を確保することとする。

(1) ヘリベース（HB）

航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮を実施し、航空部隊の進出・集結拠点となるヘリベースを確保する。ヘリベースは、原則、津市伊勢湾ヘリポートとするが、被災状況に照らし、三重県営鈴鹿スポーツガーデンを代替ヘリベースとして設定する。

ヘリベースには航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮者をおく。

(2) フォワードベース（FB）

被災地近傍の場外離着陸場等で、離着陸、給油、人員の乗降、装備・物資等の積み降ろし可能な拠点を確保する。フォワードベースの運用にあたり、必要がある場合は、航空隊員（応援航空隊員を含む。）を派遣する。

(3) ランディングポイント（LP）

上記(1)(2)以外で、災害救助活動のための離着陸を行う地点を確保する。

(4) 航空燃料の確保

航空部隊の燃料補給基地は、原則として、津市伊勢湾ヘリポートとし、ヘリベース指揮者が燃料補給に関する協力を要請する。ヘリベースを伊勢湾ヘリポート以外に設置した場合及びフォワードベースを設置した場合は、消防応援活動調整本部とヘリベース指揮者が協議のうえ、航空燃料を確保する。

4 各活動の実施（総括部隊＜救助班＞）

ヘリコプターの運用は、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に実施する。ヘリコプターの運用にあたっては、要請の優先度を判断した上で決定することとし、複数のヘリコプターを運用する場合には、その役割分担について調整を行う。

- ① 被災状況等の調査及び情報収集活動
- ② 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- ③ 災害応急対策活動要員、資機材の搬送
- ④ 被災者等の救出
- ⑤ 救援物資等の搬送
- ⑥ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動
- ⑦ その他、災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

■市町が実施する対策

1 県防災ヘリコプターの応援要請

市町は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合でヘリコプターによる活動が必要と認められる場合、「三重県防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県に対しヘリコプターの応援要請を行う。

2 受入体制の構築

市町は、ヘリコプターの運航が安全かつ確実に行えるよう、飛行場外離着陸場の確保等、受入体制を整える。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 県へのヘリコプターの応援要請手法
- (2) ヘリコプターの受入体制
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<指定地方行政機関及び自衛隊が実施する対策>

1 被害情報の収集

風水害の発生により、県内に甚大な被害が想定される場合には、各機関の判断により、独自に情報収集を開始するとともに、県災対本部等、関係機関間での情報共有に努める。

2 要請に基づく活動

第4部 発災後の応急対策

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策

県災対本部から要請があった場合には、県災対本部と調整のうえ、必要な活動を実施する。

第3章 救助・救急及び医療・救護活動

第1節 救助・救急活動(災中11)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、救助班、総務班）

警察部隊

三重県消防応援活動調整本部

社会基盤対策部隊（水道・工業用水道・電気班）

第1項 活動方針

<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関と連携した体制を構築する。 ○ 困難な状況下(気象条件、現場条件)での活動となるため、活動現場に応じた、適切な重機や資機材を調達する。(排水ポンプ車、照明車、ボートなど)
--

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各救助機関への部隊派遣要請	警察部隊 三重県消防応援活動調整本部 総括部隊(総括班)	【発災後1時間以内】 人命に係る被害が発生又は発生するおそれが生じた時点	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)
救助・救急活動の調整	総括部隊(救助班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部	【発災後3時間以内】 各救助機関での部隊派遣要請後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)
活動拠点等の確保	総括部隊(総括班、救助班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部	【発災後3時間以内】 応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・活動拠点の使用状況(県、市町、自衛隊、警察、消防) ・道路の状況(県、市町、自衛隊、警察、消防)
重機・資機材の調達等	総括部隊(総括班、救助班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部	【発災後6時間以内】 各救助機関での部隊派遣要請後	・被害状況、救助現場の状況、気象状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、津

	活動調整本部 社会基盤対策部 隊(水道・工業用 水道・電気班)		地方气象台) ・重機・資機材の確保状況 (県、市町、自衛隊、海上保安 庁、警察、消防)
惨事ストレス対策	総括部隊(総務 班) 警察部隊	【発災 72 時間以内】 救助・救急活動を実施した職員 の健康状態等に変調をきたす おそれがあるとき	・救助・救急活動を実施した 職員の業務従事内容、健 康状態

第3項 対策

■県が実施する対策

1 各救助機関への部隊派遣要請

(1) 警察災害派遣隊に対する要請（警察部隊）

災害発生に伴って必要があると認めるときは、警察法第 60 条の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の要請を行う。

(2) 緊急消防援助隊の要請等（三重県消防応援活動調整本部）

県は、近隣市町のみでは対応できず、県内他市町の応援が必要と認める場合には、三重県内消防相互応援協定による県内消防相互応援隊の編成・応援出動の指示を行う。

また、他都道府県の応援が必要と認める場合には、消防組織法第 44 条による広域応援要請等を消防庁に対して行う。

その場合、県災对本部内に「三重県消防応援活動調整本部」を設置するとともに、要請手続き等については、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」により、活動体制を確保する。

(3) 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請（総括部隊〈総括班〉）

「第 1 章 第 3 節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、実施する。

2 救助・救急活動の調整(総括部隊〈救助班〉、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部)

(1) 救助機関の活動調整

県は、気象情報(予測含む)や各種防災情報及び市町からの応援要請に基づき、部隊の効果的な運用や最重要地域の選定等について、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。

なお、救助・救急活動にかかる県外消防機関も含めた応援部隊の効果的な投入や展開地域の選定等については、三重県消防応援活動調整本部が消防庁と総合調整を行う。

(2) ヘリコプター等の活用調整

県は、気象状況等を考慮し、防災ヘリコプターの他、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関が保有するヘリコプター及び船舶を有効に活用できるよう調整を行う。

(3) 救助関連情報の共有等

県は、救助機関の救助部隊が効果的かつ効率的な救助活動を実施できるよう、以下の対策を実施する。

- ① 各救助機関に対し、救助部隊の対処状況並びに各救助機関が収集した災害情報の提供を求め、

これらを集約するとともに、救助要請情報を中心に救助関連情報を整理・分析し、救助機関間で情報の共有を行う。

② 救助部隊を受け入れる市町と救助機関を仲立ちし、救助部隊受け入れの調整を行う。

3 活動拠点等の確保(総括部隊<総括班、救助班>、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部)

県は、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を、救助部隊を受け入れる市町と調整して確保する。

4 重機・資機材の調達等(総括部隊<総括班、救助班>、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部、社会基盤対策部隊<水道・工業用水道・電気班>)

救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

ただし、活動機関による調達・携行が困難と思われる特殊な重機・資機材については、関係機関等と調整のうえ調達する。

また、必要に応じ、工業用水道配水管に設置された消火栓、空気弁等からの消火用水供給について、情報提供を行う。

5 惨事ストレス対策(総括部隊<総務班>、警察部隊)

救助・救急活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

■市町が実施する対策

1 救助・救急活動の実施及び調整

(1) 救助・救急活動の実施

市町は、消防機関及び消防団等市町の保有するすべての機能を十分に発揮し、救助・救急活動を実施する。

(2) 協定に基づく応援要請

市町は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合等に、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

また、災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

この場合において、県災対本部と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

(3) 協定に基づく応援出動

市町からの要請又は県からの指示があった市町は、県内消防相互応援隊を結成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図る。

なお、あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

(4) 救助・救急活動の調整

市町単独では十分な救助・救出活動が困難な場合に、県や他の市町村へ応援要請を行ったときは、緊

密な連携を図るとともに、管内における自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。

2 活動拠点等の確保

自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保する。

3 重機・資機材の調達等

必要に応じ、民間からの協力等により重機・資機材を確保し、効率的な活動支援を行う。

4 惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 救助・救急活動の実施及び調整
- (2) 活動拠点等の確保
- (3) 重機・資機材の調達等
- (4) 惨事ストレス対策
- (5) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

自衛隊は県の災害派遣要請に基づき、救助活動を実施する。
また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

<海上保安庁の対策>

海上保安庁は、海難等の救助活動を行う。
また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。
県から要請があった場合は、要請に基づき、救助活動を実施する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 初期救助活動

被災地の住民及び自主防災組織は、自発的に救出・救助活動を行うとともに、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関に協力するよう努める。

第2節 医療・救護活動(災中12)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、救助班）

保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班、保健衛生班）

第1項 活動方針

○ 発災後は、災害拠点病院、災害医療支援病院等を中心として医療・救護活動にあたり、人的被害を最小限におさえることができる体制を速やかに整える。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
医療情報の収集・共有	総括部隊(総括班) 保健医療部隊(情報収集・分析班)	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	医療機関、医師会、保健所等、市町、
医療・救護活動	総括部隊(救助班) 保健医療部隊(医療活動支援班、保健衛生班)	【発災後3時間以内】 DMATや医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点	医療機関、医師会、保健所等、市町、
医薬品等の確保	保健医療部隊(医療活動支援班)	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	被害状況及び供給体制(医薬品等備蓄所)
医療施設の応急復旧	保健医療部隊(医療活動支援班)	【発災後24時間以内】 医療施設の被災を確認後速やかに	医療施設の被災情報(市町・医療機関)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 医療情報の収集・共有

(1) 医療情報の収集・共有(保健医療部隊<情報収集・分析班>)

広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を活用し、医療機関の被災状況や負傷者等の収容状況等を把握し、医療救護活動に対する迅速で的確な医療情報の収集を行うが、通信手段が途絶し

て医療機関の被災状況が把握できない場合は、現地確認を行う。

また、保健所等による現地確認と、災害派遣医療チーム（DMAT）・警察・消防・自衛隊等が自らの活動において収集した情報等の共有により把握した医療機関の被災状況については、その情報を関係機関の間で共有する。

収集した情報をもとに、災害医療コーディネーターの助言を得て、DMATや医療救護班の派遣要請を検討する。

(2) SCUの状況確認（総括部隊＜総括班＞、保健医療部隊＜情報収集・分析班＞）

広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）候補地の使用の可否を把握し、使用できない場合は、代替候補地の状況を把握する。

2 医療・救護活動

(1) DMAT派遣（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

ア 三重DMATの派遣

被災地において、医療の必要があるときは、知事は、三重DMATを派遣する。

なお、DMATの派遣要請を行うかどうかを判断する際には、災害医療コーディネーターの助言を得て行うことができる。

イ 日本DMATの派遣要請

被害が甚大で、三重DMATのみの対応では医療の提供が不足すると想定される場合は、知事は厚生労働省へ日本DMATの派遣を要請する。

ウ DMATの活動調整

県災対本部保健医療部隊内に設置した医療本部において、統括DMATがDMAT調整本部機能を担う。

(2) 医療救護班の派遣及び配置調整（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

ア 医療救護班の派遣要請

発災後2日から1週間程度を過ぎても災害医療体制を継続する必要がある場合に、県は、医療救護班の編成協力機関に派遣を要請する。

イ 地方部による派遣調整

地方部は、市町から医療救護班の派遣依頼があれば、管内において医療救護班の派遣調整を行い、これによっても医療の提供が不足するときは、県災対本部に対して、医療救護班の派遣を要請する。

ウ 医療救護班の派遣

県は、地方部からの要請又は県災対本部において必要を認めたときは、医療救護班の派遣を行う。

なお、県は、必要に応じて、医療救護班でなくDMATを派遣することもできる。

エ 国及び他都道府県への派遣要請

県は、ウによっても救護活動が不足するときは、国及び他都道府県に対し、医療救護班の派遣を要請する。

オ その他

医療救護班の配置調整については、災害医療コーディネーター等の支援、助言を得て行うことができる。また、県内における医療救護班の連絡体制については、医療本部で調整する。

(3) 患者搬送及び収容の調整（総括部隊＜救助班＞、保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

被災地の医療機関で対応できない重篤救急患者等を、災害拠点病院等へ搬送し、医療を実施できるように調整する。

救急車等による搬送が困難な場合は、総括部隊と調整のうえ、搬送手段の確保に努める。

(4) SCUの設置（総括部隊＜救助班＞、保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

広域医療搬送が必要と判断された場合は、現地情報を参考にSCUの設置を決定し、災害拠点病院のDMATと協力してSCU本部を設置する。

SCUの設置について、内閣府へ報告した後、国が作成する広域医療搬送計画に基づき、関係機関と調整のうえ、県外への患者搬送を実施する。

SCU本部においては、医療機関だけでなく、搬送機関と協力して、円滑な広域医療搬送が行えるよう連携して取り組む。

(5) 透析患者の対応（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

透析医療の情報については、「＜県が実施する対策＞ 1. 医療情報の収集・共有」に加えて日本透析医会の災害時情報ネットワークの情報も活用し、透析施設の被災状況や稼働状況等を把握し、市町等を通じて情報提供を行う。また、必要に応じて、移送及び宿泊施設の確保を行う。

それでもなお、受入が困難な透析患者等については、他都道府県に対し、患者の一時避難先及び透析施設の確保を要請し、受入可能な地域への移送及び一時避難先の確保を行う。

(6) 船舶の利用（総括部隊＜救助班＞）

大規模な災害により被災地の医療施設が不足する場合は、県は、知事又は市町長の要請に基づき、第四管区海上保安本部（四日市海上保安部）に対し、所有船舶の供用を要請する。

(7) こころのケア（保健医療部隊＜保健衛生班＞）

被災者のこころのケアについて、精神科医、臨床心理士、保健師、児童相談所職員等により、こころの健康センターを中核とし、保健所に相談窓口を設けるとともに、必要な箇所で被災者の救護活動を行う。

3 医薬品等の確保（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

(1) 医薬品・衛生材料等の調達・分配

県は被災地から要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、県が備蓄している医薬品・衛生材料等を被災地の救護所等へ分配するとともに、被災地外の医薬品等関係機関の協力を得て、必要な医薬品・衛生材料等の確保のための調整を行う。

また、必要に応じて、国及び他府県等に対しても医薬品等の提供の要請を行う。

各保健所においては、所轄市町の医薬品等関係機関の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品・衛生材料等の調達・分配を行う。

(2) 援助物資の活用

国及び他府県から提供された援助物資（医薬品等）については、あらかじめ定める集積場所に集め、医療機関及び避難所等へ分配する。

(3) 輸血用血液製剤の確保

災害時における輸血用血液製剤が円滑に供給できるよう、三重県赤十字血液センターと緊密な連絡を取りつつ、輸血用血液製剤の確保に努める。必要量の確保が県内で困難な場合においては、

国及び他府県等に対して血液製剤の移入を要請する。

また、新鮮な血液確保のため、広く県民に献血協力を要請する。

4 医療施設の応急復旧（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

(1) 公共病院診療所施設応急復旧計画

公共の病院、診療所の災害については、起債対象事業として早期に応急復旧を図るよう努める。

(2) 指定医療機関応急復旧計画

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める指定医療機関の指定病床の災害については、迅速に対応し、応急復旧を図るが、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用がなされた場合においては、これにより措置し、早期に応急復旧を図るよう努める。

(3) 応急復旧用物資の優先供給

医療機関の応急復旧に必要な自家発電用の燃料や水等について、関係機関に対して優先供給を依頼する。

■市町が実施する対策

1 医療情報の収集・共有

医療施設の被災状況、負傷者等の収容状況等の情報を、迅速に把握、共有に努める。

2 医療・救護活動

(1) 救護所の設置

市町長は、被災状況に応じて、救護所の設置を行い、災害拠点病院や郡市医師会等へ医師や医療救護班の派遣を要請する。

住民に対して、救護所の設置場所についての広報を行う。

なお、救護所においては、医療のトリアージや応急処置を行う。

また、避難所の設置が長期間にわたると見込まれる場合は、避難所に救護所を併設することもある。

(2) 医療救護班の派遣による実施

「＜県が実施する対策＞2(2)医療救護班の派遣及び配置調整」に準ずる。

市町長は、当該地域において医療及び助産救助の実施が不可能又は困難なときは、当該地域の地方部長に医療救護班の派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の医療救護班等の派遣要請等を行い実施する。

(3) 医療機関による実施

市町長は、救護所の設置もしくは医療救護班が到着するまでの間に、被災地の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の協力を得て実施する。

(4) 患者搬送及び収容

消防機関は、知事又は市町長から要請のあったときもしくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送する。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、「第2章 第1節 緊急の交通・輸送手段の確保」により応急的に措置する。

また、市町長等は、緊急性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対しヘリコプターの派遣要請ができる。

3 医療施設の応急復旧

「<県が実施する対策> 4 医療施設の応急復旧（1）及び（2）」に準ずるほか、人工透析には大量の水が必要なことを認識し、透析施設への優先的な給水を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 救護班の編成
- (2) 救護所の設置候補場所
- (3) 災害拠点病院、災害医療支援病院等との連携体制
- (4) 患者の搬送体制
- (5) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<医療機関が実施する対策>

1 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、おおむね次の方法による。

- ① 被災地の医療機関は、病院施設、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行う。
- ② 患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めることとする。
- ③ 医療救護班の編成協力機関は、災害発生直後において、知事又は市町長からの派遣要請を待たなくても、自主的に医療救護班を編成し、派遣できる体制を整備する。
- ④ 医療救護班の編成を行う各協力機関の責任者は、あらかじめ班員の招集方法を定め、常時派遣できる体制を整えておく。

2 患者搬送及び収容

「<市町が実施する対策> 2 (4) 患者搬送及び収容」に準ずる。

<日本赤十字社三重県支部の対策>

1 医療及び助産の実施方法

- ① 日本赤十字社三重県支部は、県の要請により伊勢赤十字病院の救護班等を派遣し医療救護活動を行う。
なお、災害の状況に応じて独自の判断で医療救護活動を行う。
- ② 救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めにより、医療救護活動を行う。

<赤十字奉仕団の対策>

災害発生時において、日本赤十字社三重県支部は、赤十字奉仕団に協力を要請する。

<三重県歯科医師会の対策>

1 口腔のケア

被災者の口腔内環境の変化に関して、歯科医師、歯科衛生士等により、必要な箇所で被災者の口腔ケア活動を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 食事と薬の管理

慢性疾患のある患者は、数日間は受診できないことを想定し、それぞれの病状に応じ「食事と水分」、「薬」を適切に管理し、摂取する。

第4章 緊急避難対策

第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保（災中13）

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、情報班、救助班、広聴広報班）
社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）
救援物資部隊（物資調整班）
被災者支援部隊（避難者支援班）
警察部隊

第1項 活動方針

- 避難の指示等が市町長から出された場合は、あらゆる手段を尽くして住民への広報に取り組む。
- 県内市町や近隣府県と協力して広域的な避難対策に取り組む。
- 災害時要援護者を始めとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう、各部隊(班)が連携して市町の避難所の開設・運営を支援する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難の指示等	総括部隊(総括班、 広聴広報班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班、 農林水産対策班) 警察部隊	【発災のおそれがある場合】 市町の避難指示等発表後速やかに	・避難指示等 (市町)
被災者の大規模避難対策	総括部隊(救助班、 総括班)	【発災のおそれがある場合】 市町からの要請があり次第速やかに	・市町からの支援要請情報 (市町)
避難所の開設及び運営支援	総括部隊(総括班、 情報班、救助班) 施設管理者 救援物資部隊(物資調整班) 被災者支援部隊 (避難者支援班、 応急住宅班)	【発災のおそれがある場合】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難所の支援要請情報 (市町)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 避難の指示等

- (1) 市町長が指示できない場合の知事の措置（総括部隊<総括班>）

災害の発生により市町の行政機能が著しく低下し、市町長が避難勧告及び避難指示等を行うことができなくなったときは、市町長に代わって知事が勧告及び指示等を行う。

(2) 地すべり等防止法に基づく知事の措置（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班、農林水産対策班＞）

地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた職員は、必要な区域の住民に避難を指示する。

この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する（地すべり等防止法第25条）。

(3) 水防法に基づく知事等の措置（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

台風等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた職員又は水防管理者は、必要な区域の住民に避難を指示する。

水防管理者が指示した場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する（水防法第29条）。

(4) 警察官の措置（警察部隊）

① 台風による水害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町長が避難の指示を行うことができないと認めるとき、又は市町長から要求があったとき、警察官は、避難指示を行う。この場合、直ちにその旨を市町長に通知する。（基本法第61条）

② 災害による危険な事態がある場合、警察官は、その場の危険を避けるため、その場に居合わせた者を避難させる。この場合、その旨を公安委員会に報告する。（警察官職務執行法第4条）

③ 災害による危険を防止するため特に必要がある場合において、市町長等が現場にいないとき、又は市町長から要求があったときは、警察官は、警戒区域を設定する。この場合、直ちにその旨を市町長に通知する。（基本法第63条第2項）

(5) 放送事業者を活用した避難勧告・避難指示等の広報（総括部隊＜総括班、広聴広報班＞）

市町長の避難勧告・避難指示の発表を受け、放送事業者これら勧告・指示の広報を依頼する。

2 被災者の大規模避難対策

(1) 避難者の大規模移送支援（総括部隊＜救助班＞）

広域災害に伴い、地方部を通じて市町から大規模な避難者移送の要請を受けたとき等は、災害時における緊急・救援輸送に関する協定に基づく（公社）三重県バス協会の協力を得るなどし、被災者等を避難させる。

また、災害の発生により市町の行政機能が著しく低下する中で移送の必要性が認められたとき等には、市町の要請を待たず速やかに、自衛隊の出動を求める等適宜の方法により、避難者の陸上、海上輸送をするほか、必要に応じて空輸等の方法により避難させる。

(2) 県内市町への広域避難の受入要請（総括部隊＜総括班＞）

災害の発生により市町の行政機能が著しく低下し、他市町への被災者の受入要請が必要と認められたときは、市町の要請を待たず他市町への受入を要請する。

なお、地方部が市町から要請を受けた場合で、部内においてその対策が可能なときは、地方部により市町間の調整を行う。

(3) 県外市町村への広域避難の受入要請（総括部隊＜総括班＞）

広域災害に伴い、地方部を通じて市町から県外の市町村への避難者の受入要請を受けた場合、又は災害の発生により市町の行政機能が著しく低下し、県外市町村への避難者受入要請が必要と認められたときは、市町の要請を待たず、他府県と被災者の受入について要請、協議する。

3 避難所の開設及び運営支援

(1) 県有施設の避難所としての活用(施設管理者)

特に県の災害時活用施設としての事前指定を受けていない県有施設について、市町から避難所としての一時使用要請があった場合、当該施設の管理者は支障のない範囲において、これを使用させるとともに、避難所の開設にあたっての支援を行う。

(2) 避難所開設情報等の収集と伝達(総括部隊<情報班>)

市町から報告のあった避難所の開設状況を「防災みえ.jp」ホームページや報道機関を通して住民に広報する。

(3) 避難所運営の支援(被災者支援部隊<避難者支援班>)

被災した市町等の避難所運営を支援するため、要請に基づき職員を市町に派遣するなど、避難所運営にかかる支援等を行う。

(4) 災害時要援護者への対応(被災者支援部隊<避難者支援班>)

- ①市町からの要請に基づく災害時要援護者に対する支援にあたっては、自主防災組織、ボランティア等に協力を求める。
- ②公益財団法人三重県国際交流財団と連携して「みえ災害時多言語支援センター」を設置し、外国人被災者について、市町と連携して必要な支援を行う。
- ③福祉避難所への避難者について、市町と連携して必要な支援を行う。

(5) 避難所等の被災宅地危険度判定(被災者支援部隊<応急住宅班>)

市町の避難所開設及び避難促進に際し、市町から三重県被災宅地危険度判定実施要綱に基づく被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請があった場合は、三重県被災宅地危険度判定士に対して参集を要請するなど、必要な支援を行う。

(6) 船舶の避難所利用(総括部隊<総括班、救助班>)

市町から要請があった場合、県災対本部は、中部運輸局三重運輸支局に対して民間船舶の調達を要請する。

(7) 救援物資情報の収集及び提供(救援物資部隊<物資調整班>)

市町・地方部を通じ、避難所における救援物資要請情報の収集及び救援物資の供給情報の提供を行う。

(8) 隣接市町への避難所の設置(被災者支援部隊<避難者支援班>)

災害の様相が深刻で、罹災市町内に避難所を設置することができないときには、隣接市町に罹災市町民の収容を委託、あるいは隣接市町の建物又は土地を借り上げて避難所を設置する。

■市町が実施する対策

1 避難の指示等

(1) 避難の勧告又は指示等

洪水・浸水、土砂崩れ及び高潮等の発生により人命の危険が予測される場合、土砂災害警戒情報が発表され人命の危険が予測される場合、土砂災害防止法第29条に基づく土砂災害緊急情報が通知され人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための勧告及び指示を行う。この場合、市町長は、その旨を知事に報告する。(基本法第60条)

また、避難勧告及び避難指示のほか、必要に応じて避難準備情報を伝達し、適切な避難誘導を実施する。その際、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。(基本法第56条)

さらに、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険性が高いと判断された箇所についても、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、当該地域住民が警戒避難しうよう、周知のため必要な措置を講ずるほか、海岸付近で高潮、波浪、潮位の変化による浸水のおそれがある場合についても同様の措置をとるものとする。

① 市町長の指示（災害種別の限定なし）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められるときは、市町長は立退きを勧告し、急を要すると認められるときは、立退きを指示するものとする。

この場合、市町長は、速やかにその旨を知事に報告するものとする。（基本法第60条）

② 水防管理者の指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、立ち退きを指示するものとする（水防法第29条）。

水防管理者が上記指示をする場合には、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする（水防法第29条）。

③ 避難準備（災害時要援護者避難）情報

一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者、障がい者等の災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報を必要に応じて伝達する。（基本法第56条）

(2) 避難の勧告又は指示の内容

避難の勧告又は指示は、次の項目から必要な情報を明示して行うこととする。

- ① 要避難対象地域
- ② 避難場所
- ③ 避難理由
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難時の注意事項等

(3) 避難の勧告又は指示等にかかる市町長不在時の対応

市町長不在時においては、代理規定に基づき、避難指示等の発出にかかる判断に遅れが生じることがないように適切に対応する。

(4) 避難指示等の解除

市町長は、避難勧告又は指示の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

2 避難の指示等の住民等への伝達

(1) 関係機関の連携体制の構築

避難指示等を発令したとき、又はその通知を受けたときは、関係する各機関に通知、連絡し、住民等への避難指示等の徹底を図るための協力態勢を速やかに構築する。

(2) 避難指示等の住民への伝達

① 住民への伝達方法等

避難指示等を発令したとき、又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

- ア 同報無線による周知
- イ 通信事業者の提供する緊急速報メールサービス
- ウ 広報車による周知（但し、下記エに留意する）
- エ 県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、県防災ヘリコプターの要請をすることができる。

オ 放送等による周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、放送関係機関への放送を要請することができる。

カ 障がい者や外国人、観光客など、避難に際して特に配慮を要する災害時要援護者等への避難情報の提供

② 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次による。

警 鐘	乱 打		
余いん防止付 サイレン信号	1分	1分	1分
	5秒	5秒	5秒

信号にあたっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用する。

3 避難場所・避難所への避難誘導

避難場所への避難誘導においては、各地域の避難計画に基づき、速やかに避難誘導する。

避難場所への避難は徒歩を原則として誘導する。但し、災害時要援護者の避難等、やむを得ないケースについては、自家用車等での避難を誘導する。

① 避難の順序

避難場所から避難所への誘導にあたっては、災害時要援護者を優先して行う。

なお、災害時要援護者の情報把握については避難行動要支援者名簿を使用して行うものとし、作成していない場合は、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して避難誘導を行う。

② 移送の方法

避難者が自力で移動できない場合は、車両、船舶等によって行う。

③ 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な避難者の移送を要し、市町において措置できないときは、市町は県災対本部に避難者移送の要請をする。

また、事態が急迫しているときは、被災市町は、直接隣接市町、警察署等に連絡して移送を実施する。

④ 携帯品の制限

避難誘導者は、避難者に避難にあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な避難がなされるよう指導する。

4 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設

① あらかじめ指定されている避難所については、各避難所の避難所運営マニュアルに沿って避難所を開設する。また必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、災害時要援護者に配慮し、福祉避難所を開設するとともに、その受入状況に応じて、被災地内外を問わず、宿泊施設を避難場所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努める。

② 避難所を設置したときは、その旨を周知し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、

保護する。

- ③ 避難所の開設及び避難の促進に際して、降雨等による宅地地盤・擁壁等から生ずる二次災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連携し、避難所等の被災宅地危険度判定を実施する。

(2) 避難所に収容する対象者

住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、交通機関の停滞などにより帰宅困難となった者を、一時的に避難所に収容する。

(3) 避難所の設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告する。

- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 箇所数及び収容人員
- ③ 開設期間の見込

(4) 避難所の運営及び管理

避難所の運営及び管理にあたっては、各市町及び各避難所の避難所運営マニュアルに沿って行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。

- ① 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。
- ② 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- ③ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。
- ④ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。
- ⑤ 高齢者、障がい者等災害時要援護者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士等専門職を派遣する。
- ⑥ 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。
- ⑦ 帰宅困難者については、交通情報等の提供により早期の帰宅を促す。
- ⑧ ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。

(5) 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、県災対本部に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 避難勧告・指示の実施責任者
- (2) 避難勧告・指示の方法（基準、伝達内容、伝達方法等）
- (3) 警戒区域設定の実施責任者
- (4) 避難誘導體制及び災害時要援護者の避難誘導
- (5) 避難方法
- (6) 避難所の現況（所在地、名称、収容可能人員）
- (7) 避難所の開設
- (8) 避難所の管理、運営
- (9) 福祉避難所に関すること（設置場所、管理・運営方法等）
- (10) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 避難の指示等

(1) 市町長が指示できない場合の海上保安官の措置（海上保安庁）

「<市町が実施する対策> 1(1)避難の勧告又は指示等」に掲げる避難勧告又は避難指示を市町長が行うことができないとき又は市町長から要求があったときは、海上保安庁は、自ら避難を指示することができる。この場合は、海上保安庁は、速やかにその旨を市町長に報告する。（基本法第61条）

(2) 自衛官の指示（自衛隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けさせるため、その場にいる者を避難させることができる。（自衛隊法第94条）

2 避難指示等の県民への広報（報道機関）

市町長からの要請に基づき、県災対本部から依頼を受けた報道機関は、当該地域住民に避難指示等を徹底すべく、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 適切な避難行動の判断

市町から避難勧告や避難指示が発令された場合、もしくは居住等する地域に災害が発生するおそれが高まった場合などには、ハザードマップによる被害予測や過去の災害履歴等を踏まえ、自宅の二階等安全な場所に退避する、最寄りの避難場所等に避難するなど、各自の判断により安全を確保するために適切な避難行動をとる。

2 住民の協力による避難行動の促進

洪水・浸水、土砂崩れ及び高潮等の発生により人命の危険が予測される場合、土砂災害警戒情報が発表され人命の危険が予測される場合や停電等で情報が入手できない場合は、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに避難場所に避難する。

また、避難に際しては、徒歩で避難することを原則とする。但し、災害時要援護者の避難等、やむを得ないケースについては、自家用車等で避難を行う。

3 災害時要援護者の避難支援

洪水や高潮による浸水や、土砂災害等の可能性が認められる地域において、避難準備情報等が発表されるなどした場合、可能な範囲で災害時要援護者の避難の支援に努める。

災害時要援護者の個別の避難計画を策定している地域にあつては、計画に沿った支援に努める。

4 避難者の避難所運営への協力

避難所は、避難所運営マニュアルに沿って地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に協力する。

5 災害時要援護者への支援

避難所の運営にあつては、健常な避難者は、災害時要援護者の滞在が安全になされるよう、その運営に協力する。

6 早期退出への協力

自宅の安全及びライフラインの復旧等が確認された避難者は、速やかに帰宅するとともに、その他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住できるよう努める。

第2節 災害時要援護者対策 (災中14)

【**主担当部隊**】：保健医療部隊（保健衛生班）

被災者支援部隊（避難者支援班、応急住宅班、ボランティア班）

第1項 活動方針

- 地域住民等は、市町が作成する避難行動要支援者名簿を活用して、災害時要援護者の安全確保や避難に協力する。
- 県及び市町は、災害時要援護者関連施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を速やかに行う。
- 被災施設や要援護者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援にあたる。
- 県は、災害時要援護者支援に必要な専門職等の確保を図る。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害時要援護者・施設等の被災状況の把握・受入調整等	被災者支援部隊 (避難者支援班)	【発災のおそれがある場合】 県災対本部設置後速やかに	・災害時要援護者の被災状況 ・関連施設及び入所者の被災状況 (市町、災害時要援護者関連施設)
災害時要援護者への応急対策情報等の提供	総括部隊 (広聴広報班) 被災者支援部隊 (避難者支援班)	【発災6時間以内】 災害時要援護者に必要な災害応急対策情報等を入手次第	・災害時要援護者への支援に資する情報 (関係部隊、市町、防災関係機関)
避難所等への専門職員等の派遣	保健医療部隊(保健衛生班) 被災者支援部隊 (避難者支援班、ボランティア班)	【発災24時間以内】 避難所等から災害時要援護者支援のための専門職員等の派遣要請があった時点	・必要な支援の内容 (市町〈避難所〉)
市町からの要請に対する支援	被災者支援部隊 (避難者支援班)	【発災24時間以内】 市町から支援要請があった時点	・優先提供が必要な災害時要援護者情報 (市町〈避難所〉)
公営住宅等の災害時要援護者への優先提供	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災72時間以内】 公営住宅等の提供体制が整った時点	・優先提供が必要な災害時要援護者情報 (市町〈避難所〉)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■**県が実施する対策**

1 災害時要援護者・施設等の被災状況の把握・受入調整等（被災者支援部隊〈避難者支援班〉）

(1) 災害時要援護者の被災状況の把握

県は、市町を通じ、災害時要援護者の被災状況及び避難情報を収集する。

また、市町の著しい機能低下により情報収集が困難な場合は、市町の災害時要援護者対策を代行する。

(2) 災害時要援護者関連施設の被災状況の把握

ア 高齢者関連施設情報の把握及び受入調整等

- ① 市町を通じて施設の被災状況及び入所者の状況を把握する。
- ② 施設入所者の避難等の調整を行う。
- ③ 高齢者施設等への介護職員等派遣の調整窓口を開設し、調整を行う。
- ④ 隣県に対する職員等の派遣を要請する。

イ 障がい者関連施設情報の把握及び受入調整等

- ① 市町を通じて施設の被災状況及び入所者の状況を把握する。
- ② 施設入所者の避難等の調整を実施する。
- ③ 障がい者施設等への職員等派遣の調整窓口を開設し、調整を実施する。
- ④ 隣県に対する職員等の派遣を要請する。

ウ 生活保護関連施設情報の把握及び受入調整等

- ① 市町を通じて施設の被災状況及び入所者の状況を把握する。
- ② 施設入所者の避難等の調整を実施する。
- ③ 生活保護関連施設等への職員等派遣の調整窓口を開設し、調整を実施する。
- ④ 隣県に対する職員等の派遣を要請する。

エ 児童福祉関連施設情報の把握及び受入調整等

- ① 市町を通じて施設の被災状況及び入所者の状況を把握する。
- ② 施設入所者の避難等の調整を実施する。
- ③ 児童福祉関連施設等への職員等派遣の調整窓口を開設し、調整を実施する。
- ④ 隣県に対する職員等の派遣を要請する。

(3) 在宅難病患者の状況把握

市町の要請に基づき、在宅難病患者の状況把握を支援する。

(4) 市町を越える福祉避難所等への受入調整

市町を越えて、災害時要援護者を、福祉避難所又は被災を免れた社会福祉施設等へ緊急入所させる必要がある場合は、市町・社会福祉施設と連携して受入等の調整を行う。

また、重度在宅難病患者で入院等の調整が必要な場合、保健所保健師、難病医療専門員等の調整により、県内又は他都道府県の施設への受入を要請する。

2 災害時要援護者への応急対策情報等の提供（被災者支援部隊〈避難者支援班〉、総括部隊〈広聴広報班〉）

(1) 災害時要援護者関連施設への情報提供

- ① 「〈県が実施する対策〉 1 (2) 災害時要援護者関連施設の被災状況の把握」の施設に対し、個別に必要な応急対策情報を提供する。
- ② 応急対策情報の提供に際しては、災害時要援護者に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。

(2) 在宅の災害時要援護者への情報提供

- ① 応急対策情報の提供に際しては、災害時要援護者に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。
- ② 保健所保健師等、難病医療専門員、難病相談支援センター職員等が在宅の災害時要援護者宅等を巡回し、必要な情報の提供等を行う。

(3) 外国人住民等への情報提供及び情報窓口の設置

- ① 公益財団法人三重県国際交流財団と連携し、みえ災害時多言語支援センターを設置して、多言語ホームページなど様々な広報手段を活用して応急対策情報を多言語で提供する。
- ② 外国人住民等に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。

(4) 県民対応窓口の設置

- ① 住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、県民対応窓口を設置する。
- ② 外国人住民等からの問い合わせに対応するため、みえ災害時多言語支援センターにおいて対応窓口を設置する。

3 避難所等への専門職員等の派遣（保健医療部隊＜保健衛生班＞、被災者支援部隊＜避難者支援班、ボランティア班＞）

(1) 保健師の派遣

市町と連携して、災害時要援護者の健康管理を図るために避難所等を巡回し、被災者のニーズに対応した保健師活動を行う。また、被害の規模に応じ、県内市町又は関係団体並びに他県等に対し応援要請を行う。

(2) 管理栄養士等の派遣

市町が行う災害時要援護者に対する栄養相談・指導を支援する。
また、災害時要援護者に対し、特別用途食品等を適切に供給できる体制づくりの支援を行う。

(3) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

三重県聴覚障害者支援センターが中心となって、市町と連携し、避難所等へ手話通訳者・要約筆記者等を派遣する。

(4) 通訳者等の派遣

みえ災害時多言語支援センターが中心となって、市町、NPO団体、ボランティア等と連携し、避難所等へ通訳者等を派遣する。

(5) 災害ボランティアの派遣

災害時要援護者を支援するため、介護、通訳など、専門的な資格や技術を活かした活動を行う専門ボランティアを募集し、派遣する。

4 市町からの要請に対する支援（被災者支援部隊＜避難者支援班＞）

市町から、災害時要援護者に関連して、応援職員の派遣や食料・生活必需品の供給等の要請があった場合は、支援を行う。

5 公営住宅等の災害時要援護者への優先提供（被災者支援部隊＜応急住宅班＞）

公営住宅等を被災者に提供するにあたっては、災害時要援護者等の特別の配慮を要する避難者を優先する。

■市町が実施する対策

1 災害時要援護者関連施設、福祉避難所の被災状況把握

災害時要援護者関連施設、福祉避難所の被災状況の把握に努める。

2 災害時要援護者の避難支援及び生活環境の確保

(1) 災害時要援護者の避難行動支援

避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿を活用して発災後速やかに災害時要援護者の避難行動支援等を行う。

(2) 災害時要援護者の生活環境確保

被災して避難所生活を送る災害時要援護者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等生活環境の確保を図る。

3 避難所での生活が困難な災害時要援護者対策

避難所運営マニュアルを活用し、災害時要援護者に配慮した避難所運営を行うとともに、避難所での生活が困難な災害時要援護者については、福祉避難所を開設して移送する。

福祉避難所を開設できない場合は、公的宿泊施設や公営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、災害時要援護者の生活の場を確保する。

4 災害時要援護者の保健・福祉対策等

災害時要援護者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、災害時要援護者の心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供等を行うとともに、的確な情報提供を行う。

5 外国人支援

外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。

また、国際交流関係団体、NPO等の協力を得て、多言語での情報提供、相談等の実施に努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 災害時要援護者の被災情報把握・避難支援
- (2) 避難所生活を送る災害時要援護者への配慮
- (3) 災害時要援護者の保健・福祉対策等
- (4) その他必要な事項

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 地域住民等による取り組み

地域住民や自治会、自主防災組織等は、市町、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用して地域社会全体で災害時要援護者の安全確保に努めるとともに、「My まっぷラン」等によりあらかじめ作成した個別避難計画等を活用して、災害時要援護者の避難行動を支援する。

また、各市町及び各避難所の「避難所運営マニュアル」に沿って、災害時要援護者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

2 災害時要援護者及び保護責任者の対策

市町から避難準備情報が発表された場合、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始し、保護責任者は災害時要援護者の支援を行う。

また、災害時要援護者の避難の際には、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全の確保に努める。

第3節 学校・園における児童生徒等の避難対策（災中15）

【主担当部隊】：被災者支援部隊（教育対策班）

第1項 活動方針

○ 風水害発生時には、学校関係者、防災関係機関が協力して、児童生徒等の安全確保に万全を期する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
児童生徒等の下校又は保護継続の判断	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災のおそれがある場合】 風水害被害の発生の可能性が高まる前	・気象情報(気象台)
児童生徒等の避難対策	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災1時間以内】 被災後、速やかに	・被害状況及び救助活動の状況(市町・県立及び私立学校・防災関係機関)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県(県立学校)が実施する対策

1 児童生徒等の下校又は保護継続の判断(被災者支援部隊<教育対策班>)

児童生徒等の下校は、台風接近時や大雨時等風水害被害の発生が高まる時間帯を避け、極力早期の安全な時間帯に行くことを原則として、あらかじめ定める学校防災計画、マニュアル等に従い判断するものとし、下校措置に当たっては、集団下校や保護者と連絡を取ったうえで、教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡し等、児童生徒等の安全の確保に万全を期す。

なお、保護者と連絡が付かない児童生徒等又は帰宅しても保護者が家にいない児童生徒等については、保護者に引き渡せる状況になるまで学校で保護する。

災害の状況によって全校の児童生徒等を学校で保護する必要がある場合は、保護の内容を保護者に確実に連絡する。

2 児童生徒等の避難対策(被災者支援部隊<教育対策班>)

(1) 児童生徒等の避難誘導

学校は、避難情報(準備・勧告・指示)の発令、学校の被災等により学校から退避する必要が生じた場合は、直ちに全教職員で児童生徒等を掌握し、状況を見て安全な場所に避難する。その際、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿や防災用具等の非常持ち出し品を携行する(あらかじめ指定された者が保管場所の近くにいない場合は、保管場所の近くにいたものが適切に対応する。)

(2) 児童生徒等の安否確認

児童生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保したうえで負傷者の手当等を行う。また、火災が発生した場合や重傷者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに消防署に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び捜索活動を行う。

(3) 被災状況の把握と報告

学校は、児童生徒等の避難、児童生徒等及び教職員の安否確認を行った後、直ちに学校施設の被災状況と合わせ、あらかじめ指定された経路で速やかに県に報告する。

(4) 保護者への安否情報の提供

学校は、必要に応じ、当該状況下で可能な方法で保護者へ安否情報を提供するとともに、ホームページにより被害状況等を公開するよう努める。

(5) 児童生徒等の下校又は保護継続

避難させた児童生徒等を帰宅させるときは、保護者に連絡の上、帰宅経路等の安全を確認したうえで下校させる。

なお、保護者と連絡が付かない児童生徒等又は帰宅しても保護者がいない児童生徒等は、保護者に引き渡せる場合になるまで避難場所で学校の保護下に置く。

■市町が実施する対策

1 児童生徒等の下校又は保護継続の判断

「<県が実施する対策> 1 児童生徒等の下校又は保護継続の判断」に準ずる。

2 児童生徒等の避難対策

「<県が実施する対策> 2 児童生徒等の避難対策」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 児童生徒等の下校・保護継続の判断
- (2) 児童生徒等の避難対策
- (3) その他必要な事項

第5章 特定自然災害対策

第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策（災中16）

【主担当部隊】：総括部隊（総括班）

社会基盤対策部隊（公共土木対策班、廃棄物対策隊）
警察部隊

第1項 活動方針

○ 気象庁（津地方気象台）と連携して速やかに情報を収集し、該当する市町・県民に対して、適切かつ速やかに情報提供する。
○ 収集した情報を分析し、災害の可能性等に応じて、必要な防災対策を講じる。
○ 県民や事業者等は、これら災害に遭遇した場合、速やかに自らの身を守るための対策を講じる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
1 局地的大雨対策	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊 (公共土木対策班)	【発災のおそれがある場合】 県内に局地的大雨が発生した場合	・降水短時間予報(気象台) ・大雨注意報・警報(気象台) ・降水ナウキャスト(気象台)
2 竜巻等突風対策	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊 (公共土木対策班、 廃棄物対策隊)	【発災のおそれがある場合】 「竜巻注意情報」が発表された場合	・竜巻注意情報(気象台) ・竜巻発生確度ナウキャスト(気象台)
3 雪害対策	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊 (公共土木対策班) 警察部隊	【発災のおそれがある場合】 県内に「大雪警報」が発表された場合	・雪に関する気象情報(気象台)

※「活動開始（準備）時期」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 局地的大雨対策

積乱雲による局地的な大雨では、急に強い雨が降り、降った雨が低い場所へ一気に流れ込むため、降り始めから十数分間程度で、中小河川が増水したり、低地や道路のアンダーパスが冠水するといった災害が発生することがある。

また、積乱雲が同じ場所で連続して発生・発達を繰り返すような場合は、非常に激しい雨が数時間降り続いたため総雨量が数百ミリに達し、甚大な被害が生じるおそれがある。

このため、局地的な大雨が発生した場合は、以下の対策を講じる。

(1) 道路の適切な管理（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

県管理道路について、アンダーパス等の浸水時における通行止や、大雨時危険区間の雨量規制

及び通行規制による安全確保対策を講じる。

(2) 排水ポンプによる排水（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

必要に応じ排水ポンプを作動させ、道路の冠水や家屋への浸水等による被害の軽減を図る。

(3) 情報収集・伝達（総括部隊＜総括班＞、社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

気象庁が提供する「降水短時間予報」（6時間先までの雨の予想）や「降水ナウキャスト」（1時間先までの雨の予想）により、雨雲の状況等を随時確認して、これらの情報の県庁内での共有を図るとともに、気象庁が発表する「記録的短時間大雨情報」などについて、市町・防災関係機関等へ情報を伝達する。

また、市町が適切に避難勧告等が発令できるよう、河川水位等の情報提供を適切に行う。

2 竜巻等突風対策

竜巻は、突発的に発生することから、その発生を予測することが難しい一方で、風速70m/s以上にも達することがある猛烈な風により、進路にあるものを巻き上げながら移動することから、建築物の破壊や飛来物の衝突などの甚大な被害を生じるおそれがある。

このため、竜巻が発生する可能性が高まった場合、または竜巻が発生した場合には、以下の対策を講じる。

(1) 情報伝達（総括部隊＜総括班＞）

気象台から竜巻注意情報を受信した場合は、三重県防災ネットワーク等を使用して地方部及び市町等へその情報文を伝達する。

(2) 災害がれき処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）

市町において、対応が困難と判断される場合は、災害廃棄物に早期に対応する必要があることから、県災害廃棄物処理実行計画に基づき、県が主体的に災害廃棄物処理に関わる。また、必要に応じて各種協定により市町間の調整、民間事業者、関係団体等へ支援を要請する。

(3) 道路の応急復旧（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

竜巻・突風等により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

3 雪害対策

県内で大雪が発生すると、鉄道や道路における交通障害や停電などのライフラインへの影響が生じるとともに、孤立集落が発生するなど、地域に大きな社会的混乱を生じるおそれがある。

このため、雪害が発生した場合には、以下の対策を講じる。

(1) 道路除雪（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

主要な幹線道路について、優先的な除排雪の実施に努める。

(2) 適切な道路管理と交通対策（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、警察部隊）

道路管理者、県警察その他の関係機関は、大雪による車両滞留を防止するため、情報の共有に努め、必要に応じて通行止めの区間やタイミング等について調整を図る。

車両滞留が発生した場合には、基本法第76条の6の規定に基づき、直ちに放置車両対策を行うなど、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するために必要な措置を講ずる。

(3) 防災関係機関との協力（総括部隊＜総括班＞、社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、警察部隊）

迅速かつ的確な応急対策措置を実施するため、他の防災関係機関等と除雪実施状況、雪害発生時の道路情報を相互に伝達し、密接な連携・協力体制を確保する。

■市町が実施する対策

1 局地的大雨対策

(1) 県や防災関係機関との情報共有

災害の発生が予想される早い段階から、県や防災関係機関と情報を共有し、避難勧告等の発令時期の検討や河川施設の操作等、必要な防災対策を講じる。

(2) 住民への注意喚起

局地的大雨の場合、浸水しやすい場所に近づかない、むやみに外出しない等、住民一人ひとりの安全確保行動が重要となるため、「<県民・事業者等が実施する対策> 1 局地的大雨対策」で記す内容とともに住民等へ周知するよう努める。

2 竜巻等突風対策

(1) 住民への注意喚起

気象台が発表する竜巻注意情報を受信した場合は、適宜適切な方法で住民へその情報を伝達するとともに、「<県民・事業者等が実施する対策> 2 竜巻等突風対策」で記す内容とともに住民等へ周知するよう努める。

(2) 避難所の開設及び運営

竜巻・突風等の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

(3) 災害がれき処理

市町災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響の大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

(4) 道路の応急復旧

「<県が実施する対策> 2 竜巻等突風対策 (3) 道路の応急復旧」に準じる

3 雪害対策

(1) 住民への注意喚起

気象台から大雪警報等が発表されるなど、深刻な積雪被害が想定される場合は、適切な方法で住民へその情報を伝達し、注意を促すとともに、「<県民等が実施する対策> 3 雪害対策」で記す内容を住民等へ周知するよう努める。

(2) 道路除雪

「<県が実施する対策> 3 雪害対策 (1)道路除雪」に準ずる。

(3) 適切な道路管理と交通対策

「<県が実施する対策> 3 雪害対策 (2)適切な道路管理と交通対策」に準ずる。

(4) 防災関係機関との協力

「<県が実施する対策> 3 雪害対策 (3)防災関係機関との協力」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 局地的大雨対策
- (2) 竜巻等突風対策
- (3) 大雪対策
- (4) その他必要な事項

■県民・事業者等が実施する対策

局地的大雨や竜巻は、事前に発生場所や発生規模の予測をすることが難しく、避難勧告等の公助

による支援が間に合わないことも想定されることから、本節では、県民や事業者が自助の対策により、自らの命を守る対策を講じることを重視している。

1 局地的大雨対策

(1) 局地的大雨に関する防災気象情報等の活用

県民・事業者等は、局地的大雨の予兆となる気象現象等（周囲が急に暗くなる、雷鳴・雷光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る）を覚知した場合や、気象庁が発表する「気象レーダー」「解析雨量」「警報・注意報」「降水短時間予報」「降水ナウキャスト」などの防災気象情報により、局地的大雨が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、不要不急の外出を避け、川・崖・低地などの危険な場所に近づかないなどの予防措置を講ずるとともに、その危険性に鑑み、避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずる。

(2) 局地的大雨からの避難対策

県民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺に局地的大雨が発生した場合、その危険性に鑑み、早めに安全な避難所等への避難行動を取るものとする。また、夜間や避難路の状況が不明であるなど、避難所等への避難が危険と判断した場合は、高層階への垂直避難や、高層階の山とは反対側の部屋への避難、近隣のより安全な住居・施設等への避難など、想定される災害事象に応じ、適切な対策を講ずる。

(3) 建築物等の地階における避難体制の整備

特に不特定多数が利用する地階を有する建築物の管理者は、局地的大雨による浸水の危険性に鑑み、利用者や従業員等の上層階への避難誘導など、適切な対策を講ずる。

2 竜巻等突風対策

(1) 竜巻等突風に関する防災気象情報等の活用

県民・事業者等は、竜巻等突風局地的大雨の予兆となる気象現象等（真っ黒い雲が近づく、ごみなどが巻き上げられて飛んでいる、“ゴー”という音がする、〈気圧の変化で〉耳に異常を感じる）を覚知した場合や、気象庁が発表する「気象レーダー」「竜巻注意情報」「竜巻発生確度ナウキャスト」などの防災気象情報により、竜巻等突風が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、その危険性に鑑み、危険物の飛散防止等の対策を講ずるとともに、避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずる。

(2) 竜巻等突風からの避難・防護対策

県民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺に竜巻等突風が発生した場合、その危険性に鑑み、次のような避難行動を取るものとする。

① 屋内での退避行動

- ・窓や、ドア、外壁から離れる。
- ・家の一階で中心部に近い、窓の無い部屋（トイレ等）や地下室に駆け込む。
- ・浴槽や机の下等の頑丈な物の陰に入り、両腕で頭と首を守る。

② 屋外での退避行動

- ・コンクリート製の頑丈な屋内に駆け込む。
- ・駆け込める屋内がない場合は、頑丈な建造物の側にうずくまったり、側溝等に伏せる。
- ・車庫や物置、プレハブを退避場所にしない。

3 雪害対策

(1) 局地的大雨に関する防災気象情報等の活用

県民・事業者等は、気象庁が発表する大雪注意報・警報や24時間降雪量などにより大雪の危険性が高まっている場合は、不要不急の外出を避けるよう努める。また、車で外出する場合は、スタッドレスタイヤを装着又はタイヤチェーンを携行・装着するものとする。

(2) 雪害からの防護対策

県民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等の屋根などが雪の重みで崩れたり、雪の固まりが落雪する等によって、通行人がけがをするなどの事故を防止するため、建物周辺の安全確保や除雪等の適切な防護措置を講ずる。

なお、除雪を行う場合は、安全な服装・装備により2人以上で作業を行うよう努める。

第5部 被災者支援・復旧対策

(中表紙裏面)

第1章 災害対策本部体制の確保

第1節 災害対策本部の継続・廃止（災後1）

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、派遣班）
地方部（総括班）

第1項 活動方針

- 災害応急対策を継続して実施する必要があるときは、県災対本部の設置を継続する。
- 県災対本部の設置が長期化する場合は、職員の健康管理に配慮する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
県災対本部、地方部の継続	総括部隊(総括班、派遣班) 地方部(総括班)	【災害応急対策を継続して実施する必要があるとき】 災害の状況により、必要に応じて	・被害情報、気象情報等 (地方部、市町、津地方気象台等) ・各部隊の活動状況(各部隊)
災害対策職員の健康管理	総括部隊(総務班)	【災対本部を長期間設置するとき】 災対本部活動の状況により、必要に応じて	・各職員の勤務状況
県災対本部、地方部の廃止	総括部隊(総括班) 地方部(総括班)	【災害応急対策がおおむね完了したとき】 災害の状況により、必要に応じて	・被害情報、気象情報等 (地方部、市町、津地方気象台等) ・各部隊の活動状況(各部隊)

※「活動開始（準備）時期」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県災対本部の継続

(1) 県災対本部の継続・廃止の判断（総括部隊＜総括班＞）

異常な気象事象が収まり、県災対本部の設置基準に定める気象警報等が解除となった場合でも、県内に災害が発生し、救助活動や避難者支援活動等の災害応急対策を継続して実施する必要がある場合等には、県災対本部を継続する。

(2) 各部班への増員（総括部隊＜派遣班＞）

災害応急対策を継続するにあたり部班内職員で人員の不足等が生じる場合、各部隊は総括部隊(派遣班)に対し増員派遣要請を行い、総括部隊（派遣班）は各部隊間での派遣職員の調整

を行った上で、人員を派遣する。

(3) 県災対本部と地方部間での職員の動員（総括部隊＜総務班＞）

災害応急対策を継続するにあたり県災対本部または地方部内職員で人員の不足等が生じる場合、各部隊または地方部は、別に定める様式により文書で職員動員要請を行う。

ただし、緊急の場合においては、電話連絡等適宜の方法により要請できる。

2 地方部の継続

(1) 地方部の継続の判断（地方部＜総括班＞）

異常な気象事象が収まり、地方部の設置基準に定める気象警報等が解除となった場合でも、管内に災害が発生し、救助活動や避難者支援活動等の災害応急対策を継続して実施する必要がある場合等には、地方部を継続する。

(2) 地方統括部各班及び各事務所への増員（地方部＜総括班＞）

災害応急対策を継続するにあたり地方統括部各班または各事務所内職員で人員の不足等が生じる場合、地方統括部各班または各事務所内職員は地方部（総括班）に対し増員派遣要請を行い、地方部（総括班）は地方部内での派遣職員の調整を行った上で、人員を派遣する。

(3) 県災対本部からの職員の動員（地方部＜総括班＞）

災害応急対策を継続するにあたり地方部内職員で人員の不足等が生じる場合、地方部は、別に定める様式により文書で職員動員要請を行う。

ただし、緊急の場合においては、電話連絡等適宜の方法により要請できる。

3 災害対策職員の健康管理（総括部隊＜総務班＞）

(1) 連続勤務の制限

各部局及び各事務所等の責任者は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことがないように、必要に応じて交替で休暇を与えるなど、適切な措置を講じなければならない。（1日2交替以上の勤務の場合、連続出勤は13日以内を目安とする。）

(2) こころのケア

災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るため、適切な措置を講ずる。

4 県災対本部、地方部の廃止

(1) 県災対本部の廃止の判断（総括部隊＜総括班＞）

県災対本部は、県の地域内に被害が拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したときに廃止する。

(2) 地方部の廃止の判断（地方部＜総括班＞）

県災対本部に準ずる。

■市町が実施する対策

1 市町災対本部の継続・廃止

(1) 市町災対本部の継続

「(2) 市町災対本部の廃止」の状況にあると認められない場合は、市町災対本部を継続し、県、関係機関と連携を図るとともに、情報収集等必要な対応に努める。

(2) 市町災対本部の廃止

市町災対本部は、所管区域に被害が拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したときに廃止する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 市町の活動体制
- (2) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜国が実施する対策＞

1 非常災害対策本部の継続・廃止

(1) 非常災害対策本部の継続

「(2) 非常災害対策本部の廃止」の状況にあると認められない場合、非常災害対策本部は継続される。

(2) 非常災害対策本部の廃止

非常災害対策本部は、災害応急対策が円滑に推進され、国の非常災害対策本部の役割は果たされたものと考えられるとき、または緊急災害対策本部が設置されたときに廃止される。

参考：平成3年雲仙岳噴火非常災害対策本部

2 緊急災害対策本部の継続・廃止

(1) 緊急災害対策本部の継続

「(2) 緊急災害対策本部の廃止」の状況にあると認められない場合、緊急災害対策本部は継続される。

(2) 緊急災害対策本部

緊急災害対策本部は、災害応急対策が円滑に推進され、国の緊急災害対策本部の役割は果たされたものと考えられるときに廃止される。

第2節 国・他府県等からの応援受入（災後2）

【主担当部隊】：総括部隊（総括班）

第1項 活動方針

○ 国に対する要請、及び各協定等に基づく応援要員・救援物資等の受入を迅速に行い、被災地へ効果的に展開する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各協定等に基づく応援要請	総括部隊 (総括班)	【発災 12 時間以内】 他府県等からの応援が必要と判断され次第	・被害状況及び対応可能な資源(人・物)の状況
国に対する要請	総括部隊 (総括班)	【発災 12 時間以内】 国からの応援が必要と判断され次第	・被害状況及び対応可能な資源(人・物)の状況
連絡要員の受入	総括部隊 (総括班)	【発災 48 時間以内】 応援要請を実施後	・受入時期・人数等(応援自治体)
具体的な要請内容の検討	関係部隊	【発災 48 時間以内】 応援要請を実施後	・不足している資源(人・物)の状況(地方部・市町等)
受援体制の構築	関係部隊	【発災 72 時間以内】 応援内容確定後	・受入時期・資源(人数・数量)・場所

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 各協定等に基づく応援要請（総括部隊＜総括班＞）

県は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、各協定及び基本法第74条に基づき、他の都道府県に対し応援を求め、応急措置及び災害応急対策に万全を期する。

また、応援要請の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、県内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源(人・物)の量などの情報を速やかに収集する。

2 国に対する要請（総括部隊＜総括班＞）

県は、県内市町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするために必要があると認められるときは、基本法第70条第3項に基づき、指定行政機関若しくは指定地方行政機関に対し、応急措置の実施を要請する。

また、災害応急対策を実施するため必要があると認められるときは、基本法第74条の3に基づき、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

3 連絡要員の受入（総括部隊＜総括班＞）

県災対本部に国及び応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

また、各部隊は国及び応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

4 具体的な要請内容の検討（関係部隊）

各部隊は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況についての確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

5 受援体制の構築（関係部隊）

各部隊は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受入拠点を確保し、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実にを行う。

国等を通じて海外からの支援の申し入れがあった場合、各部隊は、活動エリア・活動内容・期間について関係省庁及び関係機関と調整を行うとともに、必要に応じて通訳や翻訳作業を行うための人員を確保することとする。

■市町が実施する対策

1 各協定等に基づく応援要請

被災市町は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、各協定及び基本法第67条並びに第68条に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。

また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、市町内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集する。

2 連絡要員の受入

被災市町災対本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

3 具体的な要請内容の検討

被災市町は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況についての確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

4 受入体制の構築

被災市町は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受入拠点を確保する。

また、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実にを行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 各協定等に基づく応援要請
- (2) 連絡要員の受入
- (3) 具体的な要請内容の検討
- (4) 受入体制の構築
- (5) その他必要な事項

【三重県が締結している広域相互応援協定一覧】

協定名称	協定自治体	主な応援内容	要請の連絡先	応援自治体
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書	全国知事会 (全都道府県)	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	中部ブロック 幹事県 近畿ブロック 幹事県	【カター(支援)県】
中部9県1市災害時等の応援に関する協定	富山県、石川県、福井県 長野県、岐阜県、静岡県 愛知県、三重県、滋賀県 名古屋市	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	応援県市	【主たる応援県市】 ・愛知県、岐阜県、 滋賀県
近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	福井県、三重県、滋賀県 京都府、大阪府、兵庫県 奈良県、和歌山県 徳島県、関西広域連合	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	関西広域連合	【カウンターパート】 ・滋賀県、京都府、 奈良県
紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定		(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣 (4)ヘリコプターの活用	応援県	・和歌山県 ・奈良県
三重県市町災害時応援協定	三重県、市長会、町村会 (県内全市町)	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	※県地方災害 対策部及び応援市町	【県及び応援市町】

第3節 国への災害対策要員の派遣要請等（災後3）

【主担当部隊】：総括部隊（総括班）

第1項 活動方針

- 災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、国等に対し、職員の派遣を要請し、又は派遣のあつせんを求め、要員を確保する。
- 応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令を発し、災害対策要員を確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
国への職員の派遣要請等	総括部隊 (総括班)	【発災1週間後】 災害対策要員の不足が見込まれるとき	・災害応急対策の実施状況 (各部隊)
従事命令等	総括部隊 (総括班)	【発災1週間後】 災害対策要員の不足が見込まれるとき	・災害応急対策の実施状況 (各部隊)

※「活動開始（準備）時期」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 国への職員の派遣要請等（総括部隊<総括班>）

知事又は県の委員会もしくは委員は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、基本法に定めるところにより、次により国の職員の派遣要請、派遣のあつせんを求める。

(1) 国の職員の派遣要請

指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第29条に基づき、文書で行う。

(2) 国の職員の派遣あつせんの求め

指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣あつせんを内閣総理大臣に対して求める場合は、基本法第30条の規定に基づき、文書で行う。

2 従事命令等（総括部隊<総括班>）

知事は、基本法第71条第1項の規定に基づき、災害が発生した場合において、基本法第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、救助法（第七条、第八条）の規定の例により、従事命令、協力命令を執行することができる。

なお、知事は、基本法第71条第1項の規定に基づき、その権限に属する事務の一部を市町長が行うこととすることができるが、その場合は、当該事務及び当該事務を行うこととする期間を市町長に通知するものとし、またこの通知をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければ

ばならない。

(1) 執行にかかる事務

従事命令等の執行の事務は、各法令を所管する部局担当課の属する部隊が実施する。

(2) 公用令書の交付

従事命令等を発するとき及び発した命令を変更し又は取り消すときは、公用令書を交付する。

(3) 費用

知事が基本法第71条並びに救助法第7条の規定に基づいて発した従事命令により、災害応急対策並びに救助に従事した者に対しては、救助法施行細則第10条に規定するところによりそれぞれ実費を弁償する。

(4) 損害補償

従事命令又は協力命令により、災害対策に従事又は協力した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族等に対し、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」に基づき損害を補償する。(三重県地域防災計画添付資料参照)

【参考1】基本法第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項

- ① 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- ② 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- ③ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- ④ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ⑤ 緊急輸送の確保に関する事項
- ⑥ ①から⑤までの事項及び警報の発令伝達、避難の勧告指示、消防、水防、救難、救助等に関する事項を除く災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

【参考2】基本法第71条第1項の規定による知事の権限

1 従事命令（救助法第7条関係）

従事命令は、次に掲げる範囲の者に対し発することができる（救助法施行令10条）

- ① 医師、歯科医師又は薬剤師
- ② 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士又は歯科衛生士
- ③ 土木技術者又は建築技術者
- ④ 大工、左官及びとび職
- ⑤ 土木業者、建築業者及びこれらの従事者
- ⑥ 鉄道業事業者及びその従事者
- ⑦ 軌道経営者及びその従事者
- ⑧ 自動車運送事業者及びその従事者
- ⑨ 船舶運航事業者及びその従事者
- ⑩ 港湾運送事業者及びその従事者

2 協力命令（救助法第8条関係）

協力命令は、救助を要する者及びその近隣の者に対して発することができる。

■市町が実施する対策

1 国への職員の派遣要請等

市町長又は市町の委員会もしくは委員は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、次により国の職員の派遣要請、派遣のあっせんを求める。

(1) 国の職員の派遣要請

指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第29条に基づき、文書で行う。

(2) 国の職員の派遣あっせんの求め

指定地方行政機関の職員の派遣あっせんを都道府県知事に対して求める場合は、基本法第30条の規定に基づき、文書で行う。

2 従事命令等

基本法第71条第2項の規定に基づき、知事から、当該事務及び当該事務を行うこととする期間の通知を受けた場合においては、市町長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

なお、市町長が行うこととなった知事の権限に属する事務の実施にかかる損失補償、実費弁償、損害補償は、知事が自ら権限を行使した場合と同様に、県が行わなければならない。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 国への職員派遣要請
- (2) 従事命令等
- (3) その他必要な事項

第4節 災害救助法の適用（災後4）

【主担当部隊】：総括部隊（総括班）
保健医療部隊（保健衛生班）

第1項 活動方針

- 災害発生後、速やかな情報収集等により、災害救助法の適用可能性について迅速な判断を行う。
- 災害救助法適用の必要が認められた場合、速やかに所定の手続きを行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害救助法の適用	総括部隊 (総括班) 保健医療部隊 (保健衛生班)	多数の者が危険を受けるおそれが生じた時点 又は被害状況判明後	・防災情報等(気象台) ・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) ・基準への該当(内閣府)
災害救助法の運用	保健医療部隊 (保健衛生班)	災害救助法適用決定後	・被害状況及び救助実施状況(関係部隊、市町)

※「活動開始（準備）時期」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 災害救助法の適用（総括部隊＜総括班＞、保健医療部隊＜保健衛生班＞）

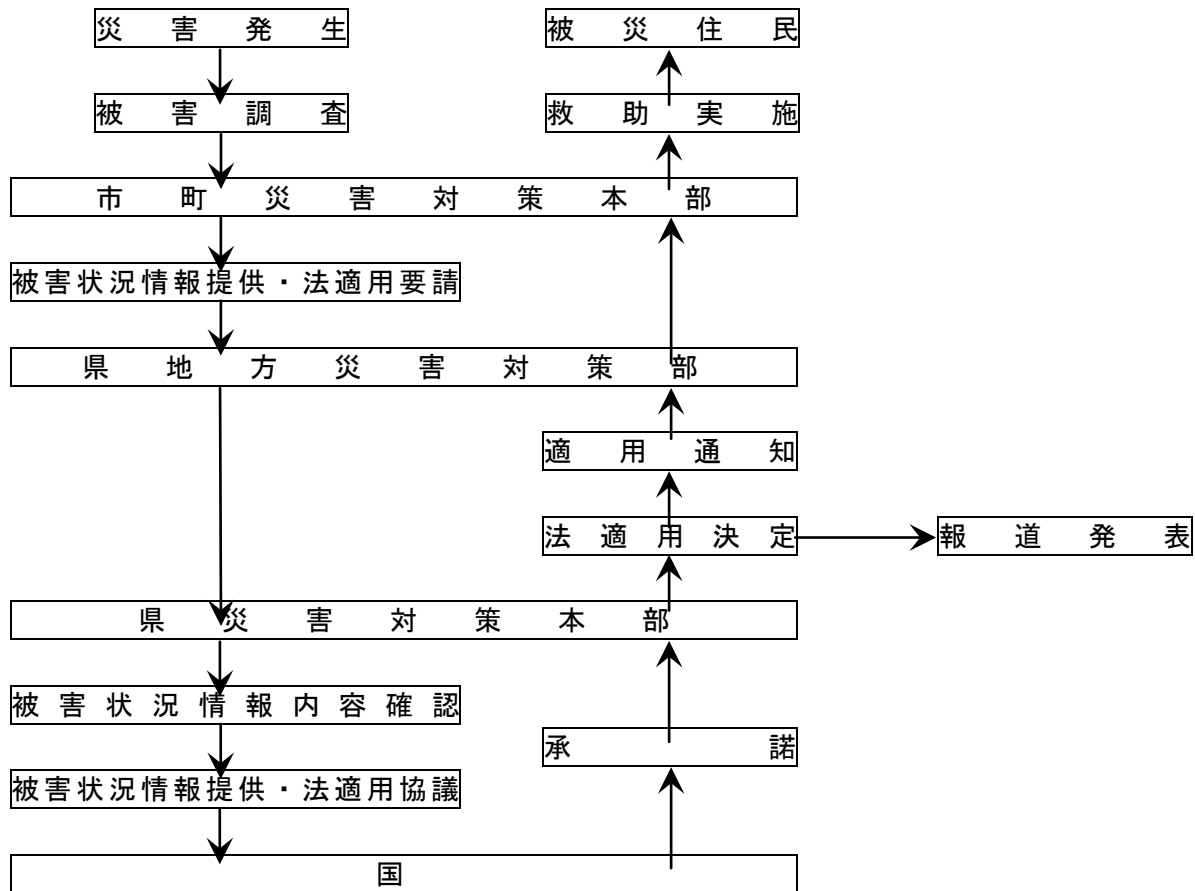
(1) 適用可能性についての迅速な判断

災害発生後又は災害発生のおそれがある場合、速やかに防災情報や被害状況等の収集、市町の意向確認、内閣府に対し適用基準への該当の有無にかかる確認・協議等を行い、救助法の適用可能性について迅速な判断を行う。

(2) 適用の決定

知事は、市町長からの被害状況等の報告もしくは要請を受け、「参考 市町別適用基準」に示す救助法の適用基準に基づき法を適用する必要があると認めるときは、当該市町長に対し、直ちに法に基づく救助を実施する旨及び行うべき救助事務の内容と期間を示して通知する。

(3) 適用の手続き（フロー図）



(4) 適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令（本節において、以下「施行令」という。）第1条に定めるところによるが、県における具体的適用基準はおおむね次のとおりとする。

ア 適用の要件

- ① 災害のため一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- ② 救助法による救助の要否は、市町単位で判定すること。
- ③ 原則として同一の原因による災害であること。

イ 適用基準

- ① 当該市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第1号）。
- ② 県の区域内において、1,500世帯以上の住家が滅失し、市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第2号）。
- ③ 県の区域内において、7,000世帯以上の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令に定める特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第3号）。

- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。（施行令第1条第1項第4号）。

(5) 被災世帯の算定基準

ア 住家の滅失等の認定

「災害の認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に基づく被害認定方法を用いる。

イ 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

2 災害救助法の運用（保健医療部隊＜保健衛生班＞）

(1) 救助法による救助の種類

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

※ (1)の⑦にいう生業資金の貸与等については、公的資金による長期かつ低利の貸付制度が整備・拡充されてきたことから、現在では運用されていない。

(2) 実施責任者

災害救助法による救助は、国からの法定受託事務として知事が行い、市町長がこれを補助する。

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町長が行うこととすることができる。

この場合は、事務の内容及び実施期間を当該市町長に通知する。

3 経費の支弁及び国庫負担

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

- ① 県の支弁：救助に要する費用は県が支弁する
- ② 国庫負担：①の費用が100万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される
- ③ 市町負担：災害救助法による救助の種類・程度の範囲外の部分は市町が負担する

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の 2/100 以下の部分	50/100
標準税収入見込額の 2/100 を超え、4/100 以下の部分	80/100
標準税収入見込額の 4/100 を超える部分	90/100

■市町が実施する対策

1 災害救助法の適用手続

(1) 被害状況等の報告・適用要請

市町長は、災害が「参考 市町別適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ、正確に被害状況を把握して速やかに県に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、あわせて災害救助法の適用を要請する。

また、市町長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事に協議するものとする。

2 救助の実施

市町長は、知事が救助の実施に関する事務の一部を市町長が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、知事が実施する救助の補助を行う。

3 経費の支弁及び国庫負担

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

- ① 県の支弁： 救助に要する費用は県が支弁する
- ② 国庫負担： ①の費用が 100 万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される
- ③ 市町負担： 災害救助法による救助の種類・程度の範囲外の部分は市町が負担する

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の 2/100 以下の部分	50/100
標準税収入見込額の 2/100 を超え、4/100 以下の部分	80/100
標準税収入見込額の 4/100 を超える部分	90/100

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 災害救助法の手続き
- (2) 救助の実施内容
- (3) その他必要な事項

■参考

市町別適用基準

施行令第1条第1項による。

	市町名	人口	世帯数	第1号	第2号
1	津市	282,933	114,126	100	50
2	四日市市	307,389	122,177	150	75
3	伊勢市	129,043	49,826	100	50
4	松阪市	167,155	65,065	100	50
5	桑名市	140,820	52,910	100	50
6	鈴鹿市	198,632	76,372	100	50
7	名張市	79,737	30,276	80	40
8	尾鷲市	19,081	9,023	50	25
9	亀山市	50,293	18,900	80	40
10	鳥羽市	20,543	8,114	50	25
11	熊野市	18,673	8,677	50	25
12	いなべ市	45,569	16,349	60	30
13	志摩市	52,876	20,690	80	40
14	伊賀市	95,004	34,458	80	40
15	木曾岬町	6,678	2,250	40	20
16	東員町	25,572	8,748	50	25
17	菰野町	40,297	14,072	60	30
18	朝日町	9,946	3,519	40	20
19	川越町	14,445	5,840	40	20
20	多気町	15,225	5,352	50	25
21	明和町	22,726	7,648	50	25
22	大台町	10,097	3,884	40	20
23	玉城町	15,292	5,241	50	25
24	度会町	8,515	2,635	40	20
25	大紀町	9,529	3,889	40	20
26	南伊勢町	13,855	5,753	40	20
27	紀北町	17,784	7,922	50	25
28	御浜町	9,075	3,982	40	20
29	紀宝町	11,438	5,044	40	20
	計	1,838,222	712,742		

※人口、世帯数は平成22年国勢調査を基礎とする平成25年12月1日現在の推計値

※救助法の適用判断においては、その時点での最新の数値を用いる

災害救助法による救助の程度と期間

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表
平成26年度災害救助基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 310円以内 (加算額) 冬期 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,530,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,530,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。							
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流出、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,040円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい(1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内	災害の発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
					区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
					全壊 半壊 流出	夏	17,800	22,900	33,700	40,400	51,200
	冬	29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700				

第5部 被災者支援・復旧対策
第1章 災害対策本部活動体制の確保

救助の種類	対 象		費用の限度額			期 間		備 考	
医療	半壊 半焼 床上浸水	夏	5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500	
		冬	9,400	12,300	17,400	20,600	26,100	3,400	
	医療の途を失った者 (応急的処置)		1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内			災害の発生の日から14日以内		患者等の移送費は、別途計上	
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)		1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額			分べんした日から7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上	
被災者の救助	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者		当該地域における通常の実費			災害発生の日から3日以内		1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上	
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者		居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 547,000円以内			災害発生の日から1ヵ月以内			
学用品の給与	住宅の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。		1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,100円 中学生生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円			災害発生の日から(教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内		1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給		1 体当たり 大人(12歳以上) 206,000円以内 小人(12歳未満) 164,800円以内			災害発生の日から10日以内		災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者		当該地域における通常の実費			災害発生の日から10日以内		1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。	

第5部 被災者支援・復旧対策
第1章 災害対策本部活動体制の確保

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当り 3,400 円以内 一時保存 <ul style="list-style-type: none"> 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り 5,200 円以内 検案 <ul style="list-style-type: none"> 救護班以外は 慣行料金 	災害発生の日から 10日以内	<ul style="list-style-type: none"> 1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力で除去することのできない者	1世帯当り 133,900 円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分 	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法等第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第2章 避難者支援等の活動

第1節 避難所の運営 (災後5)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班）
被災者支援部隊（避難者支援班）

第1項 活動方針

- 県内市町や近隣府県と協力して広域的な避難対策に取り組む。
- 災害時要援護者を始めとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう、各部隊(班)が連携して市町の避難所の開設・運営を支援する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
長期滞在を見通した避難所運営計画の検討・調整	総括部隊(総括班) 被災者支援部隊(避難者支援班)	【発災 36 時間以内】 避難所生活の長期化が見込まれる場合	・避難所運営情報 (市町)
隣接市町への避難所の設置	被災者支援部隊(避難者支援班)	【発災 36 時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報 (市町)
県内市町への広域避難の受入要請	総括部隊(総括班)	【発災 48 時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報 (市町)
県外市町村への広域避難の受入要請	総括部隊(総括班)	【発災 48 時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報 (市町)
再避難の実施支援	総括部隊(総括班) 被災者支援部隊(避難者支援班)	【発災 48 時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報 (市町)
避難所運営の支援	被災者支援部隊(避難者支援班)	【発災 36 時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報 (市町)
災害時要援護者への対応	被災者支援部隊(避難者支援班)	【発災 36 時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報 (市町)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 長期滞在を見通した避難所運営計画の検討・調整(総括部隊<総括班>、被災者支援部隊<避難者支援班>)

市町が、避難者の長期滞在に備えるため、施設、設備及び資機材の整備等に関する避難所運営の計画を検討・調整できるよう情報提供等必要な支援を実施する。

2 隣接市町への避難所の設置(被災者支援部隊<避難者支援班>)

災害の様相が深刻で、罹災市町内に避難所を設置することができないとき、または避難所が不足等するときには、隣接市町に罹災市町民の収容を委託、あるいは隣接市町の建物又は土地を借り上げて避難所を設置する。

3 県内市町への広域避難の受入要請(総括部隊<総括班>)

災害の発生により市町の行政機能が著しく低下し、他市町への被災者の受入要請が必要と認められたときは、市町の要請を待たず他市町への受入を要請する。

4 県外市町村への広域避難の受入要請(総括部隊<総括班>)

広域災害に伴い、地方部を通じて市町から県外の市町村への避難者の受入要請を受けた場合、又は災害の発生により市町の行政機能が著しく低下し、県外市町村への避難者受入要請が必要と認められたときは、市町の要請を待たず、他府県と被災者の受入について要請、協議する。

5 再避難の実施支援(総括部隊<総括班>、被災者支援部隊<避難者支援班>)

市町が設置する避難所が万一危険になった場合等における再避難について、適切な措置を講ずることができるよう情報提供等必要な支援を実施する。

6 避難所運営の支援(被災者支援部隊<避難者支援班>)

市町の避難所運営を支援するため、要請に基づき職員を市町に派遣するなど、避難所運営にかかる支援等を行う。

7 災害時要援護者への対応(被災者支援部隊<避難者支援班>)

- ① 市町からの要請に基づく災害時要援護者に対する支援にあたっては、自主防災組織、ボランティア等に協力を求める。
- ② 公益財団法人三重県国際交流財団と連携して「みえ災害時多言語支援センター」を設置して、外国人被災者について、市町と連携して必要な支援を行う。
- ③ 福祉避難所への避難者について、市町と連携して必要な支援を行う。

■市町が実施する対策

1 長期滞在を見通した避難所運営計画の検討・調整

避難者の長期滞在に備えるため、施設、設備及び資機材の整備等に関する避難所運営の計画を検討・調整する。

2 隣接市町への避難受入要請

災害の様相が深刻で、市町内に避難所を設置することができないとき、または避難所が不足等するときには、県を通じ、隣接市町に住民の受入を要請する。

3 再避難の実施

避難所が万一危険になった場合等における再避難についての対策を把握し、避難所や避難経路の正確な情報把握に努め、機を失することなく適切な措置を講ずる。

4 避難所の運営

避難所の運営及び管理にあたっては、各市町及び各避難所の避難所運営マニュアルに沿って行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。

- ① 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。
- ② 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- ③ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。
- ④ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。
- ⑤ 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。
- ⑥ 帰宅困難者については、交通情報等の提供により早期の帰宅を促す。
- ⑦ ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。

5 災害時要援護者への対応

高齢者、障がい者等災害時要援護者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士、災害支援ナース等専門職を派遣する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 長期滞在を見通した避難所運営計画の検討・調整
- (2) 隣接市町への避難受入要請
- (3) 再避難の実施

- (4) 避難所の運営
- (5) 災害時要援護者への対応
- (6) その他必要な事項

第2節 緊急輸送手段の確保(災後6)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、庁舎管理・車両班）
社会基盤対策部隊（公共土木対策班）

第1項 活動方針

- 大規模災害が発生した場合、県内で甚大な被害を被り、災害応急対策活動に多くの救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等が必要となることが想定されるため、これらの人員、物資等の輸送手段を確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
県有車両の確保	総括部隊(庁舎管理・車両班)	【発災1時間以内】 発災後速やかに使用可能公用車の把握を行う	・管財課、地域防災総合事務所等
輸送ルートの情報収集・伝達	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	【発災1時間以内】	・公共土木施設の被害情報等(各施設の管理者等) ・その他輸送上の拠点となる施設の被害情報
輸送手段の確保	総括部隊(総括班)	【発災24時間以内】 緊急の必要があると認める場合、速やかに	・国(輸送手段の要請) ・各協定締結団体

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県有車両の確保(総括部隊<庁舎管理車両班>)

各部局及び各事務所等が所有する公用車では、輸送手段が十分確保できないときは、庁舎管理車両班(管財課)に県有集中管理車両の確保を要請する。

2 輸送ルートの情報収集・伝達(社会基盤対策部隊<公共土木対策班>、総括部隊<総括班>)

県は、交通規制等道路情報を収集し、関係機関等に提供できる体制を敷く。
また、輸送上の拠点となる施設の被害情報を収集し、利用できる輸送ルートを勘案したうえで、必要となる輸送手段を確保することとする。

3 輸送手段の確保(総括部隊<総括班>)

(1) 陸上輸送手段の協力要請

緊急輸送が必要となった場合、陸上輸送については次の機関へ要請を行う。要請にあたっては輸送に必要な情報を提供するとともに、緊密に連絡を取り合い効果的な輸送を

行う。

① 指定公共機関、指定地方公共機関への要請（基本法第86条の18）

＜指定公共機関＞ 日本貨物鉄道株式会社、日本郵便株式会社
 ＜指定地方公共機関＞ （一社）三重県トラック協会

② 協定事業者への要請

＜協定締結団体＞

【緊急輸送の確保にかかる協定及び締結相手方】

協定名	締結相手方
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	一般社団法人三重県トラック協会
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	赤帽三重県軽自動車運送協同組合
緊急・救援輸送に関する協定	公益社団法人三重県バス協会

③ 国への要請

指定公共機関、指定地方公共機関及び協定締結団体による対応が困難な場合は、国土交通省中部運輸局に対して支援を要請する。

④ 自衛隊への要請

上記①から③による輸送が困難なとき、又は急を要するときは、「第1章 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、自衛隊に対し陸上輸送の支援要請を行う。

(2) 海上輸送手段の協力要請

緊急輸送が必要となった場合、海上輸送については次の機関へ要請を行う。要請にあたっては輸送に必要な情報を提供するとともに、緊密に連絡を取り合い効果的な輸送を行う。

① 協定事業者への要請

＜協定締結団体＞

【緊急輸送の確保にかかる協定及び締結相手方】

協定名	締結相手方
船舶による輸送等に関する協定	中部沿海海運組合 東海内航海運組合 全国内航タンカー海運組合東海支部
旅客船による災害時の輸送等に関する協定	東海北陸旅客船協会
船舶による輸送等災害応急対策に関する協定	三重県水難救済会
三重県と三重大学との災害対策相互協力協定 (三重大学練習船勢水丸による輸送等災害応急対策に関する覚書)	国立大学法人三重大学

② 国への要請

協定締結団体による対応が困難な場合は、国土交通省中部運輸局に対して支援を要請する。

③ 自衛隊、海上保安庁への要請

上記①及び②による輸送が困難なとき、又は急を要するときは、「第1章 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、自衛隊及び海上保安庁に対し海上輸送の支援要請を行う。

(3) 航空輸送手段の協力要請

「第4部 第2章 第5節 ヘリコプターの活用」に準じる。

■市町が実施する対策

1 市町が所有する車両の確保

「<県が実施する対策> 1 県有車両の確保」に準ずる。

2 輸送ルートの情報収集・伝達

「<県が実施する対策> 2 輸送ルートの情報収集・伝達」に準ずる。

3 輸送手段の確保

「<県が実施する対策> 3 輸送手段の確保」に準ずる。

4 応援の要請等

市町長は、応急措置を実施するため必要と認める場合、基本法第68条第1項の規定に基づき、県へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 緊急輸送手段の確保
- (2) 緊急輸送の要請
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<各協定締結団体の対策>

1 緊急対策

各協定締結団体内及び県災対本部、関係機関との連絡体制を確保する。
また、各協定締結団体内の輸送手段の確保状況等を確認する。

2 各協定に基づく緊急輸送の実施

各協定に基づき県から緊急輸送の要請があった場合は、あらかじめ定める体制により緊急輸送を行う。

第3節 救援物資等の供給（災後7）

【主担当部隊】：総括部隊
救援物資部隊

第1項 活動方針

- 県民の非常用備蓄等にもかかわらず、災害の規模により食料及び生活必需品等（以下「物資等」という。）の不足が生じた場合、被災者に早期に必要な物資等を供給する。
- 県は、物資等の供給又は緊急調達が困難な市町からの要請に基づき、物資等の提供又は調達の代行を行う。これに先立ち、市町は備蓄物資が確保できない避難者に対し、市町が備蓄している物資等を供給するとともに、そのために必要となる物資等の緊急調達を行う。
- 孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、物資等の円滑な供給に十分配慮する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
物資要請情報の収集・整理・調整	救援物資部隊 (情報収集・分析班)	【発災 12 時間以内】	・市町からの物資要請 (地方部、市町)
救援物資の受入	救援物資部隊 (物資調整班)	【発災 24 時間以内】 物資提供の申し出があり次第	・広域物資提供情報(他府 県、国)
物資等の調達	救援物資部隊 (物資調整班)	【発災 24 時間以内】 市町で避難所開設後、速やかに	・物資確保状況(国、協定締 結団体等) ・物資調達要請状況(地方 部、市町)
物資等の供給	救援物資部隊 (物資調整班)	【発災 72 時間以内】 市町から供給要請があった時 点	・物資拠点状況(地方部、市 町) ・物資配送状況(国、協定締 結団体等)
燃料の確保	総括部隊 (総括班)	【発災 72 時間以内】 燃料確保が困難になるおそれ が認められた時点	・各部隊 ・三重県石油商業組合 ・三重県LPガス協会

※「活動開始（準備）時期」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 物資要請情報の収集・整理・調整（救援物資部隊〈情報収集・分析班〉）

県は、市町の被害状況及び物資要請にかかる情報を収集したうえで、必要となる物資等の数量を推定し、物資等の配分計画を策定する。策定にあたっては、緊急輸送路の状況、輸送手段の確保状況及び物資等の需給バランス等総合的に判断する。

2 救援物資の受入（救援物資部隊〈物資調整班〉）

国（海外含む）及び他都道府県、NPO団体等から救援物資の提供の申し入れがあった場合は、物資供給計画の検討をふまえ、受入体制を整え、受入体制を整え、救援物資を受け入れる。救援物資は、基本的には広域防災拠点施設において受け入れる。

3 物資等の調達（救援物資部隊〈物資調整班〉）

(1) 食料の調達

- ① 市町を通じ、在宅並びに避難所の避難者に対する食料需要情報等を収集するとともに、他市町における食料の備蓄量、生活必需品等の調達に関する協定による調達可能食料量、国や広域応援による他県等からの調達可能食料量を把握し、被災市町への配分計画を策定する。
- ② 市町から避難者用食料調達の応援要請があった場合、三重県災害時応援協定に基づき他市町へ食料の応援要請を行う。
- ③ 市町から避難者用食料調達の応援要請があった場合、生活必需品等の調達に関する協定を締結している企業及び団体に調達を要請する。また、必要に応じて、事前に把握した食料の配慮が必要な人用の特別用途食品等を取り扱う業者等に調達を要請する。
- ④ 精米については、協力を依頼している県内の卸売業務を行う米穀販売業者に緊急引渡しを要請する。
- ⑤ 県で調達できない場合は、基本法第86条の16第1項の規定に基づき国に対し必要な措置を講ずるよう要請するとともに、応援協定に基づき他府県に対して広域応援を要請する。
- ⑥ 米穀については、市町からの要請に基づき、国に対して政府所有米穀の供給を要請する。
（米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号））
- ⑦ 米穀販売事業者の精米センター等を活用した応急食料供給協力体制の確立を図る。
- ⑧ 上記の食料の調達にあたっては、被災地へ早く確実に供給できる調達先を選定することに努める。

(2) 生活必需品等の調達活動

- ① 市町を通じ、在宅並びに避難所の避難者に対する生活必需品需要情報等を収集するとともに、他市町における備蓄量、県備蓄量、生活必需品等の調達に関する協定による調達可能生活必需品等数量、国や広域応援による他県等からの調達可能生活必需品等数量を把握し、被災市町への配分計画を策定する。
- ② 市町から避難者用生活必需品等調達の応援要請があった場合、三重県災害時応援協定に基づき他市町へ生活必需品等の応援要請を行う。
- ③ 市町から避難者用生活必需品等調達の応援要請があった場合、県広域防災拠点の備蓄物資で対応できる物資があれば、地方部を通じ供給の調整を行う。
- ④ 県広域防災拠点の備蓄物資で対応できない場合は、生活必需品等の調達に関する協定を締結している企業及び団体に生活必需品等の調達を要請する。
- ⑤ さらに調達の必要がある場合は、応援協定に基づき他府県及び国に対して広域応援を要請する。
- ⑥ 上記の生活必需品等の調達にあたっては、被災地へ早く確実に供給できる調達先を選定することに努める。

4 物資等の供給（救援物資部隊＜物資調整班＞）

(1) 広域物資拠点の開設

県は救援物資の受入、仕分け・搬出等の作業に必要となる広域物資拠点を開設する。広域物資拠点は広域防災拠点施設及びその周辺施設とし、発災後直ちに被害状況を確認したうえで、早期に開設し、救援物資の受入体制を整える。

(2) 広域物資拠点の運営

救援物資及び調達した物資等を効果的に配送するため、広域物資拠点において物資等の仕分け・一時保管等を行う。広域物資拠点の運営にあたっては、協定締結団体等から物流専門家の派遣等の協力を得ながら効果的な供給体制を構築することとする。

(3) 供給の実施

「第2節 緊急輸送手段の確保」の状況をふまえ、物流専門家等の協力を得ながら的確な輸送手段を選定し、市町物資拠点へ物資等を輸送する。

なお、被害が甚大で被災市町からの要請が行えない場合等、緊急を要し、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、基本法第86条の16第2項に基づき、被災市町からの要請を待たずに、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずる。

(4) 滞留物資の一時保管・再仕分け等

梱包物の内容が不明な物資や、品目が混在して仕分け作業に時間を要する物資、及び必要時期を逸した物資（以下、「滞留物資」という。）については、協定締結団体が保有する倉庫等で一時保管を行うこととする。

なお滞留物資の仕分け作業等が必要となった場合は、協定締結団体及びボランティア等へ仕分け作業を要請する。

5 燃料の確保（総括部隊＜総括班＞）

災害応急対策活動を実施する各部隊及び関係機関は、災害時における燃料の確保に努める。しかし、燃料不足となり、通常の燃料供給体制による燃料確保が困難となった場合、総括部隊（総括班）を通じて燃料の供給について要請を行う。

(1) 燃料の供給

災害応急対策活動に必要となる車両や自家発電設備、及び災害拠点病院等重要拠点における燃料が不足する場合には、三重県石油商業組合、（一社）三重県LPガス協会等に対し燃料供給の要請を行う。

(2) 燃料の確保

県は、三重県石油商業組合、（一社）三重県LPガス協会等からの情報に基づき、燃料供給が困難となることが予想される場合、国に対して燃料の確保と県内への供給を要請する。

(3) 県民への広報

県は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、県民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供するよう努める。

■市町が実施する対策

1 避難所等における必要物資品目・量の把握

市町は避難所等の物資の状況について情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目・量を的確に把握することに努める。

2 食料の調達・供給活動

(1) 避難者に対する食料供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の食料供給計画を参考に備蓄を活用した食料の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や全国からの支援物資等を避難者に供給し、又は応急給食を実施する。

【食料供給計画】

食料の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として、1日3回提供する。

- ・避難者発生～12時間以内：住民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食
- ・避難者発生12時間後～：協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
- ・避難者発生24時間後～：協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
- ・避難者発生72時間後～：住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊き出し）

※ 避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

(2) 県に対する食料調達要請

必要な食料の調達が困難な場合は、県に対して調達を要請する。ただし、米穀については、県と締結している「災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、農林水産省所管部局に直接、連絡要請することができる。

(3) 応急給食の実施

市町が設置する物資拠点で食料を受け入れ、避難者に対して応急給食を実施する。

応急給食は、被災者の健康状態に大きな影響を与えることから、応急給食に使用する食料の備蓄、輸送、配食、給食の実施等に当たっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士等の活用を努める。

(4) 災害時要援護者に対する配慮

糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。

3 生活必需品等の調達・供給活動

(1) 避難者に対する生活必需品等の供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の生活必需品等供給計画を参考に備蓄を活用した生活必需品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した生活必需品等や全国からの支援物資を避難者に供給する。

【生活必需品等供給計画】

生活必需品等の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

- ・避難者発生～24時間以内：医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ等
- ・避難者発生24時間後～：日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティシュ等）、衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）、炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）、食器（箸、スプーン、皿、茶碗、

紙コップ、ほ乳ビン等)、光熱材料(ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等)、その他(ビニールシート等)など

(2) 県に対する生活必需品等調達要請

必要な生活必需品等の調達が困難な場合は、県に対して調達を要請する。

(3) 生活必需品等の配分

市町で設置する物資拠点で生活必需品等を受け入れ、避難者に対して配分する。

(4) 災害時要援護者に対する配慮

災害時要援護者に対し配慮し、必要な生活必需品の確保に努める。

4 物資等の供給

市町は調達した物資を受け入れるため、物資拠点を開設・運営し、多様な供給手段を用いて物資等を供給する。

5 協定に基づく応援市町による物資等の供給

被災市町又は県からの物資等の要請が入った場合、要請を受けた市町は、三重県市町災害時応援協定に基づき、必要となる物資等の供給を行う。

なお物資等は、被災市町又は県が指定する場所まで輸送を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 物資等の調達方法
- (2) 供給方法
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<生活必需物資等の調達に関する協定等締結団体の対策>

以下の団体については、県との協定に基づき、生活必需物資等の供給を行う。

1 生活必需物資等の調達に関する協定締結団体

- ・株式会社一号館
- ・スーパーサンシ株式会社
- ・マックスバリュ中部株式会社
- ・株式会社ぎゅーとら
- ・株式会社オークワ
- ・株式会社ヤマナカ
- ・イオンリテール株式会社東海カンパニー
- ・ユニー株式会社
- ・三重県生活協同組合連合会
- ・NPO 法人コメリ災害対策センター
- ・三重県パン協同組合
- ・株式会社ローソン
- ・株式会社サークルKサンクス
- ・株式会社ファミリーマート

- ・株式会社セブンイレブン・ジャパン
- ・株式会社ケーヨー

2 災害時における飲料調達に関する協定締結団体

- ・サントリーフーズ株式会社
- ・大塚食品株式会社名古屋支店

3 救助用副食等の調達に関する協定締結団体

- ・三重県漬物協同組合

<農林水産省生産局の対策>

農林水産省生産局は、三重県及び市町から災害救助用米穀の供給にかかる要請があった場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政府所有米穀の販売、引き渡しを行う。（「災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー」参照）

<中部経済産業局の対策>

中部産業経済局は、災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。

<自衛隊の対策>

三重県からの要請に基づき、応急給食等を実施する。

<三重県石油商業組合の対策>

「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、県から石油類燃料の供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

<（一社）三重県LPガス協会の対策>

「災害時におけるLPガスの供給に関する協定書」に基づき、県からLPガスの供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

発災後、交通状況を含む物資等の流通機構が機能しないことが見込まれる3日間以上の間に必要な物資等は、住民が平素から自助努力によって確保することを基本とする。

また、食料や生活必需品の不足について、地域内での住民間で融通し合うよう努める。

食生活改善推進員は、日ごろの活動を活かし、行政との連携のもとに率先して応急給食に携わるよう努める。

第4節 給水活動(災後8)

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、情報班）

社会基盤対策部隊（水道・工業用水道・電気班）

保健医療部隊（医療活動支援班）

被災者支援部隊（水道応援班）

第1項 活動方針

- 被災者支援部隊(水道応援班)は応急給水活動の総合調整を行い、市町と企業庁が給水タンク車等による応急給水活動を実施する。
- 市町の水道事業者、日本水道協会等と連携して、断水等により飲料水を得られない被災者を的確に把握し、応急給水活動を行う。
- 水道施設の復旧が長引く場合は、住民生活を考慮し、段階的に給水量を増加するよう努める。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
飲料水の確保	社会基盤対策部隊(水道・工業用水道・電気班) 被災者支援部隊(水道応援班)	【水道施設発災1時間以内】 市町水道施設被災後できる限り速やかに	・市町水道施設の被害状況 ・市町での応急給水状況 ・応援要請 (市町水道事業者)
応急給水活動の調整	総括部隊(情報班) 保健医療部隊(医療活動支援班) 被災者支援部隊(水道応援班)	【水道施設発災6時間以内】 水道施設被災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 (市町水道事業者)
応急給水活動の実施	総括部隊(総括班) 被災者支援部隊(水道応援班)	【水道施設発災24時間以内】 応急給水活動の必要性が見込まれる時点	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 (市町水道事業者)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

- 1 飲料水の確保（社会基盤対策部隊<水道・工業用水道・電気班>、被災者支援部隊<水道応援班>）

市町水道施設に被害が生じた場合は、県水を受水している市町の需要に対応しつつ、浄水場、調整池等にできる限り応急給水用の飲料水を確保する。

- 2 市町水道事業者による応急給水活動の調整

(1) 県内水道事業者による協定に基づく応急給水活動の調整（被災者支援部隊〈水道応援班〉、総括部隊〈情報班〉、保健医療部隊〈医療活動支援班〉）

「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、県内の応急給水活動について、以下のとおり総合調整等を行う。

- ① 被災者支援部隊〈水道応援班〉は、水道施設の被害状況や断水状況、応急給水状況等の情報を収集・集約する。
- ② 総括部隊〈情報班〉は、災害対策活動の拠点となる重要施設の断水状況等の情報を収集・集約し、被災者支援部隊〈水道応援班〉と情報共有を行う。
- ③ 保健医療部隊〈医療活動支援班〉は、災害拠点病院等の断水状況等の情報を収集・集約し、被災者支援部隊〈水道応援班〉と情報共有を行う。
- ④ 被災者支援部隊〈水道応援班〉は、応急給水活動の実施に必要な道路(国道、県道及び市町道)の情報を収集する。
- ⑤ 被災者支援部隊〈水道応援班〉は「三重県水道災害広域応援協定」にかかる県内5地域のブロック代表市（以下、「ブロック代表者」という）に対してブロック内の水道事業者の応援体制（資機材、人員）を確認する。
- ⑥ 被災市町からブロック代表者を通じて応援要請があった場合で、ブロックを超える規模の応援が必要と判断した場合には、被災者支援部隊〈水道応援班〉は、市町の応援体制・応援規模等をもとに応援者や給水資機材の調整を行い、その配分計画を策定して、他のブロック代表者に応援を要請する。

(2) 県外水道事業者への応援要請（被災者支援部隊〈水道応援班〉）

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、被災者支援部隊〈水道応援班〉は、日本水道協会三重県支部（事務局：津市水道局）に対して、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

- ① 県外水道事業者の応援要請にあたっては、水道応援班は日本水道協会三重県支部と十分に連携を図る。
- ② 被災者支援部隊〈水道応援班〉は、必要に応じて県災対本部への連絡要員等の派遣を日本水道協会三重県支部に要請し、日本水道協会三重県支部は、県災対本部と連携して活動する。

3 県による応急給水活動の実施

(1) 応急給水活動（社会基盤対策部隊〈水道・工業用水道・電気班〉）

市町から運搬給水への支援要請があった場合には、県企業庁の施設を用い、可能な範囲で応急給水設備から給水車へ水道水を供給する。

また、市町から応急給水の応援要請があった場合には、被災者支援部隊(水道応援班)の要請に基づき、県企業庁の浄水場、調整池等の貯留水を使用し、応急給水活動を行う。

(2) 水質検査機関の斡旋（被災者支援部隊〈水道応援班〉）

市町から飲料水の水質検査要請があった場合には、公的検査機関(又は検査登録機関)を斡旋する。

(3) 自衛隊・海上保安庁への応援要請（総括部隊〈総括班〉）

給水活動において支援が必要と判断した場合には、自衛隊、海上保安庁等に給水支援を要請する。

(4) 備蓄資機材の提供（被災者支援部隊〈水道応援班〉）

市町から簡易浄水機などの資機材等の貸し出し要請があった場合は、は備蓄資機材を市町へ

提供する。

(5) 応急給水目標水量（被災者支援部隊〈水道応援班〉）

水道施設発災からの日数別の応急給水目標水量は、以下を参考とする。

水道施設発災からの日数	目標水量	用途
～3日まで	1人1日3ℓ	生命維持に最低限必要な水量
～7日	1人1日20ℓ	炊事、洗面等最低限の生活水量
～14日	1人1日100ℓ	生活用水の確保
～28日	被災前給水量 (1人1日250ℓ)	応急復旧完了

■市町が実施する対策

1 飲料水の確保

住民に対して一人あたり3日分以上の飲料水を備蓄するよう啓発するとともに、供給能力の範囲内において水道水の供給を確保、継続する。

災害時の水源として、浄水場や配水池、震災対策用貯水施設等の貯留水を確保するとともに、不足する場合は、井戸水、河川水、ため池やプール等の水をろ過、滅菌して飲料水を確保する。

2 応急給水活動の調整

(1) 県内水道事業者による協定に基づく応急給水活動

「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者はブロック内の応急給水活動について調整にあたる。

- ① ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況、応急給水状況等の情報を収集・集約する。
- ② ブロック代表者は、ブロック内の水道事業者の応援体制（資機材、人員）を確認する。
- ③ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。
- ④ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに被災者支援部隊(水道応援班)に応援を要請する。
- ⑤ ブロック代表者は、被災者支援部隊(水道応援班)を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

(2) 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部（事務局：津市水道局）は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

日本水道協会三重県支部は、県からの要請に応じて県災対本部へ連絡要員等を派遣する。

3 応急給水活動の実施

(1) 応急給水体制の確立

迅速に応急給水活動が行えるよう、施設の被害状況や断水状況の把握に努め、必要な資機材・

人員を確保するなど、応急給水体制を確立する。

また、断水状況等に応じた応急給水計画を策定し、断水等により飲料水を得られない住民に対して、迅速に応急給水活動を実施する。

医療機関等緊急を要する施設に対しては、優先的に応急給水を実施する。

(2) 住民への広報

住民に対して、断水状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策等について、広報車、防災無線等を活用し広報を実施し、住民の不安解消に努める。

(3) 応急給水活動の応援要請

市町単独での応急給水の実施が困難と判断した場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、速やかにブロック代表者に応援を要請する。

応援を受ける市町は、応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、宿泊施設等の確保や作業及び役割分担計画の策定など、受入体制を確立するとともに、応急給水用資機材、燃料等が不足する場合は、速やかに関係団体や関係業者等に協力を要請する

また、水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置するなど、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図る。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 動員体制
- (2) 情報連絡体制
- (3) 応急給水用資機材の確保
- (4) 応急給水体制
- (5) 応援要請
- (6) 広報体制
- (7) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 自衛隊の対策

自衛隊は、県災対本部の災害派遣要請に基づき、県、市町と連携して給水活動を実施する。

2 海上保安庁の対策

海上保安庁は、県災対本部の応援要請に基づき、沿岸部の被災市町に対して巡視船等を使用して海上からの給水支援を実施する。

3 四日市港管理組合の対策

四日市港管理組合は、県災対本部の応援要請に基づき、沿岸部の被災市町に対して保有する給水船を使用して、海上からの給水支援活動を県、市町と連携し実施する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 応急給水活動

給水所の運営や給水所に設置されている仮設給水栓、給水タンク等の給水用資機材の維持管理について、地元自治会や地域住民が協力して行う。

2 飲料水、生活水の確保

災害発生後3日分以上は自ら備蓄したものでまかなえるよう、各家庭での飲料水の確保に努める。

また、自家用井戸等がある場合には、生活用水として確保・利用する。

第5節 ボランティア活動の支援（災後9）

【主担当部隊】：被災者支援部隊（ボランティア班）

第1項 活動方針

- みえ災害ボランティア支援センターを中核としたボランティア支援活動を展開する。
- 災害発生時に、行政、社会福祉協議会、災害支援団体（災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業等）等が連携して、速やかに県内外からのボランティアの受入体制を確立する。
- 被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々なNPO・ボランティア団体、企業等やボランティアが連携して支援活動を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集と共有	被災者支援部隊 (ボランティア班)	【発災 48 時間以内】 発災後速やかに	県災対本部等からの情報収集と情報共有
みえ災害ボランティア支援センターの設置	被災者支援部隊 (ボランティア班)	【発災 48 時間以内】 災害ボランティア受入が必要と認められた場合	被災状況、現地災害ボランティアセンターの設置状況 (市町・現地災害ボランティアセンター)
災害ボランティアへの支援(みえ災害ボランティア支援センターにおける活動)	被災者支援部隊 (ボランティア班)	【発災 48 時間以内】 災害ボランティア受入後速やかに	被災地のボランティアニーズ、災害ボランティアの受入状況(市町・現地災害ボランティアセンター)
災害支援団体への支援	被災者支援部隊 (ボランティア班)	災害支援団体への支援が必要と認められた場合	被災地のニーズ (市町・現地災害ボランティアセンター)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 被害情報の収集と共有（被災者支援部隊<ボランティア班>）

「みえ災害ボランティア支援センター」の設置準備として、県災対本部からボランティア支援等に必要な情報等を収集し、幹事団体（特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、三重県）の間で情報の共有を図る。

2 みえ災害ボランティア支援センターの設置（被災者支援部隊<ボランティア班>）

県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れるため、現地災害ボランティアセンターを県域で後方支援する「みえ災害ボランティア支援センター」（幹事団体：三重県、特定非営利活動法

人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、日本赤十字社三重県支部、三重県ボランティア連絡協議会)をみえ県民交流センター(津市羽所町700番地 アスト津3階)に設置し、職員を派遣する。

また、必要に応じて、県災対本部へみえ災害ボランティア支援センターから連絡要員を派遣する。

3 災害ボランティアへの支援(みえ災害ボランティア支援センターにおける活動)(被災者支援部隊<ボランティア班>)

(1) 被災状況の把握と現地災害ボランティアセンターの立ち上げ支援

被災状況を把握するため、県災対本部へみえ災害ボランティア支援センターの担当職員を派遣するとともに、関係機関から被災地の情報を収集し、情報共有を図る。また、必要に応じて被災地及び現地災害ボランティアセンターへ支援要員を派遣し、情報収集と現地災害ボランティアセンターの立ち上げにかかる支援を行う。

(2) 現地災害ボランティアセンターの後方支援

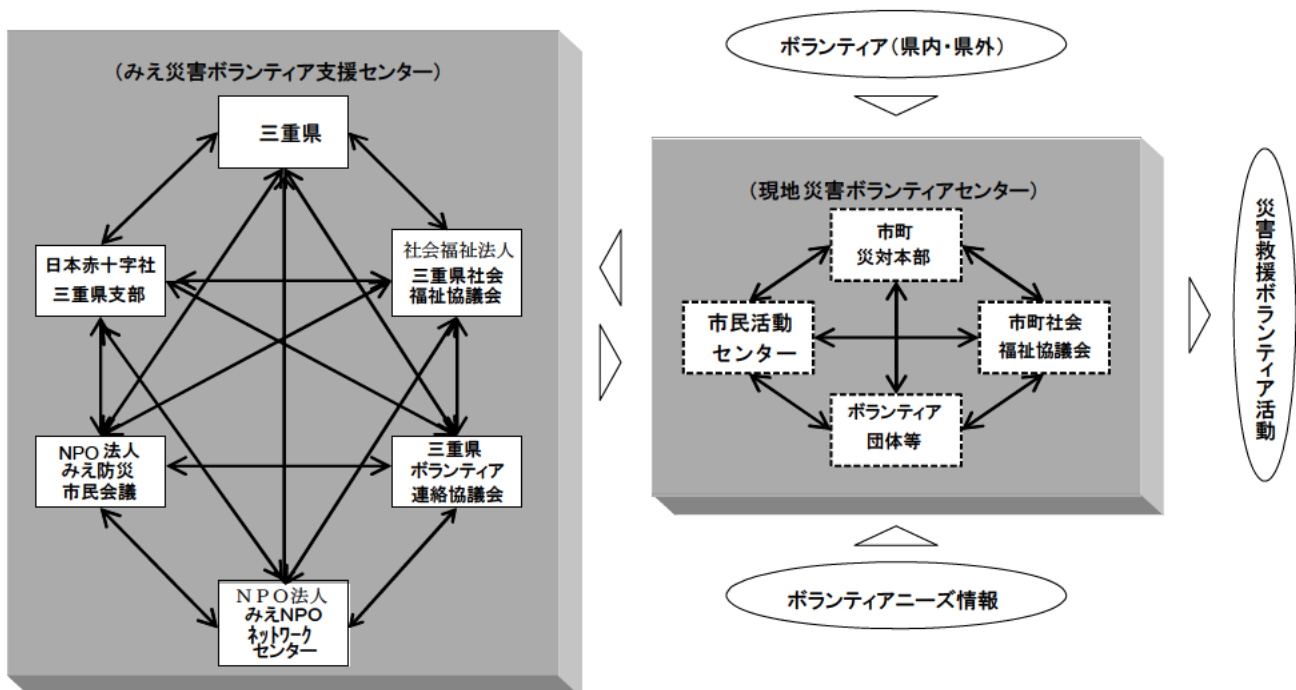
現地災害ボランティアセンターの活動状況やニーズを把握し、県内外への情報発信を行うとともに、現地センターへの情報提供、センター間の広域的なコーディネート、関係機関や県内外の災害支援団体との連携・調整、人員の派遣、物資の調達、ボランティアバスの運行などを行う。

(3) 災害ボランティア活動への支援

ボランティア活動を支援するため、被災地のボランティアニーズや、現地災害ボランティアセンターの設置場所、ボランティアの受入状況、ライフライン・公共交通機関・交通規制の状況などボランティア活動に必要な情報を広く提供する。ボランティア活動の支援にあたっては、ボランティア活動の自発性、災害救援活動の自己完結性を考慮する。

(4) 多様な分野の専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等との連携

専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等が効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や現地災害ボランティアセンターとの調整等必要な支援を行う。



4 災害支援団体への支援（被災者支援部隊＜ボランティア班＞）

被災者の多様なニーズに対応するため、様々な災害支援団体が行う支援活動を財政面で支援する。支援にあたっては、「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」を活用する。

■市町が実施する対策

1 現地災害ボランティアセンターの設置

関係機関と連携・協働し、市町の広さや被災状況に応じて「現地災害ボランティアセンター」や「サテライト」（ボランティアの活動拠点）を設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れる。

(1) 災害ボランティアへの支援

被災地にとってよりよい支援となるよう、ボランティアニーズの把握、ボランティアの受入と活動先の調整を行うとともに、必要な支援を行う。

(2) 専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等との連携

専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等が効果的に活動を行うことができるよう、情報提供など必要な支援を行う。

2 災害支援団体との連携

被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や必要な支援を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 現地災害ボランティアセンターの設置（設置主体・設置場所）
- (2) 現地災害ボランティアセンターの運営（運営主体・運営方法）
- (3) 災害支援団体との連携
- (4) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 ボランティアの受入体制の整備及び支援（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、災害支援団体等）

(1) 日本赤十字社三重県支部

- ① 日本赤十字社三重県支部内に対策本部を設置し、必要に応じて職員を県災対本部へ派遣する。
- ② みえ災害ボランティア支援センターに職員等を派遣する。

(2) 三重県社会福祉協議会

- ① 三重県社会福祉協議会に対策本部を設置し、必要に応じて職員を県災対本部へ派遣する。
- ② 必要に応じて、被災市町の社会福祉協議会へ先遣隊を派遣し、情報収集を行うとともに、みえ災害ボランティア支援センターに被災状況などの情報提供を行う。
- ③ みえ災害ボランティア支援センターに職員を派遣するとともに、市町社会福祉協議会に現地災害ボランティアセンターへの職員の派遣を要請し、センターの立ち上げ、運営にかかる支援を行う。
- ④ みえ災害ボランティア支援センターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援等を行う。

(3) 災害支援団体等（特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会等）

- ① みえ災害ボランティア支援センターにメンバーを送り出すとともに、関係ボランティア団体等に協力を要請する。
- ② みえ災害ボランティア支援センターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援等を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 被災状況の把握とボランティアの要請

自治会や自主防災組織は、被災状況や支援ニーズを把握し、現地災害ボランティアセンターへ情報提供するとともに、必要に応じ、ボランティアの要請を行う。

2 現地災害ボランティアセンターの運営支援

被災状況に応じて、現地災害ボランティアセンターの運営支援ボランティアとして、ボランティアニーズの把握やボランティアの受付、活動先の案内などに協力する。

3 ボランティアの受入支援

現地災害ボランティアセンターや災害支援団体と連携して、ボランティアの受入を行う。

4 ボランティア活動への参加

被災状況に応じて、可能なボランティア活動に参加する。

第6節 防疫・保健衛生活動（災後10）

【主担当部隊】：保健医療部隊（保健衛生班）

第1項 活動方針

- 感染症発生未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に予防対策を実施する。
- 食品危害の発生を防止するため、総合的な食品衛生対策を実施する。
- 災害時における感染症の流行、健康被害等を未然に防止するとともに、被災者への健康相談等により心身の安定を図る。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
防疫活動の実施	保健医療部隊 (保健衛生班)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部)
防疫活動の支援	保健医療部隊 (保健衛生班)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)
食品衛生監視	保健医療部隊 (保健衛生班)	【発災後3日以内】 救護所・避難所設置後等速やかにかに	・被害状況及び救護活動の状況 ・応援要請(市町)
健康管理(保健活動)の実施・調整	保健医療部隊 (保健衛生班)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 防疫活動の実施（保健医療部隊（保健衛生班））

県（保健所）は、市町と連絡を密にして次の活動を実施する。

(1) 疫学調査及び健康診断等

ア 疫学調査班の編成

県は、災害規模等により必要な人数の疫学調査班を編成する。

イ 疫学調査班の用務

① 災害地区の感染症発生状況の迅速正確な把握

※国立感染症研究所感染症疫学センター学校欠席者情報収集システム（避難所サーベイランス）の利用を検討

② 患者及び保菌者や接触者に対する適切な対応

③ 疑わしい症状のある者及び接触者の菌者検索

ウ 疫学調査の実施

疫学調査班は、緊急度に応じて計画的に疫学調査を実施するが、^{たんすい}浸水地域においては、週1回以上集団避難所においてできる限り頻繁に行う。

エ 健康診断の実施

疫学調査の結果、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症予防法の規定による健康診断を実施する。

なお、同法に規定されていない感染症に対する健康診断は、流行状況や避難地域等に与える影響等を考慮して実施する。

オ 臨時予防接種の実施又は実施指示

県は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、または国から予防接種を行うよう指示を受けた場合は、予防接種法第6条の規定による臨時の予防接種を行い、または市町に行うよう指示する。

(2) 市町に対する指導及び指示等

災害発生と同時に保健所は、災害地区の疫学調査、消毒方法及びねずみこん虫等の駆除その他の防疫措置について実情に即した指導を行う。特に被害が激甚な市町に対しては、職員を現地に派遣し、その実情を調査して実施方法及び基準を示し、指導にあたらせる。

2 防疫活動の支援（保健医療部隊（保健衛生班））

県は、各市町間の支援体制を充実し、感染症発生等の未然防止に万全を期す。

(1) 防疫用資機材の調達及び搬送体制

県は、被災地から防疫用消毒薬等防疫用資機材の供給依頼があった場合、直ちに調達・搬送できる体制を整える。

なお、防疫用資機材の調達については、「第3章 第2節 医療・救護活動 <県が実施する対策> 3 (1) 医薬品・衛生材料等の調達・分配」に準ずる。

(2) 感染症指定医療機関の確保体制

県は、災害時に発生した一類感染症、二類感染症、または、新感染症の患者等で入院が必要な者については、感染症法により、感染症指定医療機関への入院を勧告し、移送及び収容できる体制を整える。

(3) ペット対策

県と（公社）三重県獣医師会等の関係団体等は、市町に対し、避難所における飼い主と同行避難したペットの受入に関する助言を行うとともに、放浪動物や負傷動物の救護を行う。

また、特定動物（クマ、ライオン等の国が定めた危険動物）が逸走し、飼い主責任による対応が困難な場合、県は、飼い主、関係機関等と連携し対応する。

3 食品衛生監視（保健医療部隊（保健衛生班））

県は、災害地の飲料水の汚染、食料品の腐敗等による食品の危害の発生を防止するため、必要に応じ、特別食品衛生監視班を編成し、救護食品の緊急安全確認やボランティア等に対する衛生指導を行うなど総合的な食品衛生対策を実施する。また、必要に応じて（一社）三重県食品衛生協会の食品衛生指導員にも協力を要請する。

なお、浸水した地区に関しては、次のとおり実施する。

(1) 臨時給食施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、食品衛生監視員による現地指導の徹底によって事故の発生を防止する。

重点指導事項

- ①手洗い消毒の励行
- ②食器器具の消毒
- ③給食従事者の検便及び健康診断
- ④原材料及び食品の検査

(2) 営業施設

生鮮食品取扱営業施設を重点的に監視するとともに、製造、調理、加工、保存及び陳列されている食品の検査を実施することによって、不良食品の供給を排除する。

重点監視指導事項

- ① 浸水地区は、^{たんすい}湛水期間中は営業を自主休業させ、水が引いた後、施設及び設備を完全消毒のうえ、食品衛生監視員の検査を受けて営業を再開するよう指導すること。
- ② その他の地区にあつては、臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導すること。
また、汚水により汚染された食品及び停電により腐敗及び変敗した食品が供給されることがないようにすること。

(3) その他

災害の規模によっては、食品衛生監視員のみでは、十分な監視指導が出来ない場合もあると考えられるので、状況により県内の食品衛生指導員を指揮して、指導に当たらせるよう配慮する。

4 健康管理（保健活動）の実施・調整（保健医療部隊（保健衛生班））

(1) 保健師・管理栄養士・災害支援ナース等による健康管理の実施

市町からの要請があつた場合には、保健師・管理栄養士・災害支援ナース等により被災地のニーズ等に的確に対応した健康管理（母子、高齢者、精神、歯科保健等における保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行う。

(2) 健康管理実施計画の策定

被害が長期化する場合で避難所が多数設置されている場合等、被災者の健康管理を組織的に行うことが必要と思われるときには、市町からの要請に基づき、被災者等の健康管理のための実施計画を策定して計画的な対応を行う。

(3) 巡回による保健・栄養指導

住民の健康管理を図るために、市町から要請があつた場合、保健師・管理栄養士等は市町の協力のもと、避難所等を巡回し、被災者のニーズに対応した保健指導及び栄養指導を行う。

(4) 近隣市町等への応援要請

被害の規模が大きく、県の専門職員等だけでは支援要員等が不足すると予想される場合は、近隣市町又は関係団体並びに他県等に対し応援要請を行う。

■市町が実施する対策

1 実施体制

(1) 実施責任者

被災地の防疫についての計画の策定及び実施は市町が行う。

(2) 避難所の衛生保持

避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。

(3) 臨時予防接種の実施

県から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適切に実施する。

(4) 保健活動

ア 保健師活動

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的に支援を行う。要
援護者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの
活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

イ 栄養・食生活支援

- ① 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。
 - a 災害時要援護者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養相
談・指導を行う。
 - b 避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言を行う。
 - c 避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行なう。
- ② 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市
町に応援要請を行う。

(5) ペット対策

市町は、(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任
を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 防疫体制の確立
- (2) 避難所の衛生保持疫学調査及び健康診断
- (3) 臨時予防接種の実施
- (4) 保健活動（保健師活動、栄養・食生活支援）
- (5) ペット対策
- (6) その他必要な事項

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 健康カードの作成

既往歴、治療中疾患名、治療薬剤名などを記載した健康カードを作成し、常に身に付けること
を心がける。

2 治療薬剤の保管

普段服薬している治療薬剤を、災害時に入手困難になることを想定し、1週間分程度保管して
おき、避難時に携行する。

3 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが
責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。

また、市町等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所
及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。

第7節 災害警備活動 (災後11)

【主担当部隊】：警察部隊

第1項 活動方針

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備体制を確立し、情報収集に努める
- 住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害警備体制の確立	警察部隊	【発災1時間以内】 発災後直ちに	被害状況、交通状況等(県・市町その他の関係機関等)
災害警備活動の実施	警察部隊	【発災3時間以内】 被災状況等に応じて速やかに	被害状況、交通状況、治安状況等(県・市町その他の関係機関等)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 災害警備体制の確立(警察部隊)

(1) 職員の招集・参集

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、あらかじめ定めたところにより、速やかに職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図る。

(2) 災害警備本部の設置

警察本部及び警察署に所要の規模の災害警備本部を設置する。

(3) 警察災害派遣隊の派遣要請

被害の規模に応じて、速やかに警察庁に対し警察災害派遣隊の派遣を求める。

2 災害警備活動の実施(警察部隊)

(1) 災害情報の収集・連絡等

災害警備活動上必要な情報収集を行い、収集した情報を必要に応じて関係機関に連絡する。また、人的・物的被害状況を警察庁及び中部管区警察局に報告する。

(2) 救出救助活動

把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を被災地を管轄する警察署等に出動させ、県、市町、消防等と協力し、救出救助活動を実施する。その際、消防等関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行う。

災害現場における被災者の救出救助にあたっては、警察用航空機(ヘリコプター)及び装備資機材を活用する。

(3) 避難誘導

市町等と協力し、被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上で災害時要援護者に十分配慮し、安全な避難経路を選定して避難誘導を行う。

(4) 緊急交通路の確保

道路管理者等と連携して道路の損壊状況、交通状況等の交通情報を迅速に把握し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急交通路の確保にあたる。

(5) 身元確認等

市町等と協力し、死体見分の場所を確保するとともに、医師・歯科医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な死体見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。

(6) 二次災害の防止

二次災害の危険場所等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害危険場所等について、市町等に連絡し、避難勧告等の発令を促す。

(7) 危険箇所等における避難誘導等の措置

石油コンビナート等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等の危険箇所について、大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を行い、状況に応じて施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための措置を行う。

(8) 社会秩序の維持

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。また、被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

加えて、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑止に努める。

(9) 被災者等への情報伝達活動

被災者のニーズを十分に把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努める。その際、高齢者、障がい者等に配慮した伝達を行う。

(10) 相談活動

行方不明者相談所、消息確認電話、相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立寄り等による相談活動を推進する。

(11) ボランティア活動の支援

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行う。

■市町が実施する対策

県警察（所轄警察署）との緊密な連携の下に災害応急対策を実施する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

第四管区海上保安本部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

■地域・住民が実施する自助・共助の対策

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体は、各種犯罪・事故の未然防止等を目的とした活動を推進する。

第8節 遺体の取扱い（災後12）

【主担当部隊】：保健医療部隊（保健衛生班）
警察部隊

第1項 活動方針

- 風水害等の災害が発生し、多数の死者、行方不明者が発生することが想定される場合には、これらの捜索、収容、検視・検案・身元確認、引渡し、埋火葬等を的確に実施する。
- 県は市町と連携して、検視場所・遺体安置所の調整を行う。
- 市町は、関係機関と連携し、遺体の捜索、検視場所・遺体安置所の設置及び遺体の埋火葬等を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
検視場所・遺体安置所の調整	保健医療部隊 (保健衛生班) 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)
遺体の検視・検案・身元確認、引渡し	保健医療部隊 (保健衛生班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況 (市町、防災関係機関等)
遺体保存用資材等の支援	保健医療部隊 (保健衛生班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後市町の要請に基づき	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況 (市町、防災関係機関等)
広域火葬体制の確立	保健医療部隊 (保健衛生班) 警察部隊	【発災後3日以内】 市町内での火葬が不可能となったことを把握後速やかに	市町内での火葬の可否 火葬場の被害状況 (市町、防災関係機関等)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 検視場所・遺体安置所の調整（保健医療部隊<保健衛生班>、警察部隊）

被災状況に応じ、市町が指定する検視場所・遺体安置所の開設に関する必要な調整を図る。

また、発見された遺体の収容先等や遺体の発見状況に応じた検視場所・遺体安置所の統合などの調整を図る。

2 遺体の検視・検案・身元確認、引渡し（保健医療部隊<保健衛生班>、警察部隊）

遺体の検視については、指定された検視場所において警察部隊が行う。

遺体の検案については、県災対本部が被災市町及び警察等と連携をとりながら、(公社)三重県医師会、三重大学法医学講座等に要請し、歯科所見からの身元確認作業については、(公社)三重県歯科医師会等に要請する。

この場合、円滑な検視・検案・身元確認が行えるよう、必要に応じて関係機関との連携を図る。
検案応援の医師等については、災害医療コーディネーターの助言を受け、各市町等に対する派遣の調整を行う。

3 遺体保存用資材等の支援（総括部隊＜救助班＞、保健医療部隊＜保健衛生班＞、警察部隊）

市町から遺体の保存や搬送用の資材、車両等の手配について応援要請があった場合は、確保に努める。

4 広域火葬体制の確立（保健医療部隊＜保健衛生班＞、警察部隊）

風水害等の災害時、被災地が広範囲にわたる場合には、公衆衛生の確保及び遺族等の精神的安寧を図るため、広域火葬計画による広域火葬体制の確立に努める。

■市町が実施する対策

1 遺体の捜索

(1) 実施者及び方法

市町災対本部において消防機関、警察、自衛隊、海上保安庁等救助機関と連携し、救出救助活動に必要な機械器具等を借上げて実施する。

(2) 応援の要請

市町災対本部において、被災その他の条件により実施できないとき、又は遺体が流失等により他市町にあると認められるとき等にあつては、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に直接捜索応援の要請をする。

なお、応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

- ① 遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- ② 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等
- ③ 応援を求めた人数又は舟艇器具等
- ④ その他必要な事項

2 検視場所・遺体安置所の開設

警察（所轄警察署）と調整を図り、被災状況に応じて必要な検視場所・遺体安置所を開設する。

（検視場所・遺体安置所を速やかに開設できるよう、警察（所轄警察署）と調整を図り、候補地を事前に検討しておく。）

3 遺体の収容、処理

救助救急活動の実施等を通じて遺体を発見したときは、市町災対本部は速やかに警察（所轄警察署）等と連携して指定された検視場所・遺体安置所に収容するとともに、検視・検案・身元確認を実施し、必要に応じ次の方法により遺体を処理する。

(1) 実施者及び方法

遺体の処理は、市町災対本部において医療班又は医師が日本赤十字社三重県支部の協力を得ながら、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、開設した遺体安置所に安置する。ただし、市町災対本部において実施できないときは、他機関所属の医療班の出動応援を求める等の方法により実施する。

(2) 遺体保存用資材の確保

検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保する。ただし、市町災対本部において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

4 遺体の埋火葬

災害の際死亡したもので、市町災対本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行う。

(1) 実施者及び方法

埋火葬の実施は、市町災対本部において、直接火葬もしくは土葬に付す。

なお、埋火葬の実施が、市町災対本部でできないときは、「<市町が実施する対策> 1 (2) 応援の要請」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施する。

(2) 遺体の搬送

埋火葬場までの搬送車両が不足する場合は、車両の手配を県に要請する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 実施責任
- (2) 遺体の搜索、收容、処理、埋火葬の体制
- (3) 検視場所・遺体安置所
- (4) 必要な資機材の調達
- (5) 遺体の搬送
- (6) 遺体の埋火葬
- (7) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 自衛隊の対策

自衛隊は、県の要請に基づき、市町、警察等救助機関と連携して遺体の搜索活動等を行う。

2 海上保安庁の対策

海上保安庁は、市町、警察等救助機関と連携して遺体の搜索活動等を行う。

第3章 社会基盤施設等の復旧・保全

第1節 公共施設等の復旧・保全(災後13)

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）
警察部隊

第1項 活動方針

- 県民の生命・身体の保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止する。
- 災害時に孤立の可能性のある地域への交通路の確保を優先する。
- 被災者の生活基盤を確保する公共施設の迅速な応急復旧を行う。
- 農林水産施設に対する被害を軽減し、拡大を防止する。

第2項 主要対策項目(道路、橋梁はじめ公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動)

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班、 農林水産対策班) 警察部隊	【発災6時間以内】 被害状況とりまとめ後速やかに	人員及び資機材確保状況(社会基盤対策部隊)
施設の復旧活動	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班、 農林水産対策班)	【発災24時間以内】 人員及び資機材等が確保でき次第	被害状況(社会基盤対策部隊)
施設における危険箇所の周知	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班、 農林水産対策班)	【発災24時間以内】 危険箇所を確認次第	被害状況(社会基盤対策部隊)
公共土木・農林水産施設災害復旧事業	社会基盤対策部隊 (公共土木対策班、 農林水産対策班)	災害復旧事業の準備が整い次第	被害状況(社会基盤対策部隊)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 道路、橋梁にかかる機能回復・復旧活動(社会基盤対策部隊<公共土木対策班>、警察部隊)

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか建設業協会との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 施設の復旧活動

道路施設の復旧にあたっては、「第2章 第2節 緊急輸送手段の確保」に基づき、緊急輸送道路及び緊急交通路の確保を最優先して実施する。

緊急輸送道路及び緊急交通路の確保に引き続き、孤立地域の発生状況や県民生活に欠くことのできない重要な生活道路等、優先順位を考慮した上で、障害物の除去・応急復旧工事等を実施し、施設の復旧を図る。

(3) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策を施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

(4) 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの異常な天然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧国庫負担法」に基づき、国庫補助を受けて早期に復旧を図る。

2 港湾施設にかかる機能回復・復旧活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 施設の復旧活動

港湾施設の復旧にあたっては、速やかに岸壁、物揚場等港湾施設の補修や補強等応急復旧を行うとともに、二次災害を防止するため、崩壊した構造物等の障害物の除去や船舶の航行に支障のないよう標識、照明等の設置等を行う。

(3) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

(4) 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの異常な天然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧国庫負担法」に基づき、国庫補助を受けて早期に復旧を図る。

3 漁港施設にかかる機能回復・復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 施設の復旧活動

漁港施設の復旧にあたっては、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

(3) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

(4) 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの異常な天然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災

災した施設を「公共土木施設災害復旧国庫負担法」に基づき、国庫補助を受けて早期に復旧を図る。

4 河川・海岸施設にかかる機能回復・復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班、公共土木対策班＞）

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか水防計画や建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 施設の復旧活動

河川・海岸施設の復旧にあたっては、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

(3) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

(4) 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの異常な天然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧国庫負担法」に基づき、国庫補助を受けて早期に復旧を図る。

5 砂防設備・治山施設にかかる機能回復・復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班、公共土木対策班＞）

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 施設の復旧活動

砂防設備・治山施設の復旧にあたっては、早期の機能回復を図るため、被災箇所の速やかな応急復旧を実施するとともに、被害の拡大を防ぐため、必要に応じ山腹斜面の緩み、クラック等の発生箇所の点検を実施し、必要に応じて危険箇所等の応急工事を実施する。

(3) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な箇所や新たな被害が生じるおそれのある危険箇所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

(4) 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの異常な天然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧国庫負担法」に基づき、国庫補助を受けて早期に復旧を図る。

6 地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設にかかる機能回復・復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班、公共土木対策班＞）

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか建設業者との応援協定等に

基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2) 施設の復旧活動

地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の復旧にあたっては、早期の機能回復を図るため、被災箇所の速やかな応急復旧を実施するとともに、被害の拡大を防ぐため、必要に応じ山腹斜面の緩み、クラック等の発生箇所の点検を実施し、必要に応じて危険箇所等の応急工事を実施する。

(3) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な箇所や新たな被害が生じるおそれのある危険箇所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

(4) 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの異常な天然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧国庫負担法」に基づき、国庫補助を受けて早期に復旧を図る。

7 農業用施設にかかる機能回復・復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 被害情報の収集

農業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

(2) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

被害情報を踏まえて、市町の応急復旧活動を支援するために必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3) 施設の復旧活動

農業用施設の早期の機能回復を図るため、市町が実施する応急復旧活動を支援する。

(4) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な箇所や新たな被害が生じるおそれのある危険箇所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

(5) 農林水産施設災害復旧事業

農地、農業用施設の災害については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、国庫補助を受けて早期に復旧を図る。

8 林業用施設にかかる機能回復・復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 被害情報の収集

林業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

(2) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

被害情報を踏まえて、市町の応急復旧活動を支援するために必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3) 施設の復旧活動

林業用施設の早期の機能回復を図るため、市町が実施する応急復旧活動を支援する。

(4) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な箇所や新たな被害が生じるおそれのある危険箇所が

見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

(5) 農林水産施設災害復旧事業

林業用施設の災害については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、国庫補助を受けて早期に復旧支援をする。

9 漁業用施設にかかる機能回復・復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 被害情報の収集

漁業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

(2) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

被害情報を踏まえて、応急復旧に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3) 施設の復旧活動

漁業用施設の早期の機能回復を図るため、応急復旧の実施等必要な措置を講じる。

(4) 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な箇所や新たな被害が生じるおそれのある危険箇所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

(5) 農林水産施設災害復旧事業

漁業用施設の災害については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、国庫補助を受けて早期に復旧を図る。

■市町が実施する対策

1 公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動

(1) 市町道路、橋梁

「＜県が実施する対策＞1 道路、橋梁にかかる機能回復・復旧活動」に準ずる。

(2) 漁港施設

「＜県が実施する対策＞3 漁港施設にかかる機能回復・復旧活動」に準ずる。

(3) 河川、海岸

「＜県が実施する対策＞4 河川、海岸施設にかかる機能回復・復旧活動」に準ずる。

(4) 農業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災対本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。

特に、ため池施設については、決壊による二次災害を防止するため、速やかに点検を行い、下流の避難対策や応急措置等、適切な対策を行う。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災対本部に応援要請を行う。

(5) 林業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災対本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災対本部に応援要請を行う。

(6) 漁業用施設

「＜県が実施する対策＞9 漁業用施設にかかる機能回復・復旧活動」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 公共土木施設及び農林水産施設の応急復旧対策
- (2) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<道路管理者、港湾管理者、河川管理者、海岸管理者、海上保安庁が実施する対策>

1 公共土木施設等にかかる応急復旧

- (1) 道路、橋梁（道路管理者）

「<県が実施する対策> 1 道路、橋梁にかかる機能回復・復旧活動」に準ずる。

- (2) 港湾施設（港湾管理者、海上保安庁）

「<県が実施する対策> 2 港湾施設にかかる機能回復・復旧活動」に準ずる。

- (3) 河川、海岸（河川管理者、海岸管理者）

「<県が実施する対策> 4 河川、海岸にかかる機能回復・復旧活動」に準ずる。

第2節 農作物等の被害軽減対策（災後14）

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（農林水産対策班）

第1項 活動方針

○風水害により被害を受けた農林水産物等について、その被害をできる限り軽減するための被害拡大防止措置等を講じる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
農作物被害軽減対策	社会基盤対策部隊 (農林水産対策班)	【発災 24 時間以内】 被害状況とりまとめ後速やかに	被害状況（社会基盤対策部隊）
畜産被害軽減対策	社会基盤対策部隊 (農林水産対策班)	【発災 24 時間以内】 被害状況とりまとめ後速やかに	被害状況（社会基盤対策部隊）
森林被害軽減対策	社会基盤対策部隊 (農林水産対策班)	【発災 24 時間以内】 被害状況とりまとめ後速やかに	被害状況（社会基盤対策部隊）
水産物被害軽減対策	社会基盤対策部隊 (農林水産対策班)	【発災 24 時間以内】 被害状況とりまとめ後速やかに	被害状況（社会基盤対策部隊）

※「活動開始（準備）時期」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 農作物被害軽減対策（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 被害状況の把握

速やかに農作物被害の状況を把握する。

(2) 被害拡大防止のための技術指導

被災農業者に対し、冠浸水被害を受けた農地の排水対策や、農作物の病虫害防除対策等の技術指導を適切に行う。

(3) 災害等緊急時の種子の確保

関係機関と連携し、必要種子量の確保に努めるとともに、必要に応じ、東海農政局へ災害対策用種子の斡旋を依頼する。

2 畜産被害軽減対策（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 家畜伝染病防疫対策

被災地における家畜伝染病予防業務は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜保健衛生所長が、管内家畜防疫員を指揮して実施する。

なお、必要に応じ、家畜伝染病防疫対策本部を設け、家畜の防疫に万全を期する。

(2) 一般疾病対策

治療を要する一般疾病の発生に際しては、県及び農業共済組合連合会を主体に獣医師会の協力により、治療に万全を期する。

(3) 畜舎の消毒対策

伝染病発生対策のための畜舎の消毒については、県が時期、場所及び方法を指定して実施する。

(4) 消毒薬等の確保と斡旋

救助法が適用された地域における伝染病発生に伴う必要消毒薬品については、県が確保するが、一般疾病の治療に必要な動物用医薬品については、供給体制の確認に努め、要請に応じ情報提供を行う。

3 森林被害軽減対策（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 被害状況の把握

速やかに林産物被害の状況を把握する。

(2) 被害拡大防止のための技術指導

被災林業者に対し、風倒木の除去や、被災木の病虫害対策等の技術指導を適切に行う。

(3) 山林種苗の供給

浸冠水した苗畑は、速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒、枯死苗木の抜き取り及び焼却等に努める。

り災造林地においては、幼令林の倒木起し作業及び施肥等により、早期復旧を図るとともに枯損等による所要苗木数量を把握し、その供給確保を図る。

4 水産物被害軽減対策（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1) 被害状況の把握

関係漁業団体と相互に連携のうえ、速やかに水産物及び水産施設の被害状況を把握する。

(2) 被害拡大防止のための技術指導

被災水産業者に対し、加工施設の応急措置や、濁水等からの養殖水産物の移送等の技術指導を適切に行う。

■市町が実施する対策

1 農作物被害軽減対策

(1) 被害状況の把握

速やかに農作物被害の状況を把握し、県へ報告する。

(2) 被害拡大防止のための技術指導

「＜県が実施する対策＞ 1 農作物被害軽減対策 (2) 被害拡大防止のための技術指導」に準ずる。

2 水産物被害軽減対策

(1) 被害状況の把握

関係漁業団体と相互に連携のうえ、水産物及び水産施設の被害状況を把握し、県へ報告する。

(2) 被害拡大防止のための技術指導

「<県が実施する対策> 4 水産物被害軽減対策 (2) 被害拡大防止のための技術指導」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 農産物被害軽減対策
- (2) 水産物被害軽減対策
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<農業協同組合が実施する対策>

1 農作物被害軽減対策

「<県が実施する対策> 1 農作物被害軽減対策 (2) 被害拡大防止のための技術指導」に準ずる。

<農業共済組合連合会が実施する対策>

1 農作物被害軽減対策

「<県が実施する対策> 1 農作物被害軽減対策 (2) 被害拡大防止のための技術指導」に準ずる。

第3節 ライフライン施設の応急復旧・保全 (災後15)

【担当部隊】：社会基盤対策部隊（水道・工業用水道・電気班、公共土木対策班）

第1項 活動方針

- 県管理の上水道、工業用水道、発電所施設について、特に水道施設を優先して迅速な応急復旧を行う。
- 被災者の生活確保のため、各関係機関はライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
応急復旧に向けた準備	社会基盤対策部隊(水道・工業用水道・電気班、公共土木対策班)	【発災 12 時間以内】 被災状況とりまとめ後速やかに	・施設の被害及び復旧状況 (企業庁、県災対本部)
施設の応急対策活動	社会基盤対策部隊(水道・工業用水道・電気班、公共土木対策班)	【発災 12 時間以内】 被災状況とりまとめ後速やかに	・施設の被害及び復旧状況 (企業庁、県災対本部)
市町水道施設応急復旧活動への参加	社会基盤対策部隊(水道・工業用水道・電気班)	【発災 24 時間以内】 応援要請があり次第速やかに	・市町水道施設被害状況(県災対本部)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

【上水道(県管理)】

1 応急復旧に向けた準備(社会基盤対策部隊<水道・工業用水道・電気班>)

水道施設は、都市が活動していくうえでの基幹的施設であり、住民の生活に一日も欠かせない施設であるとともに、大多数の住民は、飲料水をはじめ生活用水を水道に依存しているため、風水害による断・減水の影響は非常に深刻なものがあることから、こうした事態に迅速かつ的確に対処し、可能な限り短時間のうちに施設を復旧させるよう努める。

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

管理する水道施設の被害情報等を踏まえ、応急復旧活動に必要な人員、資機材等を確保する。

2 施設の応急対策活動(社会基盤対策部隊<水道・工業用水道・電気班>)

災害時における応急対策の円滑な推進にあたっては、応急連絡体制の確立、人員、車両、必要資機材等の確保並びに配備体制の整備を図る。

(1) 応急体制の確立

被害の状況により、受水市町の対策本部と密接な連絡を保ちながら応急活動を行う。

(2) 情報連絡体制の確保

有線による通信連絡が確保できない場合は、県防災通信ネットワーク等を活用して応急連絡体制の確立を図るとともに、伝達は正確かつ簡潔、迅速に行う。

(3) 動員体制の確立

応急復旧、応急給水に従事する人員の確保を図るため動員体制を確立する。

(4) 施設に関する情報共有

施設の被害状況、応急復旧の見通し、応急給水の状況等を受水市町と情報共有を図る。

(5) 応急復旧の実施

県管理施設の被害状況を速やかに把握するとともに、その状況に基づく適切な応急復旧体制及び応急復旧計画を確立して、被害箇所の応急復旧を行い、施設機能の迅速な回復に努める。

3 市町水道施設応急復旧活動への参加（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）

市町から「三重県水道災害広域応援協定」に基づく水道施設の応急復旧にかかる応援要請があった場合には、被災者支援部隊（水道応援班）の要請に基づき、可能な範囲で応援活動を行う。

【下水道（県管理）】

1 施設の応急対策活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、流域下水道管理者は公共下水道管理者に対し、流域下水道の使用制限の措置を講じる。

【工業用水道（県管理）】

1 応急復旧に向けた準備（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）

工業用水道は、産業がその生産活動を行ううえで、不可欠な基礎的生産要素である。万一、風水害等により施設に予期せぬ被害を受けると、工場への給水がストップし、火災等を誘発するおそれがあるほか、二次災害の発生も予想される。こうした事態に迅速に対処し、可能な限り短時間のうちに施設を復旧させるよう努める。

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

県が管理する工業用水道施設の被害情報等を踏まえ、応急復旧活動に必要な人員、資機材等を確保する。

2 施設の応急対策活動（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道・電気班＞）

災害時における応急対策の円滑な推進にあたっては、応急連絡体制の確立、人員、車両、必要資機材等の確保並びに配備体制の整備を図る。

(1) 応急体制の確立

被害の状況により、関係市町、受水企業と密接な連絡を保ちながら応急活動を行う。

(2) 情報連絡体制の確保

有線による通信連絡が確保できない場合は、県防災通信ネットワーク等を活用して応急連絡体制の確立を図るとともに、伝達は正確かつ簡潔、迅速に行う。

(3) 動員体制の確立

応急復旧に従事する人員の確保を図るため動員体制を確立する。

(4) 応援要請等

県企業庁の職員及び資機材で対応が困難な場合は、「東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書（H9. 2. 28）」「工業用水道事業における災害相互応援に関する基本的ルール（H24. 5、日本工業用水協会）」等により他の公共団体に応援を求めるほか、資機材メーカーなどの関係会社等に協力を要請する。

(5) 施設に関する情報共有

施設の被害状況、応急復旧の見通し、対応等の状況を関係市町、受水企業に情報提供する。

(6) 応急復旧の実施

施設の被害状況を的確に把握して早期復旧を図り、一日も早く企業に給水する。

【発電所（県管理）】

1 応急復旧に向けた準備（社会基盤対策部隊〈水道・工業用水道・電気班〉）

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

県が管理する発電所施設の被害情報等を踏まえ、応急復旧活動に必要な人員、資機材等を確保する。

2 施設の応急対策活動（社会基盤対策部隊〈水道・工業用水道・電気班〉）

(1) 被害状況の報告

発電所施設の被害状況など必要な事項を中部電力株式会社ほか関係機関に報告する。

(2) 二次災害の防止措置

発電及び送電を継続すると被害をもたらすおそれのある場合は、二次災害を防止するため、ただちに発電及び送電を停止する等の適切な処置を行う。

(3) 応急復旧の実施

策定した応急復旧計画に基づき、必要な人員及び資機材を確保し、発電所施設の十分な安全確認を行いながら、復旧作業を実施する。

■市町が実施する対策

【上水道（市町管理）】

1 応急復旧に向けた準備

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

管理する水道施設の被害情報等を踏まえ、応急復旧活動に必要な人員、資機材等を確保する。

2 施設の応急対策活動

(1) 応急復旧計画の策定

水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、関係団体や関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立して被害箇所の応急復旧を行い、水道施設機能の迅速な回復に努める。

(2) 水道施設の復旧

水道施設の復旧作業において、浄水場などの基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施する。

管路の破損に伴う漏水などによる二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓や

配水ポンプ停止などの応急措置を実施する。

また、被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努める。

(3) 住民への広報

水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

3 応援協定に基づく応急復旧活動

(1) 県内水道事業者による協定に基づく応援要請

単独での復旧作業が困難な場合、被災市町は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者（協定で定める県内各地域の代表市）に応援を要請し、県災対本部と連絡を密にしながら、被災市町水道施設の応急復旧にかかる応援活動を実施する。

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急復旧にかかる応援活動は、以下のとおり行う。

- ① ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況等の情報を収集・集約する。
- ② ブロック代表者は、ブロック内の水道事業者の応援体制（資機材、人員）を確認する。
- ③ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。
- ④ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに県に応援を要請する。
- ⑤ ブロック代表者は、県を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

(2) 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部（事務局：津市水道局）は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

また、日本水道協会三重県支部は、必要に応じて県災対本部へ連絡要員等を派遣し、県災対本部において活動する。

【下水道（市町管理）】

1 施設の応急対策活動

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、公共下水道管理者及び集落排水管理者は住民に対し、使用制限の措置を講じる。

また、下水道施設の被害状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 応急復旧に向けた人員・資機材の確保
- (2) 応急体制
- (3) 情報連絡体制

- (4) 動員体制
- (5) 施設に関する情報共有
- (6) 応急復旧の実施
- (7) その他必要な事項

■その他防災関係機関が実施する対策

<電気事業者が実施する対策>

1 復旧方針

- ① 大規模災害時等においては、ヘリコプター等を使用し、災害規模の早期把握を実施するとともに、電力供給設備の巡視を行う。
- ② 発電設備は、供給力確保を重点に重要度、被害状況を勘案して復旧方針を立てる。
- ③ 送配電設備は、被害を受けた線路の重要度、被害状況を勘案し、保安上支障のない限り仮復旧及び他ルートからの送電、又は発電機車等の活用で順次送電区域を拡大し、早期復旧を図る。

2 広域応援体制の整備

施設・設備が被災し、電力供給能力が不足する場合は、隣接する電気事業者等への応援を要請し、電力供給を行う。

3 利用者に対する広報

事業者は、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

<都市ガス事業者が実施する対策>

1 復旧対策活動の実施

(1) 応急復旧対策

早期にガス供給施設を復旧させるため、被災箇所へ安全対策を講じる等の応急復旧工事を行い、供給可能な地域からのガス供給に努める。

(2) 本復旧対策

都市ガスの安定した供給を図るため、できる限り早期に被災施設の本復旧工事を行う。

(3) 利用者に対する広報

事業者は、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

<LPガス販売事業者が実施する対策>

1 中期対策

- ① 危険箇所からの容器の引上げ
- ② 緊急性の高い病院等へのLPガスの供給
- ③ 避難所への生活の用に供するLPガスの供給
- ④ 一般家庭へ安全総点検後、早期LPガスの供給

2 「災害時におけるLPガスの供給に関する協定書」に基づくLPガスの供給

「災害時におけるLPガスの供給に関する協定書」に基づき、県からLPガスの供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

3 利用者に対する広報

事業者は、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

<コミュニティガス事業者が実施する対策>

「<都市ガス事業者が実施する対策>及び<LPガス事業者が実施する対策>」に準ずる。

<固定通信事業者が実施する対策>

「第4部 第1章 第2節 通信機能の確保 <その他の防災関係機関が実施する対策> 固定通信事業者が実施する対策」に準ずる。

<移動通信事業者の実施する対策>

「第4部 第1章 第2節 通信機能の確保 <その他の防災関係機関が実施する対策> 移動通信事業者が実施する対策」に準ずる。

<鉄道事業者が実施する対策>

1 災害対策活動の実施

(1) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区における輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

- ① 折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送
- ② 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(2) 応急復旧対策

災害の復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

(3) 利用者に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

<一般乗合旅客自動車運送事業者（バス事業者）が実施する対策>

1 災害対策活動の実施

(1) 鉄道の代替輸送

災害により鉄道事業者において運転不能線区が生じている場合は、鉄道事業者とあらかじめ定める方法により、バスによる代行輸送等を行う。

(2) 利用者に対する広報

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

＜三重県石油商業組合が実施する対策＞

1 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づく供給

「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき県から石油類燃料の供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

第4節 流木等漂着物対策 (災後16)

【主担当部 (部隊)】：社会基盤対策部隊 (公共土木対策班、農林水産対策班)
警察部隊

第1項 活動方針

○大雨や高潮により流出した木材等漂流物による二次被害を防止する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
港湾・漁港水域内の漂着物の処理	社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班)	【発災後1日以内】 水域内の漂着物を確認し次第	流木情報(木材所有・占有者) 水域内漂着物情報(港湾・漁港管理者)
河川・海岸保全区域内の漂着物の処理	社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班)	【発災後1日以内】 区域内の漂着物を確認し次第	流木情報(木材所有・占有者) 区域内漂着物情報(河川・海岸管理者)
湛水・浸水区域内の漂着物の処理	警察部隊	【発災後1日以内】 区域内の漂着物を確認し次第	区域内漂着物情報(住民等)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 港湾・漁港水域内の漂着物の処理 (社会基盤対策部隊<公共土木対策班、農林水産対策班>)

港湾水域内(漁港水域内)に漂流する流木等漂着物については、関係防災機関・港湾管理者及び漁港管理者は、相互に連絡を密にし、その所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、関係防災機関・港湾管理者又は漁港管理者がこれを除去するものとするが、直ちに除去できない場合には、標識を設置し、船舶運航の安全を図る。

2 河川・海岸保全区域内の漂着物の処理 (社会基盤対策部隊<公共土木対策班、農林水産対策班>)

河川区域内及び海岸保全区域に漂流する流木等漂着物について、河川管理者及び海岸管理者並びに市町は、その所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、河川管理者、又は海岸管理者又は市町並びに関係者が協力して直ちにこれを安全な場所に除去し被害の軽減を図る。

3 湛水・浸水区域内の漂着物の処理 (警察部隊)

たん水又は浸水地域に漂流する流木等漂着物については、警察及び市町が「2 河川・海岸保全区域内の漂着物の処理」に準じた措置をとる。

■市町が実施する対策

1 漁港水域内の漂着物の処理

「<県が実施する対策> 1 港湾・漁港水域内の漂着物の処理」に準ずる。

2 河川・海岸保全区域内の漂着物の処理

「<県が実施する対策> 2 河川・海岸保全区域内の漂着物の処理」に準ずる。

3 湛水・浸水区域内の漂着物の処理

「<県が実施する対策> 3 湛水・浸水区域内の漂着物の処理」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 漁港水域内の漂着物の処理
- (2) 河川・海岸保全区域内の漂着物の処理
- (3) 湛水・浸水区域内の漂着物の処理
- (4) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<木材の所有者・占有者が実施する対策>

木材の所有者、占有者は、自己の木材が流木となった場合、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減に努めるとともに、下流の河川、海岸、港湾、漁港等の管理者へ速やかに連絡する。

<公共貯木場管理者が実施する対策>

公共管理者が管理する貯木場については、当該管理者が貯木場の利用者に対し、木材、筏を整理、緊縛させ、木材又は筏の混乱、流散の防止を図るほか、貯木場によっては、水門の閉鎖等の措置をとる。また港湾水域内に仮置中の木材を貯木場内に引き入れる。

<民間貯木場が実施する対策>

港湾水域の民間貯木場については、当該木材の所有者、占有者が各水門を閉鎖し、又は貯木場によっては出入口に網場を張りめぐらすとともに、貯木場内の木材、筏を整理、緊縛する等によって木材、筏の流散防止を図る。

高潮、河川の増水、溢水等により流出するおそれのある民間貯木場においては、当該木材の所有者、占有者が木材を安全な位置に移動させ、又は流失防止柵を設置する等流失防止に努める。

第4章 復旧に向けた対策

第1節 廃棄物対策活動(災後17)

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（施設整備隊、廃棄物対策隊）

第1項 活動方針

○大規模風水害発生時には、被災地において廃棄物等（倒壊家屋等のがれき、避難所のごみ、し尿等）が大量に発生することが想定されるため、環境衛生に万全を期すとともに、復旧・復興活動が早期に行えるように廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
障害物の除去	社会基盤対策部 (施設整備隊、廃棄物対策隊)	【発災24時間以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況(地方部、市町) ・応援要請(市町)
し尿処理	社会基盤対策部隊 (廃棄物対策隊)	【発災24時間以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況(地方部、市町) ・応援要請(市町)
生活ごみ等処理	社会基盤対策部隊 (廃棄物対策隊)	【発災3日以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況(地方部、市町) ・応援要請(市町)
災害がれき処理	社会基盤対策部隊 (廃棄物対策隊)	【発災1ヶ月以内】 がれき処理体制が確立した時点	・被害状況(地方部、市町) ・応援要請(市町)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 障害物の除去(社会基盤対策部隊<施設整備隊、廃棄物対策隊>)

県が管理する緊急輸送道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、道路啓開(障害物を撤去等)を実施することにより、緊急輸送機能を確保する。

隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に解体処理を行い、そこで発生した災害がれき等については、適正かつ円滑に処理を行う。

また、市町等から障害物の除去について応援、協力の要請があったときは、必要に応じ適切な措置を講ずる。

2 し尿処理(社会基盤対策部隊<廃棄物対策隊>)

(1) 処理体制

市町において人員、器材が不足する場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等の

あっせん・供給に関する協定」等により、民間団体の協力のもと、県域内での処理体制の調整を図る。

3 生活ごみ等処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）

(1) 処理体制

県は、避難所をはじめ被災地における生活ごみ等の発生状況と処理状況を適切に把握し、市町等から「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」、「災害時におけるがれき等の廃棄物処理に関する応援協定書」等に基づく応援要請があった場合には、県域内での処理体制の調整を図る。

4 災害がれき処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）

(1) 処理体制

市町において、対応が困難と判断される場合は、災害廃棄物に早期に対応する必要があることから、県災害廃棄物処理計画に基づき、県が主体的に災害廃棄物処理に関わる。

また、必要に応じて各種協定により市町間の調整、民間事業者、関係団体等へ支援を要請する。

県域内での処理を行うことが困難であると認めた場合には、国、他府県に対し支援を要請する。

(2) 処理の方法

災害廃棄物の処理については、県災害廃棄物処理計画に基づき適正かつ迅速に行う。

災害廃棄物の仮設焼却炉の設置や広域処理を含めた処理処分方法を確立し、技術的助言等市町に対する支援を行い、計画的な収集運搬、処分を実施する。

なお、災害廃棄物の処理にあたっては、基本法第87条に基づく災害復旧の事業として、適切な分別と可能な限りリサイクルに努める。

■市町が実施する対策

1 障害物の除去

市町が管理する緊急輸送道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、障害物等を撤去することにより緊急輸送機能を確保する。

隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に解体処理を行う。

2 し尿処理

(1) 処理体制

避難所設置に伴うし尿の発生量について、設置箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷く。特に、貯蓄容量を超えることがないように配慮する。（し尿の発生量は、ひとり1日あたり1.7リットルを目安とする。）

また、人員、器材が不足する場合には、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」等により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とする。

3 生活ごみ等処理

(1) 処理体制

被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々発生する生活ごみ等の処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して仮置場への集積や分別の協力依頼を行う。

人員、処理機材等については、可能な限り市町の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

また、特に甚大な被害を受けた市町で、人員、機材等において処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

生活ごみ等の処理は、焼却のほか、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行うものとする。なお、施設の能力低下やごみの大量発生が予想される場合には、仮置場の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮して行う。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別とリサイクルに努める。

4 災害がれき処理

(1) 処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置等を行い、「市町災害廃棄物処理実行計画」を策定して適正かつ迅速に処理を行う。

また、甚大な被害が発生した市町においては、県への支援要請の判断を速やかに行う。

(2) 処理の方法

市町災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から適切な分別と可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) し尿、生活ごみ等、災害がれき処理班の編成
- (2) 処理の方法
- (3) 必要な機材等の調達
- (4) 仮置場の確保
- (5) その他必要な事項

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、市町の指示に従い、公衆衛生の維持やし尿収集に協力する。

2 生活ごみ等処理

避難所での生活ごみ等について、分別等市町の指示を遵守する。

また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、市町の指示する分別方法や排出場所

等に協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない。

第2節 住宅の保全・確保(災後18)

【主担当部隊】：被災者支援部隊(応急住宅班)

第1項 活動方針

- 市町と密接に連携して、被災者の住宅関連ニーズの把握、住宅確保対策を行う。
- 既設公営住宅等で直ちに入居可能な住宅を早急に確保し、災害時要援護者等の特別な配慮を要する者に優先的に提供する。
- 被災宅地危険度判定等を実施し、被災状況により住宅の応急修理などを早急に行い、自宅避難を促進する。
- 応急仮設住宅は、中期的な見通しのもとあらかじめ選定した適地を中心に建設する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
住宅関連情報の受発信	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災後24時間以内】 市町庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第	・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ(市町、住宅相談窓口)
被災宅地危険度判定等の実施	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災24時間以内】 市町から支援要請があり、被災宅地危険度判定実施本部を設置次第、速やかに	・危険度判定対象宅地に関する情報(市町)
応急仮設住宅等の確保	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災後3日以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・市町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況(市町、県建設業協会、プレハブ建築協会)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 住宅関連情報の受発信

(1) 住宅相談窓口等の設置支援(被災者支援部隊<応急住宅班>)

市町における住宅相談窓口等の設置を支援し、相談需要に応えるとともに被災者の住宅確保に関するニーズを把握できる体制を構築する。

住宅の修理に備えて、住宅の被害拡大防止の応急措置や雨風をしのぐ措置について広報する。

(2) 住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握(被災者支援部隊<応急住宅班>)

各市町の住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅(建設・借上げ)の必要量など、県対本部における市町支援方針を検討するための情報を把握する。

2 被災宅地危険度判定の実施（被災者支援部隊＜応急住宅班＞）

県は、市町から支援要請があった場合、又は市町の被害が甚大で災害対策機能が著しく低下していると認められた場合は、三重県被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、県災対本部に被災宅地危険度判定支援本部(県土整備部内)を設置し、被災地に被災宅地危険度判定士を派遣する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供を行う。

3 応急仮設住宅等の確保

救助法が適用され、応急仮設住宅の確保等に関する市町長の要請があった場合、県は被災者の住宅確保対策のための体制を県災対本部に設け、以下の対策を講じる。

但し、被災市町の状況を鑑み、救助法に基づく対策について、知事が市町長に委任する場合がある。

(1) 公営住宅及び応急仮設住宅(借上げ)の確保（被災者支援部隊＜応急住宅班＞）

県営住宅を始めとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、罹災した者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、一時的な居住の安定を図る。

県は、発災時に応急仮設住宅(借上げ)として活用可能な民間賃貸住宅に関する情報が迅速かつ的確に把握できるよう、平常時から関係事業者との連携体制を構築しておくものとする。

公営住宅や応急仮設住宅(借上げ)への入居者決定においては、災害時要援護者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

また、必要に応じ、三重県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会三重県本部に対し、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介に係る報酬額の低減についての協力を求める。

(2) 住宅の応急修理（被災者支援部隊＜応急住宅班＞）

自らの資力では住宅を修理することが出来ない避難者の避難所からの早期帰宅につながるため、県建設労働組合等業界団体、事業者等と連携し、市町の行う応急修理を支援する。

また、応急対策をすれば居住を継続できる住宅の居住者に対し、応急修理を促す。

(3) 応急仮設住宅の建設（被災者支援部隊＜応急住宅班＞）

自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に対しては、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、事業者等と連携し、一時的な居住の安定を図る。市町に事務委任した場合には、市町が行う応急仮設住宅の建設を支援する。

応急仮設住宅の建設場所については、市町において決定するものとし、市町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、適地の把握に努める。

応急仮設住宅への入居者は市町において決定する。(災害時要援護者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。)

また、ペット対策として、市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を規定し、応急仮設住宅における犬や猫などのペット同行の避難者の受入に配慮する。

■市町が実施する対策

1 住宅関連情報の収集

(1) 住宅相談窓口等の設置

適切な数の住宅相談窓口等を設置し、相談需要に応えるとともに被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築する。

(2) 住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量などを把握し、必要な情報を県災対本部に報告する。

2 被災宅地危険度判定の実施

市町は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、市町災対本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供を行う。

3 応急仮設住宅等の確保

(1) 公営住宅及び応急仮設住宅（借上げ）の確保とあっせん

市営住宅を始めとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、罹災した者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、あっせんする。

これら住宅への入居は、災害時要援護者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

(2) 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは市町が行う。

市町は、県建設労働組合等業界団体、事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し、早期の生活再建を促す。

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、原則として県が行い、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは市町が行う。

市町は、全国木造建設事業協会、プレハブ建築協会、県建設業協会、事業者等と連携し、自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に供する応急住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図る。

市町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。

応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては、災害時要援護者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

またペット対策として、市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 応急仮設住宅の建設予定地
- (2) 住宅相談対策
- (3) 被災宅地危険度判定の実施方法
- (4) 公営住宅及び応急仮設住宅(借上げ)の確保及び提供の実施方法
- (5) 応急仮設住宅の確保及び提供の実施方法
- (6) 住宅の応急修理の実施方法
- (7) その他必要な事項

第3節 文教等対策 (災後19)

【主担当部隊】：被災者支援部隊 (教育対策班)

第1項 活動方針

- 通常の教育が行えない場合の応急教育を実施する。
- 教育機能の早期回復をめざす。
- 災害応急対策のため、施設を使用する場合は、施設管理者として協力する。
- 文化財の被害状況を収集し、二次災害防止のために必要な措置を講じる。

第2項 主要対策項目

<共通>

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
県有学校施設等の一時使用措置	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災後1日以内】	・避難状況等(市町、災对本部) ・一時使用要請(市町、災对本部)
災害時の応急教育の実施判断	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況(市町・県立及び私立学校)
教職員の確保	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災後3日以内】	・被災状況(市町・県立及び私立学校)
被災児童生徒等の保健管理	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災後1週間以内】	・被害状況(市町・県立及び私立学校)
授業料の減免等の判断	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災後1週間以内】	・被害状況(市町・県立及び私立学校)
国・県指定の文化財の保護	被災者支援部隊 (教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況(所有者・管理者等)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県(県立学校)が実施する対策

1 県有学校施設等の一時使用措置(被災者支援部隊<教育対策班>)

避難所に指定されている学校においては、施設管理者として、避難所設置初期対応及び避難所運営に対し協力するとともに、災害応急対策のため、県立学校及び県営施設等の一時使用の要請があった場合、当該施設管理者は支障のない範囲において、これを使用させる。

また、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者等の協力を得る。

2 災害時の応急教育の実施判断（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

- ① 県立学校施設の危険度判定を行う。
- ② 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
- ③ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、公民館、公会堂及びその他民有施設の借り上げ等により、仮校舎を設置する。
- ④ 応急教育実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メール、ホームページ等避難した児童生徒等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。
- ⑤ 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、県災対本部（被災者支援部隊（教育対策班））が児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を行う。

3 教職員の確保（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県内市町との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに非常勤講師等の任用等を行う。

教職員の不足が補えない場合は、全国知事会等を通じ他県等に対し教職員の派遣を要請し、他県等、県内市町等と受入、配置先等の調整を行う。

4 被災児童生徒等の保健管理（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

県立学校では、教職員が分担し児童生徒等の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行う。

また、学校の設置者は、救急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が救急処置にあたる。

県災対本部（被災者支援部隊（教育対策班））は、被災学校の教職員に対し、児童生徒等の安全指導、生活指導及び心のケアについて指導を行うとともに、必要に応じ各被災学校へ専門家を派遣する。

5 授業料の減免等の判断（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予綱領（平成14年教育委員会告示第4号）により、授業料支弁困難な者に減免の措置を講ずる。

また、私立高等学校授業料減免補助金取扱要領（平成22年生文第01-1号）により、授業料支弁困難な者に軽減の措置を講ずる。

災害に伴い市町民税が非課税又は減免となった場合及び災害による被害等に伴い家計が急変することとなった場合には、三重県高等学校等修学奨学金の緊急採用の措置を講ずる。

6 国・県指定の文化財の保護（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

(1) 被害報告

国・県指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市町教育委員会を通じて、被害状況等の報告を受ける。県教育委員会は、被害状況を直ちに集約し、国指定等文化財については、国（文化庁）に報告する。

(2) 応急対応

国・県指定等文化財が被害を受けたときは、被災者支援部隊（教育対策班）は国（文化庁）又は県文化財保護審議会の指示・指導のもとに、市町教育委員会並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

■市町が実施する対策

1 応急教育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

- ① 市町立学校施設の危険度判定を行う。
- ② 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
- ③ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、公民館及び公会堂、その他民有施設の借り上げ等により、仮校舎を設置する。
- ④ 応急教育実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メール、ホームページ等避難した児童生徒等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。
- ⑤ 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、市町教育委員会は県災対本部（被災者支援部隊（教育対策班））に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

2 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに非常勤講師等の任用などを行う。

教職員の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員の派遣要請、受入配置等の調整を行う。

3 被災児童生徒等の保健管理

「<県が実施する対策> 4 被災児童生徒等の保健管理」に準ずる。

4 授業料等の減免等の判断

「<県が実施する対策> 5 授業料の減免等の判断」に準ずる。

5 学校施設等の一時使用措置

「<県が実施する対策> 1 県有学校施設等の一時使用措置」に準ずる。

6 学用品の調達及び確保

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、修学上支障をきたした児童生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を給与する。

(2) 給与の方法

学用品の給与は、市町長(救助法が適用された場合は知事の委任による市町長)が行う。

7 国・県・市町指定の文化財の保護

(1) 被害報告

国・県指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市町教育委員会を通じて、県災対本部（被災者支援部隊（教育対策班））に報告する。県災対本部（被災者支援部隊（教育対策班））は、被害状況を直ちに集約し、国指定等文化財については、国（文化庁）に報告する。

市町指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市町教育委員会に報告する。

(2) 応急対応

国・県・市町指定等文化財が被害を受けたときは、市町教育委員会は県災対本部（被災者支援部隊（教育対策班））の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 被害状況の報告
- (2) 応急教育の方法
- (3) 教育実施者の確保
- (4) 学用品の給与
- (5) その他必要な事項（休校措置、給食の措置等）

■事業者等が実施する対策

1 応急教育の実施判断（私立学校管理者）

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策を取り、教育の低下をきたさないように努める。

- ① 私立学校施設の危険度判定を行う。
- ② 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
- ③ 施設の安全が確保できない等により応急教育が長期間実施できない場合は、県災対本部（被災者支援部隊（教育対策班））に対し、児童生徒等の公立学校等への一時編入等を要請する。
- ④ 施設の早期復旧の目途がたたず、仮校舎の設置もできない場合は、県災対本部（被災者支援部隊（教育対策班））に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

2 教職員の確保（私立学校管理者）

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、非常勤講師等の任用などを行う。

3 被災児童生徒等の保健管理（私立学校管理者）

私立学校では、教職員が分担し児童生徒等の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行う。

また、学校の設置者は、救急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が救急処置にあたる。

4 授業料の減免等の判断（私立学校管理者）

「＜県が実施する対策＞5 授業料の減免等の判断」に準ずる。

5 学校施設等の一時使用措置（私立学校管理者）

「＜県が実施する対策＞ 1 県有学校施設等の一時使用措置」に準ずる。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

地域住民等は、文化財の被害を発見した場合には、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡を行うとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力を行う。

また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに、市町教育委員会へ被害状況の報告を行い、応急処置及び修理等についての指示を仰ぐ。

第4節 中小企業・農林漁業復旧対策（災後20）

【主担当部（部隊）】：雇用経済部＜生活・経済再建支援部隊（事業者再建支援班）＞
農林水産部＜社会基盤対策部隊（農林水産対策班）＞

第1項 基本方針

- 被災した中小企業の自立を支援する。
- 被災農林漁業者等の自立を支援する。

第2項 対策

■県が実施する対策

1 中小企業復旧対策（雇用経済部＜生活・経済再建支援部隊（事業者再建支援班）＞）

(1) 中小企業への情報収集

関係機関と連携をとりながら、中小企業への影響について情報収集を行う。

(2) 金融相談窓口の設置

被災した中小企業向けの金融相談窓口を設ける。

(3) セーフティネット対応

被災した中小企業の資金繰り等へのセーフティネット対応について、政府、政府系機関、政府系金融機関、市中金融機関等への協力要請を行う。

(4) 県融資制度の確保

県融資制度のセーフティネット関連の融資枠を確保する。

2 農林漁業復旧対策（農林水産部＜社会基盤対策部隊（農林水産対策班）＞）

(1) 日本政策金融公庫等融資制度

被災により経営に支障を生じている農林漁業者のために政府系金融機関である日本政策金融公庫や県等の融資制度のうち、災害復旧に利用可能なものを紹介する。

(2) 天災融資法による災害経営基金

暴風雨及び豪雨等により農林漁業者等が被害を受けた場合、国県及び市町が農協及び漁協系統金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資するものとする。

なお、本法の適用は、天災の被害程度に応じ政令で定めるところによる。

■市町が実施する対策

1 中小企業復旧対策

県と連携し、被災した中小企業事業者等に対し、経営安定資金の利用等について、周知に努める。

2 農林漁業復旧対策

「＜県が実施する対策＞2 農林漁業復旧対策」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 中小企業復旧対策
- (2) 農林漁業復旧対策
- (3) その他必要な事項

第5節 災害義援金等の受入・配分(災後21)

【主担当部隊】：生活・経済再建支援部隊（義援金受入・配分班）

第1項 活動方針

○被災者に対する災害義援金品の募集、保管輸送及び配分を円滑に行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会の設置	生活・経済再建支援部隊(義援金受入・配分班)	【発災1日以内】 災害発生後速やかに	被害状況の把握 (市町)
災害義援金の募集	生活・経済再建支援部隊(義援金受入・配分班)	【発災2週間以内】 募集体制が整い次第速やかに	
災害義援金の保管	生活・経済再建支援部隊(義援金受入・配分班)	【発災2週間以内】 災害義援金を受け入れた時点	災害義援金の受入状況 (三重県災害義援金募集推進委員会)
災害義援金の配分	生活・経済再建支援部隊(義援金受入・配分班)	【発災2週間以内】 災害義援金が配分できる程度に集った時点	被害状況の把握 (市町)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会の設置（生活・経済再建支援部隊<義援金受入・配分班>）

災害義援金品の募集、輸送及び受入・配分は、三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会を設置して行うこととし、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。

三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、
県、市町、日本放送協会津放送局、三重テレビ放送、三重エフエム放送

2 災害義援金の募集（生活・経済再建支援部隊<義援金受入・配分班>）

県内で大災害が発生した場合、災害義援金を広く国民等を対象に募集する。募集にあたっては被災地の状況等を十分考慮して行う。

なお、他の都道府県で大災害が発生した場合の募集については当該都道府県の状況等を十分考慮して行う。

3 災害義援金の保管（生活・経済再建支援部隊<義援金受入・配分班>）

災害義援金及び見舞金については、県災対本部（出納局）において一括とりまとめ保管し、災

害義援品については、各関係機関において保管する。

4 災害義援金の配分（生活・経済再建支援部隊＜義援金受入・配分班＞）

配分の単位を市町として、被災地の状況、災害義援金品の内容、数量等を検討し、速やかに罹災者に届くよう、関係機関を通じ配分する。また、他の都道府県に配分する場合は、該当する都道府県に送付する。

なお、配分においては、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

※ 災害義援品とは生活必需品等応急的に必要な物資と異なり、生活再建のための物資をいう。

なお、個人からの義援品は原則として募集しない。

■市町が実施する対策

1 実施機関の設置

市町自ら又は「＜県が実施する対策＞1 三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会の設置」に準じて実施する。

2 災害義援金の募集

災害義援金については、「＜県が実施する対策＞2 災害義援金の募集」に準ずる。

災害義援品については、受入を希望するもの及び受入を希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災対本部に報告する。

3 災害義援金の保管

災害義援金については、「＜県が実施する対策＞3 災害義援金の保管」に準ずる。

災害義援品については、各関係機関において保管する。

4 災害義援金の配分

「＜県が実施する対策＞4 災害義援金の配分」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 災害義援金の取扱い
- (2) 災害義援金品の受入、配分方法
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、その他各種団体＞

1 実施機関の設置

「＜県が実施する対策＞1 三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会の設置」に準ずる。

2 災害義援金の募集

「＜県が実施する対策＞2 災害義援金の募集」に準ずる。

3 災害義援金の保管

「＜市町が実施する対策＞3 災害義援金の保管」に準ずる。

4 災害義援金の募集及び配分にかかる経費

災害義援金品の募集及び配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費は実施機関において負担する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 災害義援金への協力

地域・住民は、可能な範囲で災害義援金による被災地及び被災者支援に協力する。

第5章 復旧にかかる支援措置

第1節 災害復旧事業にかかる財政支援（災後22）

第1項 基本方針

- 災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施は、国及び地方を通ずる関係機関等のすべてが、それぞれの立場において分任するものであるから当然それに要する費用はそれぞれの実施機関が負担する。
- しかし、これに固執することは、地方財政を混乱せしめ、ひいては国の円滑な財政運営を阻害するおそれがあるので、法令の規定に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講ずる。

第2項 対策

■県と市町が連携して実施する対策

1 費用の負担者

(1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担するものとする。

（注）法令に特別の定めがある場合

ア 救助法 第36条

イ 水防法 第44条

ウ 基本法 第94条、第95条

エ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」 第62条

(2) 応援に要した費用

実施責任者が他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた地方公共団体の長が負担する。しかし、一時繰替え支弁を求めることができる。

(3) 知事の指示に基づいて市町長が実施した費用

知事の指示に基づいて市町長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうち、指示又は応援を受けた市町に負担させることが困難又は不適當なもので、基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部負担する。

その負担率については、基本法施行令第40条により、負担することが不適當と認められるもののうち、市町が区域内で実施した応急措置のために要する費用については、3分の2、応援のために要した費用を負担することが困難なものは、全部を県が負担する。

2 国が負担又は補助する範囲

(1) 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令の定めるところにより、又は予算の範囲内におい

て国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

(2) 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用

基本法に基づき国に設置される非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づいて市町長又は知事が実施した応急措置のために要した費用のうち、当該市町又は県に負担させることが不適当なもので、政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。

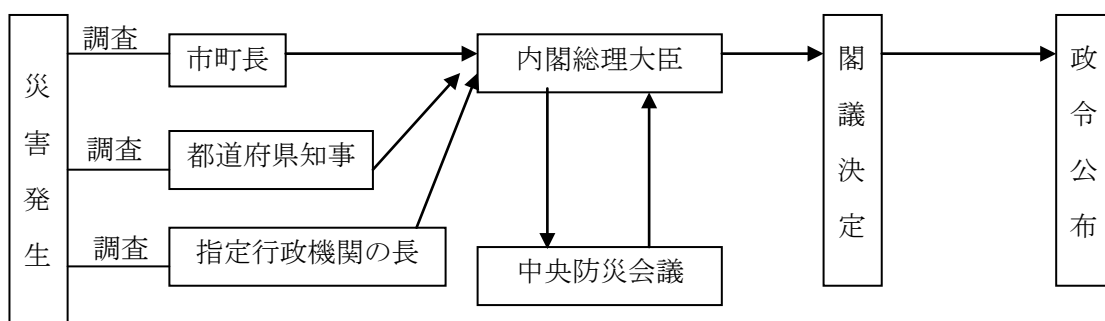
(3) 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に定めるところにより、又は、予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し又は補助する。

(4) 激甚災害の応急措置

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び市町は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



(5) 激甚災害に係る財政援助措置の対象

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅災害復旧事業
- ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
- ⑧ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ⑨ 障害者支援施設等災害復旧事業
- ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑪ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- ⑫ 感染症予防事業
- ⑬ 堆積土砂排除事業
 - ・ 公共施設の区域内の排除事業

- ・ 公共的施設区域外の排除事業

⑭ 湛水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置
- ② 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による既存貸付金の償還の免除（都道府県の措置）
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ その他の特別の財政援助及び助成

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付
- ④ 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ⑤ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
- ⑥ 水防資材費の補助の特例
- ⑦ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ⑧ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設および林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ⑨ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

3 災害対策基金

県は、災害対策に要する臨時的経費に充てるため、救助法第 37 条の災害救助基金についての規定、地方財政法第 4 条の 3 及び第 7 条の積み立てについての規定並びに地方自治法第 241 条の積み立てについての規定により災害対策基金を積み立てなければならない。

4 起債の特例

- (1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で自治省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合
- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合
- (3) 上記(1)・(2)の場合において、基本法施行令第 43 条に定める地方公共団体は、激甚災害が発生した場合は、その発生した日の属する年度に限り地方財政法第 5 条の規定にかかわらず地方債

をもってその財源とすることができる。

5 国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

第2節 被災者の生活再建に向けた支援（災後23）

第1項 活動方針

- 被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する。
- 県と市町が互いに連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。

第2項 対策

■県と市町が連携して実施する対策

1 被災者情報の収集と対応（防災対策部）

(1) 被災者台帳整備に向けた検討

市町は、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備するための検討を行うよう努めるとともに、県は、市町の整備促進に協力する。

(2) 罹災証明書の交付

市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定や罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。県は、市町の被害認定や罹災証明書の発行事務について、必要な支援を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 罹災証明書の交付にかかる手続き等

2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策

(1) 生活資金等の貸付（各資金所管部）

ア 災害援護資金

- ① 実施主体：市町
- ② 対象災害：県内で救助法が適用された市町が1以上ある災害
- ③ 受給者：上記災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- ④ 貸付限度額：350万円

イ 母子父子寡婦福祉資金

- ① 実施主体：市町
- ② 受給者：配偶者のない女子であって、現に児童（20才未満の者）を扶養している者及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者。
- ③ 貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付
- ④ 貸付資金の種類（主要なものを抜粋）
 - a 事業開始資金 b 住宅資金 c 生活資金 d 就職支度資金
 - e 修学資金

f 修業資金 g 医療介護資金 h 結婚資金

ウ 生活福祉資金

- ① 実施主体 : 県社会福祉協議会
- ② 受給者 : アの災害援護資金の貸付対象とならない者で、所得等貸付要件を満たす者
- ③ 貸付限度額 : 貸付資金の種類に応じて貸付
- ④ 貸付資金の種類
 - a 総合支援資金
 - ・生活支援費 ・住宅入居費 ・一時生活再建費
 - b 福祉資金
 - ・療養費 ・介護等費 ・福祉費 ・福祉費（住宅） ・災害援護資金 等
 - c 教育支援資金
 - ・教育支援費 ・就学支度費
 - d 不動産担保型生活資金
 - ・不動産担保型生活資金

(2) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給（防災対策部）

ア 対象となる自然災害

異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおり。

- ① 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- ② 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- ③ 県内において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ④ 県内に①又は②の市町を含む場合にあって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害
- ⑥ 県内に①若しくは②の市町を含む場合、又は③に該当する都道府県が2以上ある場合に、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。人口5万未満の市町にあっては、2以上の世帯）の区域にかかる自然災害

イ 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、a 全壊世帯、b 半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、c 長期避難世帯、d 大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、 長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借（公営住宅以外）	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150

	賃借（公営住宅以外）	50	50	100
--	------------	----	----	-----

《単数世帯の場合》

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯 長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借（公営住宅以外）	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅以外）	37.5	37.5	75

(3) 住宅自力再建支援、災害公営住宅の建設及び住宅金融支援機構との連携（県土整備部）

ア 自力再建支援

住宅に関する情報提供は、復旧・復興対策として重要であり、被災者の住宅再建に向けた意思形成を支援できるよう、その提供体制構築を含めて円滑に行う。

特に、被災住宅の修理による活用は、被災者にとっては早期の生活再建に、県及び市町においては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するものであるため、早期から積極的に促進を図っていくものとする。

また、再建資金等の調達方法等も含めた支援メニューの提示をはじめとする、災害発生時における住宅に関する情報については、平時から、行政内部での事前検討及び住民への情報提供に努めることで、想定外となる部分を減らす。

イ 災害公営住宅の建設

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても対応できない住宅確保要配慮者に対しては、県及び市町は、将来の住宅需要も勘案したうえで必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、被災地市町及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実施が得られるよう努める。

ウ 住宅金融支援機構との連携

県及び市町は、平時から独立行政法人住宅金融支援機構との情報共有及び連携を図り、災害時における被災者対象住宅相談窓口の円滑な設置運営に資するよう努めるとともに、発災時には家屋の被害状況調査を早期に実施し、災害復興住宅資金の融資が円滑に行われるよう取り組む。

(4) 租税の徴収猶予及び減免等（総務部）

ア 県税の減免及び期限延長

① 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行う。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図る。

② 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長する。

イ 市町税の減免等の措置

市町においては、被災者の市町民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、それぞれの市町の条例の定めるところに従って必要な措置を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給にかかる手続き等

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜国が実施する対策＞

1 租税の徴収猶予及び減免等の対策（国税庁）

(1) 国税の徴収猶予及び減免等

ア 災害等による期限の延長

国税通則法第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

イ 災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

「災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律」の規定に基づき、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減もしくは免除、その課税標準の計算もしくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律の定めのある場合を除いて、この法律の定めるところによる。

2 金融対策（東海財務局津財務事務所、日本銀行名古屋支店）

(1) 金融機関に求める特別措置

東海財務局津財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずる。

イ 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図る。

また、事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を講ずる。

ウ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮する。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずる。

エ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(2) 保険会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 保険金等の支払いにかかる便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り適宜措置を講ずる。

イ 保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。

ウ 営業停止等における対応に関する措置

保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(3) 証券会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関との緊密な連絡を取りつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

- ① 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜を図る。
- ② 有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力する。
- ③ 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を図る。
- ④ 窓口業務停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知する。
- ⑤ その他、顧客への対応について十分配慮する。

3 雇用対策（三重労働局）

(1) 被災者に対する職業あっせん等

ア 通勤地域における適職求人の開拓

- ① 職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。
- ② 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

イ 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

- ① 災害地域を巡回し、職業相談を実施する。
- ② 避難場所等に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

ウ 雇用保険求職者給付

「激甚災害に対処するための特別財務援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

<日本郵便株式会社が実施する対策>

1 郵便業務にかかる災害特別事務取扱い援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- ① 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。
- ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- ③ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
- ④ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

<三重弁護士会が実施する対策>

1 被災者等への法律相談の実施

三重弁護士会は、大規模災害等が発生した場合、「災害時における法律相談業務に関する協定」に基づき、被災した県民及び県内への避難者等を対象に開催する無料の法律相談会等を通じ、災害時の法律に関する知識の普及・助言等を行うことにより、被災者の生活再建に向けた支援に寄与するよう努める。

第6部 事故等による災害対策

(中表紙裏面)

第1章 重大事故等対策

第1節 危険物施設等の事故対策(事故1)

【主担当部】：防災対策部、健康福祉部、警察本部

第1項 活動方針

○ 事故発生による危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設、ばい煙発生施設、排水施設等の被害拡大を防止する。

第2項 事故等発生時の主要対策項目（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設、ばい煙発生施設、排水施設等にかかる対策）

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
県への連絡・通報	警察本部	【発災直後】 事故発生情報を確認後速やかに	事故発生情報 (施設所有者等、各関係機関、市町)
施設所有者等への 危害防止措置の命令	警察本部	【発災後1時間以内】 事故の状況を確認後速やかに	事故発生情報 (施設所有者等、各関係機関、市町)
情報収集	警察本部	【発災後1時間以内】 事故の状況を確認後速やかに	事故発生情報 (施設所有者等、各関係機関、市町)
救出救助活動	警察本部	【発災後1時間以内】 事故の状況を確認後速やかに	事故発生情報 (施設所有者等、各関係機関、市町)
警戒区域の警戒及び避難誘導	警察本部	【発災後1時間以内】 警戒区域設定後速やかに	警戒区域設定情報 (市町)
交通規制	警察本部	【発災後1時間以内】 警戒区域設定後速やかに	警戒区域設定情報 (市町)
情報収集・伝達等体制の確保	防災対策部 健康福祉部	【発災後1時間以内】 事故発生情報を確認後速やかに	事故発生情報 (施設所有者等、各関係機関、市町)

自衛隊の災害派遣要請	防災対策部	【発災後3時間以内】 市町からの要請があり次第	自衛隊災害派遣要請 (市町)
資機材等の確保	防災対策部	【発災後3時間以内】 市町からの要請があり次第	資機材等確保要請 (市町)
遺体の収容、捜索、 見分等	警察本部	遺体の収容等が可能となり次第	事故現場の状況 (施設所有者等、各関係機関、市町)

※「活動開始（準備）時期」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 危険物施設

(1) 平常時の予防対策（防災対策部）

危険物施設における事故等の不測の事態に備え、施設の管理監督者及び危険物取扱作業従事者に対し、次のとおり指導する。

① 移送取扱所(知事許可)の管理監督者に対する指導等

消防法等関係法令に基づき、知事が許可した移送取扱所について立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対する指導を行う。

② 取扱作業従事者に対する指導等

危険物等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害拡大について指導する。

(2) 事故等発生時の緊急措置（防災対策部）

① 情報収集・伝達等体制の確保

危険物施設において事故等が発生した場合は、速やかに関係機関等との間に情報収集・伝達を行う体制を確保するとともに、関係機関、関係市町との連絡調整を図るものとする。

② 自衛隊の災害派遣要請

地元市町から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

③ 資機材等の確保

地元市町から化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材の確保等について要請を受けたときは、その確保に努める。

(3) 警察における措置（警察本部）

① 県への連絡

危険物施設における災害発生を確認した場合には、県に連絡する。

② 危険物所有者等への危害防止措置の命令

危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。

③ 情報収集

被害状況等の情報収集を実施し、必要に応じ、警察用航空機等を活用する。

④ 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

⑤ 警戒区域の警戒及び避難誘導

警戒区域の警戒を行うとともに、避難誘導を実施する。

⑥ 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

⑦ 遺体の収容、捜索、見分等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、見分等は、「第5部 第2章 第8節 遺体の取扱い」の定めにより実施する。

2 高圧ガス施設

(1) 平常時の予防対策（防災対策部）

高圧ガス施設における事故等の不測の事態に備え、施設の管理監督者及び高圧ガス等の取扱作業従事者に対し、次のとおり指導する。

① 管理監督者に対する指導等

高圧ガス保安法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対する指導を行う。

② 輸送業者等に対する指導等

高圧ガス等の移動について、路上点検等を実施し、輸送業者等の指導を行う。

③ 取扱作業従事者に対する指導等

高圧ガス等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害拡大について指導する。

(2) 事故等発生時の緊急措置（防災対策部）

① 情報収集・伝達等体制の確保

高圧ガス施設において事故等が発生した場合は、速やかに関係機関等との間に情報収集・伝達を行う体制を確保するとともに、関係機関、関係市町との連絡調整を図るものとする。

② 製造業者等に対する高圧ガス製造施設、貯蔵所の使用停止命令

製造業者、販売業者、貯蔵所の所有者若しくは占有者又は消費者等に対して、高圧ガス製造施設、貯蔵所の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。（高圧ガス保安法第39条）

③ 高圧ガス容器の所有者等に対する廃棄又は所在場所の変更命令

高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者、占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

④ 自衛隊の災害派遣要請

地元市町から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

⑤ 資機材等の確保

地元市町から化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材の確保等について要請を受けたときは、その確保に努める。

(3) 警察における措置（警察本部）

① 県への通報

高圧ガス施設における災害発生を確認した場合には、県に通報する。

② 高圧ガス所有者等への危害防止措置の命令

高圧ガス施設の所有者、管理者、占有者に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。

③ 情報収集

被害状況等の情報収集を実施し、必要に応じ、警察用航空機等を活用する。

④ 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

⑤ 警戒区域の警戒及び避難誘導

警戒区域の警戒を行うとともに、避難誘導を実施する。

⑥ 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

⑦ 遺体の収容、捜索、見分等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、見分等は、「第5部 第2章 第8節遺体の取扱い」の定めにより実施する。

3 火薬類施設

(1) 平常時の予防対策（防災対策部）

火薬類施設における事故等の不測の事態に備え、施設の保安責任者及び火薬類等の取扱作業従事者に対し、次のとおり指導する。

① 管理監督者に対する指導等

火薬類取締法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について保安責任者に対する指導を行う。

② 取扱作業従事者に対する指導等

火薬類等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害拡大について指導する。

(2) 事故等発生時の緊急措置（防災対策部）

① 情報収集・伝達等体制の確保

火薬類施設において事故等が発生した場合は、速やかに関係機関等との間に情報収集・伝達を行う体制を確保するとともに、関係機関、関係市町との連絡調整を図るものとする。

② 製造業者等に対する製造施設、火薬庫の使用停止命令

製造業者（知事権限にかかるもの）、販売業者又は消費者等に対して、製造施設又は火薬庫の使用の一時停止を命じ、又は製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。（火薬類取締法第45条）

③ 火薬類の所有者等に対する所在場所の変更又は廃棄命令

火薬類の所有者、占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命ずる。（火薬類取締法第45条）

④ 県警察への通報

②、③の措置を講じたときは、直ちにその旨、県警察（公安委員会）へ通報する。

- ⑤ 自衛隊の災害派遣要請
地元市町から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。
 - ⑥ 資機材等の確保
地元市町から必要資機材の確保等について要請を受けたときは、その確保に努める。
- (3) 警察における措置（警察本部）
- ① 県への通報
火薬類施設における災害発生を確認した場合には、県に通報する。
 - ② 火薬類所有者等への危害防止措置の命令
火薬類の所有者、管理者、占有者に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。
 - ③ 情報収集
被害状況等の情報収集を実施し、必要に応じ、警察用航空機等を活用する。
 - ④ 救出救助活動
関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。
 - ⑤ 警戒区域の警戒及び避難誘導
警戒区域の警戒を行うとともに、避難誘導を実施する。
 - ⑥ 交通規制
災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。
 - ⑦ 遺体の収容、捜索、見分等
死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、見分等は、「第5部 第2章 第8節 遺体の取扱い」の定めにより実施する。

4 毒劇物施設

- (1) 平常時の予防対策（健康福祉部）
- 災害時に毒物劇物が流出又は飛散する等不測の事態に備え、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、次のとおり指導する。
- ① 毒物劇物保有状況等の把握
毒物劇物保有状況及び事故処理剤・治療用薬剤備蓄状況等を把握するとともに、これらのデータベース化、データの更新を行う。
 - ② 危害防止規程の策定
毒物劇物使用・保有施設の危害防止規程（事故処理マニュアル）を策定し、これに基づく指導を行う。
 - ③ 安全管理者を対象とした講習
毒物劇物使用・保有施設の安全管理者を対象とした講習会を実施する。
 - ④ 防災訓練の実施等の促進
施設の特異性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。
- (2) 事故等発生時の緊急措置
- ① 情報収集・伝達等体制の確保（健康福祉部、防災対策部）
毒劇物施設において事故等が発生した場合は、速やかに関係機関等との間に情報収集・伝達を行う体制を確保するとともに、関係機関、関係市町との連絡調整を図るものとする。

② 自衛隊の災害派遣要請（防災対策部）

地元市町から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

③ 資機材等の確保（健康福祉部、防災対策部）

地元市町から化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材の確保等について要請を受けたときは、その確保に努める。

④ 水道水取水機関等への連絡（健康福祉部）

飲料水汚染の可能性がある場合、事故発生施設周辺河川下流の水道水取水地区の担当機関等に対し、事故の概要を連絡する。

(3) 警察における措置（警察本部）

① 県への連絡

毒劇物施設において事故等が発生した場合は、県に連絡する。

② 毒劇物所有者等への危害防止措置の命令

毒劇物の所有者、管理者、占有者に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。

③ 情報収集

被害状況等の情報収集を実施し、必要に応じ、警察用航空機等を活用する。

④ 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

⑤ 警戒区域の警戒及び避難誘導

警戒区域の警戒を行うとともに、避難誘導を実施する。

⑥ 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

⑦ 遺体の収容、捜索、見分等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、見分等は、「第5部 第2章 第8節 遺体の取扱い」の定めにより実施する。

5 放射性物質施設

(1) 事故等発生時の緊急措置

① 情報収集・伝達等体制の確保（健康福祉部、防災対策部）

放射性物質施設において事故等が発生した場合は、速やかに関係機関等との間に情報収集・伝達を行う体制を確保するとともに、関係機関、関係市町との連絡調整を図るものとする。

② 自衛隊の災害派遣要請等（防災対策部）

地元市町から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

③ 資機材等の確保（健康福祉部、防災対策部）

地元市町から化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材の提供等について要請を受けたときは、その確保に努める。

④ 水道水取水機関等への連絡（健康福祉部）

飲料水汚染の可能性がある場合、事故発生施設周辺河川下流の水道水取水地区の担当機関等に対し、事故の概要を連絡する。

(2) 警察における措置（警察本部）

① 県への連絡

放射性物質施設において事故等が発生した場合は、県に連絡する。

② 放射性物質所有者等への危害防止措置の命令

放射性物質の所有者、管理者、占有者に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。

③ 情報収集

被害状況等の情報収集を実施し、必要に応じ、警察用航空機等を活用する。

④ 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

⑤ 警戒区域の警戒及び避難誘導

警戒区域の警戒を行うとともに、避難誘導を実施する。

⑥ 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

⑦ 遺体の収容、捜索、見分等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、見分等は、第5部第8節「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

6 ばい煙発生施設、排水施設

(1) 平常時の予防対策（環境生活部）

ばい煙発生施設、排水施設等の日常の管理状況等について、立入検査等による把握に努め、施設の設置者等に対し、適正な維持管理の指導に努める。

(2) 事故発生時の緊急措置

① 情報収集・伝達等体制の確保（環境生活部、防災対策部）

ばい煙発生施設、排水施設等において事故等が発生した場合は、速やかに関係機関等との間に情報収集・伝達を行う体制を確保するとともに、関係機関、関係市町との連絡調整を図るものとする。

② 自衛隊の災害派遣要請等（防災対策部）

地元市町から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

③ 資機材等の確保（環境生活部、防災対策部）

地元市町から必要資機材の提供等について要請を受けたときは、その確保に努める。

④ 設置者に対する指導等（環境生活部）

工場・事業場のばい煙発生施設、排水施設等に事故が生じた場合には、設置者に対し、緊急の防災措置をとるよう指示するなど、住民の健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を講ずるものとする。

⑤ 水道事業者等への連絡（環境生活部）

飲料水汚染の可能性がある場合、事故発生施設周辺河川下流で取水している水道事業者等に対し、事故の概要を連絡する。

(3) 警察における措置（警察本部）

① 県への連絡

ばい煙発生施設、排水施設等において事故等が発生した場合は、県に連絡する。

② 事業者等への危害防止措置の命令

ばい煙発生施設、排水施設等の所有者、管理者、占有者に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。

③ 情報収集

被害状況等の情報収集を実施し、必要に応じ、警察用航空機等を活用する。

④ 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

⑤ 警戒区域の警戒及び避難誘導

警戒区域の警戒を行うとともに、避難誘導を実施する。

⑥ 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

⑦ 遺体の収容、捜索、見分等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、見分等は、第5部第8節「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

■市町が実施する対策

1 危険物施設

(1) 平常時の予防対策

① 管理監督者に対する指導等

消防法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対し指導を行う。

② 輸送業者等に対する指導等

危険物等の移動について、路上取締等を実施し、輸送業者等の指導を行う。

③ 取扱作業従事者に対する指導等

危険物等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害防止について指導する。

④ 防災訓練の実施等の促進

施設の特異性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。

(2) 事故等発生時の緊急措置

① 県への通報

危険物施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

② 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示

危険物の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。

③ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市町長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

④ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

⑤ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

⑥ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部 第1章 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

⑦ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

⑧ 危険物製造所等の使用の一次停止命令等

市町長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。（消防法第12条の3）

2 高圧ガス施設

(1) 事故等発生時の緊急措置

① 県への通報

高圧ガス施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

② 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市町長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

③ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

④ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

⑤ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部 第1章 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

⑥ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

⑦ 住民の安全の確保

消防職員は、事故等発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を

図り、住民の安全を確保する。

⑧ 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域での火気の手配の制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

⑨ 避難の指示等

市町長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由の周知を図り、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

3 火薬類施設

(1) 事故等発生時の緊急措置

① 県への通報

火薬類施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

② 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市町長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

③ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

④ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

⑤ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部 第1章 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

⑥ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

⑦ 住民の安全の確保

消防職員は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防衛活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

⑧ 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域での火気の手配の制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

⑨ 避難の指示等

市町長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を

確保する。

4 毒劇物施設

(1) 事故等発生時の緊急措置

① 県への通報

毒劇物施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

② 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市町長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

③ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

④ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

⑤ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部 第1章 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

⑥ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

⑦ 住民の安全の確保

消防職員は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防衛活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

⑧ 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域での火気の手配の制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

⑨ 避難の指示等

市町長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

5 放射性物質施設（市町役場、所轄消防本部又は消防署）

(1) 事故等発生時の緊急措置

① 県への通報

放射性物質施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

② 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市町長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

③ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

④ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

⑤ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部 第1章 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

⑥ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

⑦ 住民の安全の確保

消防職員は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

⑧ 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

⑨ 避難の指示等

市町長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

6 ばい煙発生施設、排水施設等

(1) 事故発生時の緊急措置

① 事故発生に係る県への通報

ばい煙発生施設、排水施設等の事故が発生した場合、速やかに県へ通報する。

② 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市町長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

③ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

④ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

⑤ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部 第1章 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

⑥ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

⑦ 住民の安全の確保

消防職員は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防衛活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

⑧ 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域での火気の手配の制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

⑨ 避難の指示等

市町長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

<平時の予防対策>

- (1) 管理監督者、輸送業者、取扱作業従事者等に対する指導等
- (2) 防災訓練の実施等の促進
- (3) その他必要な事項

<事故等発生時の緊急措置等>

- (1) 県への通報
- (2) 施設所有者等に対する危害防止措置等の指示
- (3) 警戒区域の設定、立入制限、退去等の命令
- (4) 救助・消火活動
- (5) 他市町への応援要請
- (6) 県への自衛隊災害派遣要請依頼
- (7) 資機材等の確保
- (8) 施設等の使用の一次停止命令等
- (9) 避難の指示等
- (10) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<中部近畿産業保安監督部が実施する対策>

- (1) 高圧ガス施設・火薬類施設

災害発生及び拡大防止を図るため、次の措置をとる。

- ① 液化石油ガス等の販売、貯蔵及び移動の制限等
- ② 高圧ガス製造所、火薬類製造施設の事業者に対する応急対策等の指導
- ③ 県が実施する高圧ガス施設・火薬類施設にかかる緊急措置に対する支援

<海上保安庁が実施する対策>

(1) 海上の危険物対策

事故等発見時における海上の保安を確保するため、関係機関と密接な連絡をとり、次の措置をとる。

- ① 危険物積載船舶で災害が発生した場合の防御活動を行う。
- ② 危険物積載船舶について、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- ③ 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止、取り止め等事故防止のために必要な指導を行う。

(2) 停泊船舶への情報伝達等

危険物等の漏洩により、港湾内の停泊船舶等に影響を及ぼすおそれがある場合に、停泊船舶等に対し通報を行う。

■関係事業者が実施する対策

1 平常時の予防対策

(1) 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等の実施

危険物施設等の専門的知識を有する事業所員で構成する自衛消防組織を充実させるとともに保安管理の向上を図るため、従事者を対象に講習会、研修会など保安教育を実施する。

また、万一災害が発生した場合の初期消火を図るための備蓄をして、必要な資機材を整備するとともに防災訓練を実施し、防災体制の確立を図るほか、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等の管理者は、地震発生時に円滑な対応を図るための計画を作成する。

(2) 緩衝地帯の整備

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等からの延焼を防止するため、緩衝地帯の整備を促進する。

(3) 施設の安全対策に関する地域等への情報発信

施設の特異性や安全対策への取組を積極的に地域等に情報発信するよう努める。

2 事故等発生時の対策

(1) 危険物施設

① 危険物の安全な場所への移動等の安全措置

施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物等を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。

② 事故等発生に係る消防署等への通報

消防署、市町長の指定した場所、警察署又は海上警備救難機関へ、事故等発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、附近の住民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部にも通報するものとする。

③ 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動

自衛消防組織その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係事業所の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

④ 消防機関の受け入れ

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在、並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の行う消火活動に協力する。

(2) 高圧ガス施設

① ガスの安全な場所への移動等安全措置

製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。

② 事故等発生に係る県等への通報

県、警察、消防へ事故発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し、又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部にも通報するものとする。

(3) 火薬類施設

① 火薬類の安全な場所への移動等の安全措置

火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ見張人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火の措置を講ずる等安全な措置を講ずる。

② 事故等発生に係る警察等への通報

警察署及び消防署へ、事故等発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し、又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部にも通報するものとする。

(4) 毒劇物施設

① 毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置

施設が危険な状態になったときは、直ちに毒物劇物等化学薬品類等を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。

② 事故等発生に係る保健所等への通報

保健所、警察署、消防機関へ、事故等発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部にも通報するものとする。

③ 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動

自衛消防組織その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係事業所の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

④ 消防機関の受け入れ

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在、並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の行う消火活動に協力する。

(5) 放射性物質施設（放射性物質の使用者、販売者、廃棄事業者等）

① 事故等発生時の通報

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故等が発生した場合は、速やかに次の機関に通報する。

- ア 所轄保健所
- イ 所轄警察署
- ウ 所轄消防本部又は消防署
- エ 市町役場

② 汚染区域の拡大防止措置

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに汚染区域の拡大防止措置を行う。

(6) ばい煙発生施設、排水施設等

① 事故状況等の報告

工場・事業場のばい煙発生施設、排水施設等に事故が生じた場合には、設置者は関係機関に速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を県に対し報告する。

② 緊急の防災措置

事故発生時には、設置者は速やかに被害拡大防止のための緊急の防災措置をとり、住民の健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を講ずる。

第2節 航空機・列車・船舶事故等突発的災害への対策(事故2)

【主担当部】：防災対策部

第1項 活動方針

○ 航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線、船舶の沈没事故等、突発的災害により、多数の死傷者が発生した場合における被災者及び周辺住民の救出・救助活動とその支援活動を実施する。

第2項 事故等発生時の主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
警察による初動措置	警察本部	【発災直後】 事故発生情報を確認後速やかに	事故発生情報 (各関係機関、市町)
活動体制の確立	防災対策部	【発災後1時間以内】 事故の状況を確認後速やかに	事故発生情報 (各関係機関、市町)
災害情報の収集及び伝達	防災対策部 警察本部	【発災後1時間以内】 事故の状況を確認後速やかに	事故発生情報 (各関係機関、市町)
自衛隊の災害派遣要請	防災対策部	【発災後3時間以内】 市町からの要請があり次第	自衛隊災害派遣要請 (市町)
消防救急活動及び救助活動の支援	防災対策部	【発災後3時間以内】 市町からの要請があり次第	応援要請 (市町)
医療・救護活動の支援	防災対策部 健康福祉部	【発災後3時間以内】 市町からの要請があり次第	応援要請 (市町)
その他の応急対策	関係部局	必要に応じ	事故状況等 (各関係機関、市町) 応援要請等 (市町)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 平素からの防災体制の整備(防災対策部)

航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線、船舶の沈没事故等、突発的災害が発生した場合に備え、被害拡大の抑止に向けた活動体制を整備するとともに、平素から防災機関との協力体制の確立に努める。

また、過去の事象事例の収集と分析を行い、発生時に迅速的確に対応できる体制づくりを行う。

2 事故等発生時の対応

(1) 警察による初動措置（警察本部）

事故等災害が発生した場合は、おおむね次の初動措置を行うこととし、具体的な運用等については、別に定める「三重県警察突発重大事案初動措置計画」によるものとする。

- ア 情報収集
- イ 救出救護
- ウ 事態の収拾
- エ 交通対策
- オ 初動捜査
- カ その他の必要な初動措置

(2) 活動体制の確立（防災対策部）

航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線、船舶の沈没事故等の災害が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集を行い、知事が必要と認めた場合には県災対本部を設置して、適切な配備体制を敷くとともに、県災対本部を設置した場合には、国（消防庁）へ報告する。また、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

(3) 応急対策活動

① 災害情報の収集及び伝達（防災対策部、警察本部）

県は、迅速的確な応急対策を実施するため、関係事業者や国土交通省大阪航空局、中部運輸局、第四管区海上保安本部などから、災害状況の早期把握に努めることとし、必要に応じてヘリコプター（県防災ヘリ、県警ヘリ）による情報収集を行う。

なお、収集した情報は国（消防庁）へ報告を行う。

② 自衛隊の災害派遣要請（防災対策部）

知事は、航空機事故、列車事故、船舶事故等の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断した場合は、災害派遣要請を行う。

③ 消防救急活動及び救助活動の支援（防災対策部）

市町からの要請等、必要に応じて次の支援活動を実施する。

- ア 被災地以外の市町への応援要請
- イ 国への緊急消防援助隊の応援要請
- ウ 協定に基づく他県等への応援要請

④ 医療・救護活動の支援（健康福祉部、防災対策部）

市町からの要請等、必要に応じて次の支援活動を実施する。

- ア 医療従事者の応援派遣
- イ 日赤、医師会等への応援出動の要請
- ウ 負傷者の搬送及び搬送応援の要請

⑤ その他の応急対策

上記以外の応急対策についても、必要に応じて、迅速かつ的確に実施するものとする。

■市町が実施する対策

1 事故等災害発生時の対応

(1) 活動体制の確立

市町は、航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線、船舶の沈没事故等の災害が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集をはじめとする初動体制の確立を図るとともに、消火、救助活動を行うための資機材の整備に努める。

なお、詳細については、各市町の地域防災計画によるものとするが、災害の特性に合わせて

臨機応変な活動体制をとるものとする。

また、市町長が必要と認めた場合には市町災害対策本部を設置して、適切な配備体制を敷くとともに市町災対本部を設置した場合には、県（防災対策部災害対策課）へ報告する。

また、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

(2) 応急対策活動

市町は必要に応じて次の応急対策活動を実施する。

また、これら以外の応急対策活動についても必要に応じて迅速かつ的確に実施するものとする。

なお、詳細については、各市町の地域防災計画によるものとする。

- ① 被害情報の収集
- ② 消防応急活動及び救助活動
- ③ 医療・救護活動
- ④ 被災者及び地域住民の避難対策活動
- ⑤ 自衛隊災害派遣要請の要求及びその他の応援要請

【市町地域防災計画記載検討項目】

<事故等災害発生時の対応>

- (1) 活動体制の確立
- (2) 応急対策活動
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 事故等災害発生時の対応

(1) 活動体制の確立、情報収集

国土交通省大阪航空局中部空港事務所、中部運輸局、第四管区海上保安本部等の防災関係機関は、航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線、船舶の沈没事故等の事故災害が発生した旨の通報を受けた場合、またはその発生を確認した場合は、速やかに情報収集、または状況把握を行い、必要に応じて適切な配備体制を敷くとともに、関係機関と情報共有を図るものとする。

なお、詳細については、各機関の防災業務計画等によるものとするが、災害の特性に合わせて臨機応変な活動体制をとるものとする。

(2) 応急対策活動

国土交通省大阪航空局中部空港事務所、中部運輸局、第四管区海上保安本部等の防災関係機関は、必要に応じて適切な応急対策活動を実施する。

なお、詳細について、各機関の防災業務計画等によるものとする。

■事業者が実施する対策

1 鉄道事業者における措置

(1) 県、中部運輸局又は国土交通省への連絡

大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、速やかに県、警察、市町、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。

(2) 関係列車の非常停止及び乗客の避難

大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止及

び避難の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

大規模鉄道災害発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動及び消防活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(4) 代替交通手段の確保

大規模鉄道災害が発生した場合は、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

(5) 鉄道施設の応急措置

鉄道施設の応急措置について、必要な措置を講ずる。

(6) 他の鉄道事業者への応援要請

応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

第3節 流出油事故等への対策(事故4)

【主担当部】：防災対策部、警察本部

第1項 活動方針

○流出油事故が発生した場合における周辺地域の人命、財産等を災害から保護する。

第2項 事故等発生時の主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
情報の収集及び関係機関への連絡	防災対策部	【発災直後】 事故発生情報を確認後速やかに	事故発生情報 (海上保安庁、各関係機関、市町)
災害対策本部の設置	防災対策部	【発災後1時間以内】 災对本部設置の必要性が認められたとき	流出油、火災等に関する情報 (海上保安庁、各関係機関、市町)
連絡調整本部との連携	防災対策部	【発災後1時間以内】 連絡調整本部が設置されたとき	連絡調整本部設置情報 (海上保安庁)
事故現場における情報収集	警察本部	【発災後1時間以内】 関係機関による調整後速やかに	流出油、火災等に関する情報 (現場警察官、市町等)
防災ヘリコプターによる応急対策活動	防災対策部	【発災後1時間以内】 関係機関による調整後速やかに	流出油、火災等に関する情報 (海上保安庁、各関係機関、市町)
救出救助活動	警察本部	【発災後3時間以内】 要救助者等を確認後、速やかに	要救助者等情報 (海上保安庁、各関係機関、市町)
避難誘導、警戒区域の警戒	警察本部	【発災後3時間以内】 現場の状況を確認後、速やかに	流出油、火災等に関する情報 (海上保安庁、各関係機関、市町)
交通規制	警察本部	【発災後3時間以内】 現場の状況を確認後、速やかに	流出油、火災等に関する情報 (海上保安庁、各関係機関、市町)

第6部 事故等による災害対策
第1章 重大事故等対策

必要資機材確保等の応援要請への対応	防災対策部、農林水産部、県土整備部	【発災後12時間以内】 要請を確認後、速やかに	資機材確保要請等情報 (海上保安庁、各関係機関、市町)
自衛隊、他県等に対する応援要請	防災対策部	【発災後12時間以内】 市町からの要請確認後、速やかに	自衛隊等派遣要請 (市町)
漂着油等の防除活動への協力	農林水産部、県土整備部	【発災後12時間以内】 火災等のおそれがないことを確認次第	流出油等に関する情報 (海上保安庁、各関係機関、市町)
ボランティアの受け入れ	防災対策部、環境生活部	【発災後24時間以内】 関係機関等による防除作業の処理不足が判明したとき	流出油等に関する情報 (海上保安庁、各関係機関、市町)

※「活動開始（準備）時期」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

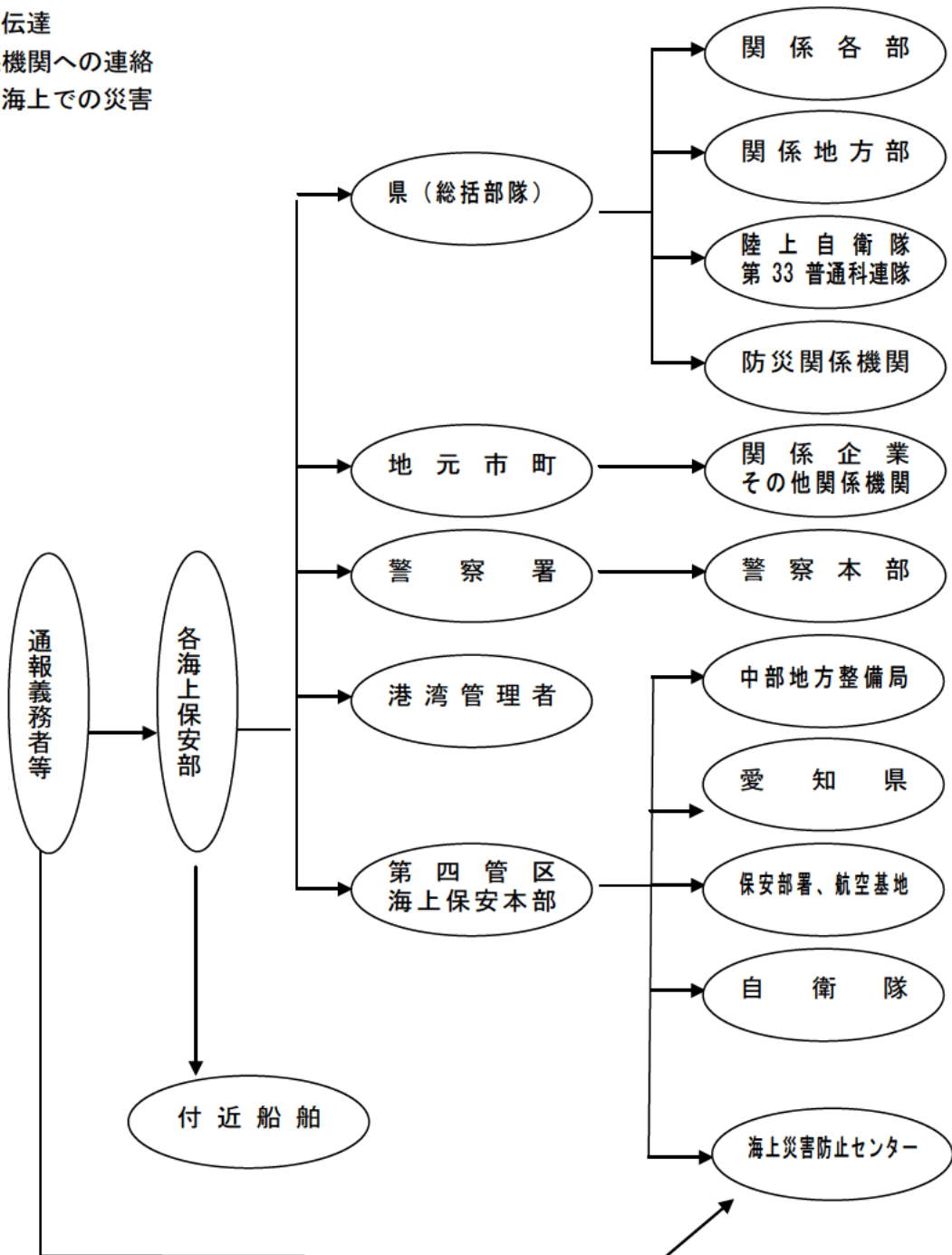
第3項 対策

■計画関係者共通事項等

1 情報の伝達

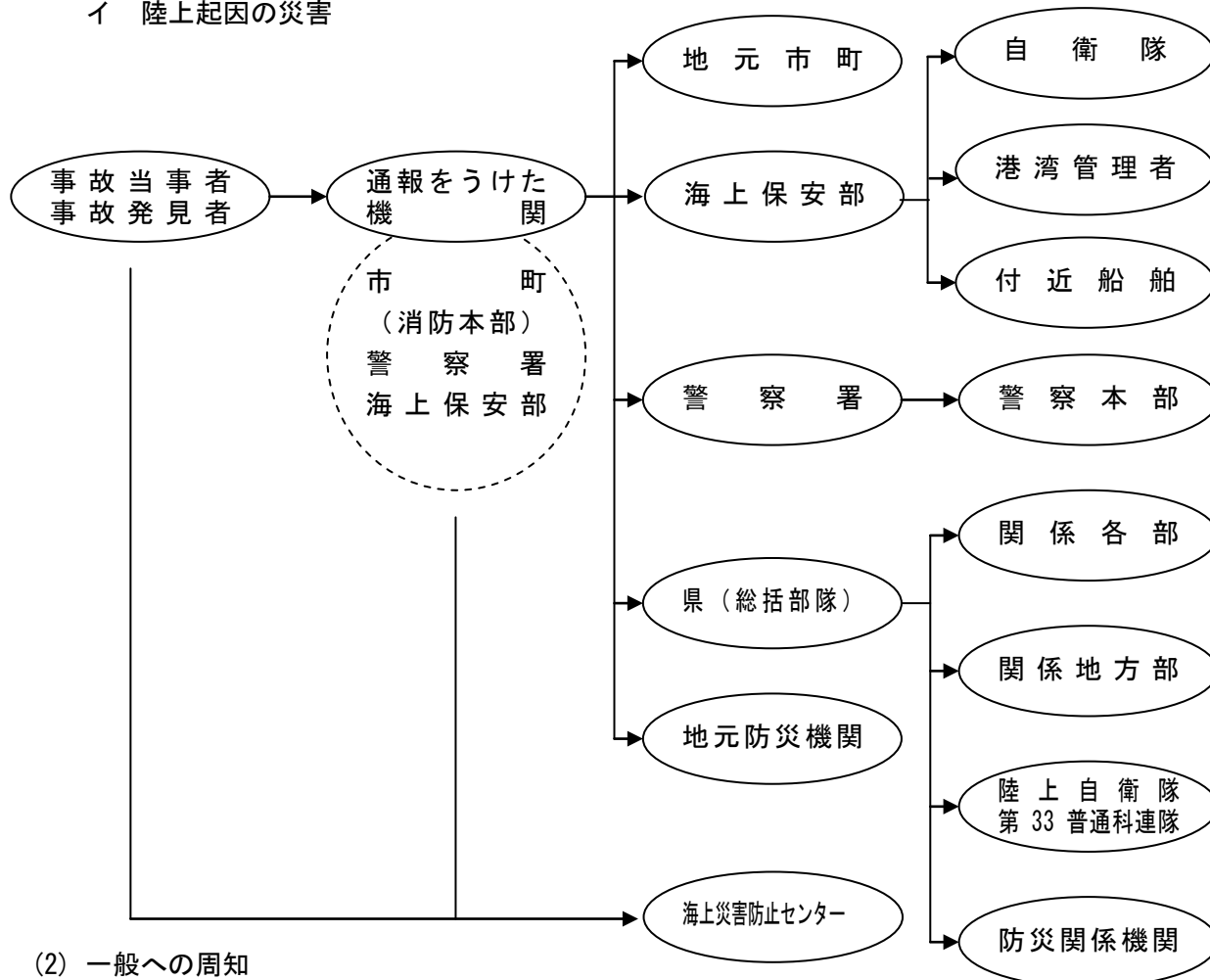
(1) 関係機関への連絡

ア 海上での災害



*海上災害防止センターは、事故原因者から委託、又は、海上保安庁長官からの指示があった場合に活動する。

イ 陸上起因の災害



(2) 一般への周知

ア 船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し又はその波及が予想される場合、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、おおむね次の区分により一般船舶に対し、周知に努める。

機 関 名	周 知 方 法	対 象 船 舶
第四管区海上保安本部	無線通信・電話	付近船舶
関係海上保安部	〃	〃
放送局 (NHK・民放)	ラジオ・テレビ放送	〃
関係海上保安部	船舶拡声器による放送	港内船舶
関係警察署	〃	〃

イ 周辺住民への周知

防災関係機関は、周辺住民及び施設等に災害が波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、次の区分により周知に努める。

機 関 名	周 知 方 法	周 知 事 項
関係市町 (消防機関)	広報車からの放送等	1 災害の状況
関係警察署	〃	2 防災活動の状況
関係海上保安部	巡視船艇からの放送	3 火気使用制限、禁止及び交通規制、

放送局（NHK・民放）	テレビ・ラジオ放送	禁止等の措置 4 避難準備等一般的注意事項 5 その他必要事項
-------------	-----------	---------------------------------------

2 応急対策活動

防災関係機関は、相互間の連絡を密にし、次により応急対策を実施する。

- ① 総合的応急対策の実施並びに災害救助活動の総合調整並びに統制
- ② 災害情報の交換
- ③ 関係機関に対する協力要請
- ④ 油吸着材、油処理剤及び油回収船による油処理
- ⑤ オイルフェンス展開による拡散防止
- ⑥ 消火
- ⑦ 防災資材の輸送

また、油流出事故の場合、必要に応じ「伊勢湾排出油等防除協議会」、「四日市港湾災害対策協議会」、「鳥羽地区災害防止対策委員会」、「尾鷲湾排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図る。

3 災害救助活動

防災関係機関は、必要に応じ、相互に協力して次により災害救助活動を実施する。

- ① 人命の救助、救護
- ② 船舶及び沿岸警戒並びに避難誘導
- ③ 通信連絡

4 流出油防除応急対策活動

陸上施設及びタンカー等から、石油等が流出又は流出のおそれのある場合（以下「流出油」という。）の防除活動について、次により実施する。

(1) 実施機関

流出油防除等の活動にあたっては、県及び市町、海上保安庁、海上災害防止センター、港湾管理者等は、それぞれ必要に応じ、必要な協力を行う。

なお、必要に応じ「伊勢湾排出油等防除協議会」、「四日市港湾災害対策協議会」、「鳥羽地区災害防止対策委員会」、「尾鷲湾排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図る。

また、県及び海上保安庁は、各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ応急対策全般に係わる連絡調整を行う連絡調整本部を海上保安庁、県、沿岸市町、警察、消防、自衛隊、その他関係機関で協議のうえ設置する。

なお、この連絡調整会議は、国に警戒本部が設置された場合は原則として第四管区海上保安本部に設けられる連絡本部に包括される。

連絡調整本部の設置場所は、海上保安部もしくは災害現場又は災害現場付近の公共施設等とし、各防災関係機関は連絡調整本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(2) 防除活動の分担

ア 海上における防除活動の分担

発災船舶等は、海上保安庁への通報を行うとともに、流出油の拡大防止及び回収作業を実施する。また、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに、防除措置を

依頼する。

海上保安庁は、流出油の拡大防止措置を講ずるとともに、船舶所有者等に、防除措置の指示、命令を行い、さらに、海上での火気使用禁止、危険海域の設定及び海上安全等に必要な指示、措置を行う。

なお、緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、防除措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認められるとき、又はその措置を講ずることを命令するいとまがないと認められるときは、必要と認める防除措置を講ずるべきことを、海上災害防止センターに対し指示することができる。また、必要に応じ、第四管区海上保安本部長を通じて自衛隊に対して災害派遣要請を行う。

イ 陸上における防除活動の分担

消防機関は、防除活動を指示するとともに、必要に応じ流出油の状況を海上保安庁に連絡する。

また、海上保安庁は、消防機関との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行う。

■県が実施する対策

1 平時の対策

(1) 防災設備及び防災資機材等の整備（農林水産部、県土整備部、防災対策部）

災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合、被害の拡大を防止するため、必要に応じ、設備及び資機材を備蓄・整備・点検するとともに、特に次に掲げる資機材についてはその増強に努める。

- ① 化学消火剤、オイルフェンス、油処理剤及び油吸着剤等
- ② 油回収器、照明機器、通信機器、ガス検知器（可燃性ガス及び有毒性ガス用）、耐熱防火衣及び空気又は酸素呼吸器等

(2) 防災訓練の実施（農林水産部、県土整備部、防災対策部、警察本部）

災害の拡大防止方法を演習し、防災活動の迅速かつ的確な実施と相互の有機的連携を図るため、海上災害に対する総合的な防災訓練を実施するものとする。

(3) 調査研究の実施（農林水産部、県土整備部、防災対策部）

防災活動の円滑な実施を図るため、次の資料を整備し、その充実を図るものとする。

- ① 災害発生状況及び災害の訓練等に関する資料の整備
- ② 災害発生の予想に関する資料（気象、海象等に起因する災害の種類、発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料）の整備
- ③ 港湾状況の調査（特に避難港、避泊地、危険物の荷役場所、貯木場及びはしけ溜り等における防災対策調査）
- ④ 防災施設、資機材等の種類・分布状況の調査

(4) 危険物積載船舶等の対策（県土整備部、防災対策部）

海上災害に対する防災意識の高揚を図るため、海上保安部が実施する指導啓発等に協力するものとする。

(5) 海上防災思想の普及、海上安全防災対策に関する指導、育成（防災対策部）

防災活動を行うために必要な知識を身につけるため、各種機関の行う研修、訓練等に参加することにより、職員教育を行うものとする。

2 事故等発生時の県の措置

(1) 情報の収集及び関係機関への連絡（防災対策部）

「計画関係者共通事項等 1 情報の伝達」に定める情報伝達経路により、情報の収集及び関係機関等への伝達を行う。

(2) 災害対策本部の設置（防災対策部）

必要に応じて災害対策本部及び現地災害対策本部を設置し、関係機関、関係市町との連絡調整を図るものとする。

(3) 連絡調整本部との連携（防災対策部）

各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、第四管区海上保安部もしくは災害現場又は災害現場付近の公共施設等に調整本部等が設置された場合は、同本部に連絡員を派遣し、密接な連携のもとに防除活動の実施を図る。

(4) 防災ヘリコプターによる応急対策活動（防災対策部）

防災航空隊は、防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。

(5) 必要資機材確保等の応援要請への対応（防災対策部、農林水産部、県土整備部）

第四管区海上保安本部又は市町から、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について支援の要請があった場合は、その確保に努める。

また、第四管区海上保安本部、市町及び漁業協同組合等から、オイルフェンス、油処理剤等排出油等防除資材の要請があった場合は、県保有の資機材の提供や、関係機関、民間企業の備蓄資機材の調達についてあつせんするよう努める。

(6) 自衛隊、他県等に対する応援要請（防災対策部）

災害が大規模で、十分な応急措置が実施できないと認められる場合は、自衛隊又は他県等に応援を要請する。

(7) 漂着油等の防除活動への協力（農林水産部、県土整備部）

発災事業所・船舶等及び沿岸市町等の行う漂着油等の防除活動に協力、指導を行うとともに、必要に応じ港湾・漁港管理者として防除活動を実施する。

(8) ボランティアの受け入れ（防災対策部、環境生活部）

通常の行政のシステムや処理能力では十分な対応が実施できないと認められる場合は、流出油を防除するためのボランティアを受け入れ、防除作業を実施する。

3 警察の措置

(1) 事故現場における情報収集

警察官を事故現場等に派遣し、または必要に応じ警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(2) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

(3) 避難誘導、警戒区域の警戒

危険物が大量に流出した場合、沿岸における漂着物の調査及び監視を行い、関係機関と連携し、避難誘導、警戒区域の警戒を実施する。

(4) 交通規制

必要に応じ、事故発生場所及びその周辺の交通規制を実施する。

■市町が実施する対策

1 平時の対策

(1) 防災設備及び防災資機材等の整備

「<県が実施する対策> 1 平時の対策 (1) 防災設備及び防災資機材等の整備」に準ずる。

(2) 防災訓練の実施

「<県が実施する対策> 1 平時の対策 (2) 防災訓練の実施」に準ずる。

(3) 調査研究の実施

「<県が実施する対策> 1 平時の対策 (3) 調査研究の実施」に準ずる。

(4) 危険物積載船舶等の対策

「<県が実施する対策> 1 平時の対策 (4) 危険物積載船舶等の対策」に準ずる。

2 事故等発生時の市町の措置

- ① 沿岸に漂着した流出油の除去・回収等活動及び連絡調整
- ② 災害情報の収集及び伝達
- ③ 住民に対する広報
- ④ 避難の勧告、指示及び誘導
- ⑤ 防災資機材の調達搬入
- ⑥ 他市町に対する応援要請
- ⑦ 県に対する自衛隊の派遣要請の要求
- ⑧ その他の災害の規模に応じた措置

3 消防本部の措置

- ① 災害情報の収集及び伝達
- ② 陸上での火気使用禁止措置
- ③ 流出油拡大防止の指示及び危険区域の設定
- ④ 人命救助及び負傷者等の救急搬送
- ⑤ 海上保安庁との連絡調整
- ⑥ その他の災害の規模に応じた措置

【市町地域防災計画記載検討項目】

<平時の対策>

- (1) 防災設備及び防災資機材等の整備
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 調査研究の実施
- (4) 危険物積載船舶等の対策
- (5) その他必要な事項

<事故等発生時の措置>

- (1) 流出油の除去・回収等活動及び連絡調整
- (2) 災害情報の収集及び伝達
- (3) 住民に対する広報
- (4) 避難の勧告、指示及び誘導
- (5) 防災資機材の調達搬入
- (6) 他市町に対する応援要請
- (7) 県に対する自衛隊の派遣要請の要求

(8) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 海上保安庁等の措置

- ① 災害情報の収集及び伝達
- ② 海上での消火及び火気使用禁止措置
- ③ 船舶の航行及び停泊禁止区域の設定及び警戒
- ④ 流出油の拡大防止措置
- ⑤ タンカーの船長がとるべき措置の指示
- ⑥ 流出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置
- ⑦ 危険区域内及びその付近の船舶に対する避難、立ち退き及び航行の制限又は禁止措置
- ⑧ 消防本部との連絡調整
- ⑨ 人命救助及び負傷者等の救急搬送
- ⑩ 協議会に対する協力要請
- ⑪ 自衛隊の災害派遣要請
- ⑫ その他の災害の規模に応じた措置

2 その他の防災関係機関の措置

自らの所管する防災対策を講ずるとともに、関係機関の応急対策に協力する。

■原因者等が実施する対策

1 発災事業所、船舶等の措置

- ① 防災関係機関への通報及び連絡要員の配置
- ② 流出源の閉止及び拡大防止措置
- ③ 火気使用禁止措置
- ④ 事業所内での危険区域の設定
- ⑤ 住民に対する広報活動
- ⑥ 流出油の回収措置
- ⑦ 周辺事業所、他の事業所への通報及び協力要請
- ⑧ その他の災害の規模に応じた措置

第4節 原子力災害対策 (事故3)

【主担当部】：防災対策部

第1項 活動方針

- 本県は県内に原子力発電所又は原子炉施設（以下、「原子力発電所等」という。）は立地しておらず、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone・原子力施設から概ね半径5km）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone・原子力施設から概ね半径30km）にも含まれていない。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散状況を考慮すると、県境から概ね70kmの位置にある関西電力株式会社美浜原子力発電所や概ね100kmの位置にある中部電力株式会社浜岡原子力発電所を始めとする福井県及び静岡県内の原子力発電所等において、原子力緊急事態が発生した場合に備えて対処できる体制を整備することが必要である。
- 今後も、国による原子力災害対策指針の見直し等の動向を注視し、随時、本対策の見直しを行なうこととする。

第2項 事故等発生時の主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
災害情報の収集・伝達・広報	防災対策部	【発災1時間以内】 発災後速やかに	原子力施設の災害情報 （国・原子力事業者・関係都道府県等）
環境放射能モニタリングの実施	防災対策部 健康福祉部	【発災1時間以内】 発災後速やかに	モニタリング情報（国・原子力事業者・関係都道府県等）
防護措置	防災対策部 健康福祉部 環境生活部 農林水産部	モニタリング等の情報により防護措置が必要となった時	モニタリング情報（国・原子力事業者・関係都道府県・健康福祉部）
放射性物質における環境汚染への対処	関係各部	放射性物質による環境汚染が発生した時	モニタリング情報（国・原子力事業者・関係都道府県・健康福祉部）
県外からの避難受入	防災対策部	避難受入れ要請を受けた時	避難受入れ要請（関係都道府県・国）
風評被害等の軽減	農林水産部 雇用経済部	風評被害等の影響が预见される時	モニタリング情報（国・原子力事業者・関係都道府県・健康福祉部）
心身の健康相談等の実施	健康福祉部	県民に健康不安等が生じた時	モニタリング情報（国・原子力事業者・関係都道府県・健康福祉部）

第3項 対策

■県が実施する対策

1 災害情報の収集・伝達・広報（防災対策部）

県は事前に、国、原子力事業者又は放射性物質取扱事業者、気象台、原子力発電所が所在する県（以下「所在県」という。）及び隣接県等と情報収集、情報交換を行えるよう、次に掲げる体制等を整備し、対策を実施する。また、収集した情報は、必要に応じて関係市町、関係防災機関及び県民等へ周知伝達する。

なお、県は災害の状況に応じて災害応急対策を円滑に実施するために必要があると認める場合には、県災害対策本部を設置し、必要な措置を実施する。

(1) 原子力事業者との連絡体制

県は、周辺県にある原子力事業者との間に整備した情報連絡体制に基づき情報収集を行う。

(2) 三重県原子力災害対策アドバイザー

県は必要に応じて、三重県原子力災害対策アドバイザーへ協力を依頼し、専門的、技術的立場からの助言等を求める。

2 環境放射能モニタリングの実施（防災対策部・健康福祉部）

県は、平時においては環境放射能水準調査による大気中の環境放射線モニタリングを実施し、緊急時における影響評価に用いるための比較データを収集蓄積するとともに、その結果について公表を行う。

緊急時において、国及び原子力事業者等が実施したモニタリング結果を収集するとともに、環境放射能調査におけるモニタリングを強化し、その調査結果を関係機関、関係市町等に連絡し、あわせて県民等に情報提供する。

3 防護措置

(1) 屋内退避、避難等（防災対策部・健康福祉部）

県は、モニタリング結果や国の指導・助言、指示に基づき、必要に応じて、屋内退避や避難に関する情報を警察、関係市町等と連携し、県民等へ多様な媒体を活用し提供するとともに関係市町等に対する活動支援を行う。

また、屋内退避や避難の防護措置と安定ヨウ素剤との併用の在り方について検討する。

(2) スクリーニング及び除染（防災対策部・健康福祉部）

県は、住民に放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が生じた場合に備え、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設等との協力体制を検討し、被ばく及び汚染が生じた場合には、原子力災害対策指針に基づき、国及び原子力事業者の指示等の下、市町と連携し、スクリーニング及び除染を行う。

(3) 水道水・食品の摂取制限等（健康福祉部・環境生活部・農林水産部）

県は、モニタリングの結果及び国からの指示等により、必要に応じて、水道水・食品・農林水産物中の放射性核種濃度測定を行えるよう体制を整えるとともに、基準値を超えている場合、水道水については水道事業者と連携して飲用の中止及び給水の確保等の対応、食品については食品の廃棄・回収、農林水産物については出荷制限や出荷自粛要請等、必要な措置をとる。

4 放射性物質における環境汚染への対処（関係各部）

県はモニタリング等により基準を超える空間放射線量が確認され、県民の被ばくを低減する必

要がある場合について、放射性物質による環境汚染への必要な対策を検討する。

5 県外からの避難受入（防災対策部）

県は、県内の避難所を平時から把握し、原子力災害により県境を越える避難者が発生した都道府県から協議を受けたときは、市町に対し、避難所の開設を要請し、その配分調整を実施するとともに、県の有する施設を一時的な避難所として提供する。

6 風評被害等の軽減（農林水産部・雇用経済部）

県は、原子力災害による風評被害の未然防止及び影響を軽減するため、市町と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業・地場産業の産品、工業品等の適切な流通等の確保及び観光客の減少防止のための広報活動を行う。

7 心身の健康相談等の実施（健康福祉部）

県は、住民の健康不安解消や住民が被ばくした際のために、原子力災害対策指針等に基づき、国及び市町とともに、県民等に対する心身の健康相談を実施し、必要に応じ健康調査を行う。

■市町が実施する対策

1 災害情報の収集・伝達・広報

県と情報交換を密にし、入手した情報については必要に応じて、県と協力し、住民及び関係機関へ周知する。

2 防護措置

(1) 屋内退避・避難誘導等

国の指導・助言、指示又は県からの情報に基づき、必要に応じて、県及び警察と連携し、住民へ多様な媒体を活用し屋内退避に関する情報提供又は避難所への避難誘導等の活動を行う。

(2) スクリーニング及び除染

被ばく及び汚染が生じた場合には、原子力災害対策指針に基づき、国及び原子力事業者の指示等の下、県と連携し、スクリーニング及び除染を行う。

(3) 水道水・食品の摂取制限等

県及び国からの指示等により、基準値を超える水道水・食品・農林水産物について、必要な措置をとる。

3 放射性物質における環境汚染への対処

放射性物質による環境汚染に対して、住民の被ばくを低減する必要がある場合について、必要な対策を検討する。

4 県外からの避難受入

県外から原子力災害等により県境を越える避難者の受入要請があった際には、保有する施設を避難所として設置する。

5 風評被害等の軽減

県と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止及び影響を軽減するため、農林漁業・地場産業の産品、工業品等の適切な流通等の確保及び観光客の減少防止のための広報活動を行う。

6 心身の健康相談等の実施

住民の健康不安解消や住民が被ばくした際のために、原子力災害対策指針等に基づき、国及び県とともに、住民等に対する心身の健康相談を実施し、必要に応じ健康調査を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 災害情報の収集・伝達・広報
- (2) 防護措置
- (3) 放射性物質における環境汚染への対処
- (4) 県外からの避難受入
- (5) 風評被害等の軽減
- (6) 心身の健康相談等の実施
- (7) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 津地方気象台の対策

津地方気象台は、原子力災害発生時には、原子力発電所等から放出された放射性物質の動きを予測するため、県へ周辺府県の気象状況を提供する。

第2章 火災対策

第1節 大規模火災の対策(事6)

【主担当部】：防災対策部

第1項 活動方針

- 大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救援活動や避難誘導等の応急対策の整備を着実に進める。

第2項 事故等発生時の主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
情報の収集・連絡調整	防災対策部	【発災後1時間以内】 大規模火災発生後速やかに	火災発生状況 (消防機関、市町)
消防活動	防災対策部	【発災後3時間以内】 応援が必要と認められるとき	火災発生状況 (消防機関、市町)
救急活動	健康福祉部 防災対策部	【発災後3時間以内】 救急患者の転院搬送等が必要なとき	救急患者の状況(医療機関等)
資機材の調達等	防災対策部	【発災後6時間以内】 要請があり次第	資機材等確保要請 (市町)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 災害予防

(1) 災害に強いまちづくり(県土整備部)

県は、次により、大規模な火事災害の拡大を防ぎ、又は被害を軽減できる災害に強いまちづくりを推進する。

- ① 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地など骨格的な都市基盤施設及び防災街区の整備
- ② 老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整備事業の実施

- ③ 市街地再開発事業等による市街地の面的な整備
- ④ 水面・緑地帯の計画的確保
- ⑤ 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備
- ⑥ 防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導

また、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

(2) 火災に対する建築物の安全化（県土整備部、防災対策部）

① 消防用設備等の整備、維持管理

建築物等について、法令に適合したスプリンクラー整備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を指導する。

② 建築物の防火管理体制

建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るよう指導する。

③ 建築物の安全対策の推進

不特定多数の者が利用する建築物等の所有者又は管理者に対し、避難経路の確保、防火設備・排煙設備・非常用照明等の適正な維持管理など、防火・避難対策に関する措置の重要性について、防災査察時等に周知を図る。

(3) 消防力の強化（防災対策部）

① 公設消防力の強化

次により市町の消防力の強化に努める。

ア 消防組織の整備充実

「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に沿って消防組織の整備充実を図る。

また、消防団員の数は減少傾向にあるので、これを補充強化するための消防団確保対策を立てるほか、教育訓練機会を拡充し資質の向上を図り、青年・女性層の参加を促進するなど消防団組織の活性化を推進する。

イ 消防学校の整備並びに消防教育訓練の充実

ウ 消防施設の整備充実

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に沿って、消防機械器具、消防水

利施設等の整備充実を図る

② 自衛消防力の強化育成

消防機関を通じて、防火対象物（消防法第8条に規定するもの）の関係者に対し、防火管理者制度の徹底とともに、火災に対する初期消防体制の万全を期するため、自衛消防組織の確立と消防用設備等の充実を図るものとする。

(4) 防災知識の普及（防災対策部）

① 火災予防運動の実施

県民に火災予防思想と具体的な予備知識を浸透させるため、県内一斉に県と市町が中心となり、関係機関団体の協力のもとに、春秋2回火災予防運動を実施する。

② 住宅防火対策の推進

一般住宅等における火災の未然防止及び火災による被害の軽減を図るため、三重県住宅防火対策推進協議会を通じ、消防本部等が中心となり、住宅用火災報知器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断の実施、火気の取扱い指導、住宅防火啓発活動等の住宅防火対策を推進する。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

(1) 情報の収集・連絡調整（防災対策部、警察本部）

ア 県は、知事が必要と認めるときは、県災対本部を設置し、市町、消防本部、警察本部等防災関係機関から災害情報を収集し、伝達及び総合調整を行う。

必要に応じ、防災ヘリコプター等による災害状況の確認を行う。

イ 県警察本部は、ヘリコプターテレビシステムにより撮影した現場の映像を県災害対策本部室に配信するものとする。

ウ 県外からの消防機関も含めた応援部隊の効果的な投入や最重要防御地域の選定等について、消防庁をはじめとした防災関係機関との総合調整を行う。

エ 消防法第22条第1項の規定により津地方気象台から通報される火災気象通報を防災行政無線等により市町長等に通報する。

(2) 消防活動（防災対策部）

ア 被災市町の長又は消防組合管理者が実施する消防活動の状況により、他市町の応援を必要と認める場合には、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、他市町に対し県内消防相互応援隊の編成・応援出動を要請する。

被災市町の長又は消防組合管理者から応援要請があった場合でも同様とする。

イ 災害の状況により特に必要があると認める場合には、消防組織法第44条に基づき消防庁長官を通じ、他府県に対し応援を要請する。その手続きは、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」によるものとし、県は消防応援活動調整本部を設置する。

ウ 空中消火を実施するにあたり、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、第4部第1章第3節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に規定する基準に準ずるものとする。

エ 空中消火を実施するにあたり、他の都道府県等の所有の消防・防災ヘリによる広域航空消防応援を要請することができる。

応援を要請する場合は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」(三重県地域防災計画添付資料参照)による手続により行う。

(3) 救急活動(健康福祉部、防災対策部)

ア 被災状況の早期の把握及び災害医療コーディネーターをはじめとする関係機関との総合調整を行う。

救急患者の受入体制や高度な医療が必要な患者の転院搬送等について、医療機関、運輸業者等との総合調整を行う。

市町等からの要請により、重篤患者の緊急搬送及び遠隔地搬送が必要な場合は、ヘリコプターを活用する。

イ 他の医療関係機関等の応援を必要と認める場合には、応援協定に基づき県内市町及び他府県市に対し応援出動を要請する。

(4) 資機材の調達等(防災対策部)

ア 消火・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとするが、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備に努める。

イ 必要に応じて、民間からの協力等により、消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行うものとする。

■市町が実施する対策

1 災害予防

(1) 災害に強いまちづくり

「<県が実施する対策> 1 (1) 災害に強いまちづくり」に準ずる。

(2) 火災に対する建築物の安全化

「<県が実施する対策> 1 (2) 火災に対する建築物の安全化」に準ずる。

(3) 消防力の強化

「<県が実施する対策> 1 (3) 消防力の強化」に準ずる。

(4) 防災知識の普及

① 火災予防運動の実施

「<県が実施する対策> 1 (4) ① 火災予防運動の実施」に準ずる。

② 住宅防火対策の推進

「<県が実施する対策> 1 (4) ② 住宅防火対策の推進」に準ずる。

③ 立入検査の強化

市町、消防機関は、常に当該区域内の防火対象物並びに地域の環境の変化を把握しておくとともに、地域別又は用途別に応じて計画的に立入検査を行うものとする。

また、防火対象物の消防設備等の設置又は管理に不備が認められる施設に対しては、改善指導を強力に行うものとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

(1) 情報の収集・伝達

ア 市町は、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、通信体制の拡充・多次元化を図るとともに、非常時の電源等を確保しておく。

イ 火災警報の発表

市町長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発することができ、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとるものとする。

(2) 消防活動

ア 市町の地域内に火災等による災害が発生した場合における消防活動は、当該市町の長又は消防組合管理者が主体となり消防機関を動員して実施するものとする。

なお、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定により応援出動を要請するなど必要な措置を講ずることとする。

イ 被災市町の長又は消防組合管理者は、消防活動の主体として、管内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、出火防止、初期消火活動の徹底を期すよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

ウ 被災市町の長又は消防組合管理者は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第39条及び第44条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

エ 被災市町の長又は消防組合管理者は、近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合に、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内消防相互応援隊の応援出動を県に対し、要請する。

また、市町は、県からの要請があった場合に、県内消防相互応援隊を編成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図る。

オ あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

カ 被災市町の長又は消防組合管理者は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を

要請する。

また、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

(3) 救急活動

ア 被災市町等は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

イ 被災市町の長又は消防組合管理者は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合に、消防活動と同様に協定に基づき、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

(ア) あらかじめ消防相互応援協定締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

(イ) 被災市町の長又は消防組合管理者は、近隣市町の応援のみでは対応できないほど多数の傷病者が発生した場合には県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内相互応援隊の応援出動を要請する。

ウ 市町及び消防組合は、平常時において、住民に対し、応急手当の普及啓発を推進するとともに、救急救命士の育成及び医師の指示のもとに特定行為を行うことができる認定救急救命士の要請等救急搬送体制の強化を図る。

(4) 避難措置

ア 発災時には、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。

イ 市町は、必要な応じて避難所を開設する。

(5) 資機材の調達等

「<県が実施する対策> 2 (4) 資機材の調達等」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

<災害予防>

- (1) 災害に強いまちづくり
- (2) 火災に対する建築物の安全化
- (3) 消防力の強化
- (4) 防災知識の普及
- (5) その他必要な事項

<迅速かつ円滑な災害応急対策>

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 消防活動
- (3) 救急活動
- (4) 避難措置
- (5) 資機材の調達等
- (6) その他必要な事項

■ その他の防災関係機関が実施する対策

1 災害予防

「＜県が実施する対策＞ 1 災害予防」に準ずる。

■ 住民が実施する対策

1 消防活動

(1) 初期消火活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、消防本部の消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

2 救急活動

(1) 初期救急活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。

第2節 林野火災の対策(事故7)

【主担当部】：防災対策部

第1項 活動方針

- 火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災による被害を防止するとともに、林野火災が発生した場合はその軽減を図る。

第2項 事故等発生時の主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
消防活動	防災対策部	【発災後3時間以内】 応援が必要と認められるとき	火災発生状況 (消防機関、市町)
林野火災空中消火活動	防災対策部	【発災後3時間以内】 空中消火活動が必要と認められるとき	火災発生状況 (消防機関、市町)
救急活動	健康福祉部 防災対策部	【発災後3時間以内】 救急患者の転院搬送等が必要 なとき	救急患者の状況(医療 機関等)
資機材の調達等	防災対策部	【発災後6時間以内】 要請があり次第	資機材等確保要請 (市町)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■県が実施する対策

1 災害予防

(1) 林野火災に強い地域づくり

ア 林野火災特別地区対策事業の推進(防災対策部)

市町が随時見直しを行う林野火災特別地域対策事業の実施計画について、山村振興計画、過疎自立促進計画、市町総合計画等各種計画と整合を保ちながら、当実施計画に基づき林野用消防施設資機材の整備等を図るように協議を行う。

イ 防火機能を有する林道、森林の整備(農林水産部)

林野火災発生時における消火活動を容易にするため、林道及び作業道の整備に積極的に取り組むものとする。

ウ 監視体制の確立(農林水産部)

林野火災予防のため、林業普及指導員、県行造林管理巡視員等による火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努める。特に、火災警報発令中時においては、市町火災予防条例の定めるところにより、市町及び林野の所有（管理）者は、火の使用制限を徹底するなど万全の対策を推進するものとする。

エ 森林所有者（管理者）への指導（農林水産部）

林野火災予防のため、森林所有（管理）者に対し、次の事項について指導を行うものとする。

- (ア) 防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入
- (イ) 自然水利の活用等による防火用水の確保
- (ウ) 事業地の防火措置の明確化
- (エ) 火入れにあたっては、森林法に基づく条例等による許可のほか消防機関との連絡体制の確立
- (オ) 火災多発期（12月～3月）における見巡りの強化
- (カ) 林野火災対策用機材の整備

(2) 公設消防力の強化（防災対策部）

「第1節 大規模火災の対策 <県が実施する対策> (3) ① 公設消防力の強化」に準ずる。

(3) 空中消火用資機材の整備及び運用（防災対策部）

空中消火用機材の整備を行い、三重県防災資機材備蓄センター（三重県消防学校内）、三重県備蓄倉庫（津市東古河町36）及び尾鷲市倉庫に保管し、「三重県林野火災対策等資機材管理運用要綱」に基づき市町等へ貸出し、林野火災に万全を期する。

(4) 防災知識の普及・啓発等（防災対策部、農林水産部）

ア 防災知識の普及・啓発

関係機関の強力を得て、一般住民に対し、「山火事予防週間」等の行事を通じて森林愛護並びに防災思想の普及活動を図るものとする。

また、登山、遊山、狩猟等の入山者のたばこ等の不始末による火災を防止するため、森林火災表示板を設置するなどにより、火の取扱いのマナーなど林野火災予防のための防災知識の普及・啓発を図る。

イ 防災訓練の実施

県は、消防本部、市町、林業関係団体関係機関が相互に連携した防火訓練の実施を検討する。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

(1) 消防活動（防災対策部）

- ① 県は、知事が必要と認めるときは、県災対本部を設置し、市町、消防本部、警察本部等防災関係機関から災害情報を収集し、伝達及び総合調整を行う。

- (ア) 必要に応じ、ヘリコプターによる災害状況の確認を行う。
 - (イ) 県外からの消防機関も含めた応援部隊の効果的な投入や最重要防御地域の選定等について、消防庁をはじめとした防災関係機関との総合調整を行う。
 - ② 被災市町が実施する消防活動の状況により、他市町の応援を必要と認める場合には、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、他市町に対し県内消防相互応援隊の編成・応援出動を指示する。
 - (ア) 被災市町から応援要請があった場合でも同様とする。
 - (イ) 必要に応じ、ヘリコプターによる可能な限りの消防活動の支援を行う。
 - ③ 災害の状況により特に必要があると認める場合には、消防組織法第44条に基づき消防庁長官を通じ、他府県に対し応援を要請する。その手続きは、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」によるものとし、県災対本部内に消防応援活動調整本部を設置する。
 - ④ 消防法第22条第1項の規定により津地方气象台から通報される火災気象通報を防災行政無線等により市町長等に通報する。
- (2) **林野火災空中消火活動（防災対策部）**

県の森林面積は、全体の約64%となっており、ひとたび火災が発生すると、地理的条件等によって、従来の地上消火活動は極めて困難であると予想されることから、迅速的確な消火活動を実施し、貴重な森林資源を守るため、本計画により空中消火活動を行うこととする。

① **空中消火等の概要**

本計画でいう空中消火とは、ヘリコプターにより空中から火点又はその近傍に水又は、消火剤水を散布し消火を行う作業のほか、現場指揮本部、空中消火基地及び火災現場の作業を含めた作業をいう。

(ア) **現場指揮本部**

空中消火を効果的に実施するため消火計画を作成し、空中と地上との連携を図り、統一的な指揮を行う。

(イ) **空中消火基地**

消火薬剤準備場所、ヘリポート（離着陸場所）、飛行準備場所（燃料集積所を含む。）からなり、空中活動の拠点となる。

(ウ) **空中消火用資機材等**

i **三重県防災ヘリコプターの資機材**

(i) **消火タンク（アイソレーヤー）**

防災ヘリコプターの機体胴体下部面にドロップタンク（1300リットル）を取り付け、河川、湖等から給水、又は地上で水を補給し散水する。

(ii) **消火バケツ（バンビバケツ）**

消火バケツ（910リットル、2台）を防災ヘリコプターのカーゴフックに

吊り下げ、火災発生時に河川・湖、海等で給水を行い散水する。

ii 中型ヘリコプターの資機材

(i) 水のう

ヘリコプターの機体下部に懸吊して、消火薬剤を散布する。

(ii) 組立水槽

ナイロンターポリン製で、消火薬液調整の際の混合・貯水槽として使用する。

(iii) 混合機

水に消火薬剤、増粘剤、着色剤を混合・溶解して所定の濃度と粘度をもつ消火薬液を作る。

(iv) 消火薬剤等

水と消火薬剤等を混合攪拌する。

(エ) 空中消火法

空中消火法には、直接消火法と間接消火法の2種類がある。

i 直接消火法…火線に沿って飛行し、火点に直接水または消火薬液を散布して消火する方法で主として火勢の弱い初期消火、飛火消火、残火処理等及び人命、家屋等に危険が迫った場合に用いる。

ii 間接消火法…火線の前方に水または消火薬液を散布し、防火線を作り延焼防止を図る方法で空中消火法の主体となすものである。

② 空中消火の実施

(ア) 報告

県は、空中消火を実施した場合、消防庁応急対策室に電話（無線）で報告する。

報告事項

- i 林野火災の場所
- ii 林野火災焼失（損）面積
- iii 災害派遣を要請した市町名
- iv 災害派遣に要した航空機の機種と機数
- v 散布回数（機種別）
- vi 散布効果
- vii 地上支援の概要
- viii その他必要事項

③ 自衛隊の災害派遣要請（ヘリコプターの要請）

空中消火を実施するにあたり、林野火災が大規模化した場合など、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、次により実施する。

(ア) 災害派遣要請の基準

災害派遣要請の基準は、第4部 第1章 第3節「自衛隊及び海上保安庁への

災害派遣要請等」に規定する基準に準拠し、原則として次のいずれかに該当する場合とする。

- i 地形等の状況により、地上の消火活動が困難な場合
- ii 火災規模に対して、地上の消火能力が不足し、又は不足すると判断される場合
- iii 人命の危険、人家等への延焼又はその他重大な事態を避けるため、必要と認められる場合

(イ) 災害派遣要請の手続き

災害派遣要請の手続きは、第4部 第1章 第3節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」によるものとするが、林野火災においては、特に次の事項を明確にすること。

- i 空中消火基地の設置場所、その周辺の状況及び目標物
- ii 災害派遣要請市町の連絡場所及び連絡責任者名
- iii 資機材等の空輸の必要の有無
- iv 空中消火用資機材等の整備状況
- v その他空中消火を実施するにあたり、参考となるべき事項

エ 他府県等の消防・防災ヘリの派遣要請

空中消火を実施するにあたり、他の都道府県等所有の消防・防災ヘリによる広域航空消防応援を要請することができる。

応援を要請する場合は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（三重県地域防災計画添付資料参照）による手続により行う。

市町及び都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知ルートは、別図のとおりである。

(3) 救急活動（健康福祉部、防災対策部）

- ① 被災状況の早期の把握及び災害医療コーディネーターをはじめとする関係機関との総合調整を行う。

(ア) 救急患者の受入体制や高度な医療が必要な患者の転院搬送等について、医療機関等との総合調整を行う。

(イ) 市町等からの要請により、重篤患者の緊急搬送及び遠隔地搬送が必要な場合は、ヘリコプターを活用する。

- ② 他の医療関係機関等の応援を必要と認める場合には、応援協定に基づき県内市町及び他府県市に対し応援出動を要請する。

(4) 資機材の調達等（防災対策部）

- ① 消火・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

- ② 必要に応じて、民間からの協力等により、消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行うものとする。

■市町が実施する対策

1 災害予防

「<県が実施する対策> 1 災害予防」に準ずる。

なお、市町及び消防組合は、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、通信体制の拡充・多次元化を図るとともに、非常時の電源等を確保しておく。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

(1) 消防活動

① 消防活動

市町の地域内に火災等による災害が発生した場合における消防活動は、当該市町又は消防組合が主体となり消防機関を動員して実施するものとする。

なお、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定により応援出動を要請するなど必要な措置を講ずることとする。

被災市町の長又は消防組合管理者は、消防活動の主体として、管内で林野火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、出火防止、初期消火活動の徹底を期すよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

② 近隣市町への応援要請

被災市町の長又は消防組合管理者は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第39条及び第44条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

被災市町の長又は消防組合管理者は、近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合に、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内消防相互応援隊の応援出動を県に対し要請する。

また、市町又は消防組合は、県からの要請があった場合に、県内消防相互応援隊を編成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図る。

あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

③ 緊急消防援助隊の応援要請

被災市町の長又は消防組合管理者は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

また、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

④ 火災警報の発表

市町長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発することができ、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとるものとする。

(2) 林野火災空中消火活動

① 空中消火の実施

市町長等は、市町地域防災計画等に定める組織及びこれに準ずる組織を設置するとともに、次の措置を講じるものとする。

ア 初動体制

(ア) 災害情報等の報告

市町長等は、市町地域防災計画等の定めるところにより災害情報等を報告する。

(イ) 空中消火基地の選定及び設定

空中消火基地の選定にあたっては、火災現場に近く、資機材等輸送のため大型車両等の進入が容易であり、100トン以上の水源を有し、毎分1トンの取水が可能な平坦な場所を選定する。

空中消火基地のうち、離着陸場所（ヘリポート）の設定については、第 章 第 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める所要の措置をとる。

(ウ) 火災現場付近の状況把握

- a 空中消火を効果的に実施するため、風向、風速等の状況を把握しておくこと。
- b 危険防止のため、ヘリコプターが活動する区域の障害物の有無を把握しておくこと。

(エ) 資機材の確保

他の自治体、関係機関の保存状況を掌握し、補給できる体制を整えておく。

また、使用可能な消火機材及び消火剤数量並びにこれらの保管場所を把握しておく。

(オ) 輸送手段等の確立

資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立しておく。

また、陸上輸送の場合は、必要に応じて警察署と連絡をとり、先導等の措置をとる。

② 空中消火活動

(ア) 現場指揮本部における任務

- a 情報の総括…空中偵察用航空機、空中消火用航空機、各消防団その他関係機関からの情報収集と総括を行う。
- b 空中・地上各消火隊の活動統制…消火活動が有機的に実施できるよう消火

計画を作成し関係機関との連絡調整を行う。

(イ) 作業手順及び作業内容

消火薬剤の調合、作業手順等、関係機関と事前打合せを行い消火活動をする。

③ 派遣要請

(ア) 県防災ヘリコプターの派遣要請

市町長等は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれのあるときは、県防災ヘリコプターの応援を要請することができる。

応援を要請する場合は「第4部 第2章 第5節 ヘリコプターの活用」の手続により行う。

④ 報 告

市町は、空中消火を実施した場合、速やかにその概要を県（災害対策課）に報告する。

報告事項

(ア) 林野火災の場所

(イ) 林野火災焼失（損）面積

(ウ) 災害派遣を要請した市町名

(エ) 災害派遣に要した航空機の機種と機数

(オ) 散布回数（機種別）

(カ) 散布効果

(キ) 地上支援の概要

(ク) その他必要事項

(3) 救急活動

① 被災市町の長又は消防組合管理者は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

② 被災市町の長又は消防組合管理者は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合に、消防活動と同様に協定に基づき、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

(ア) あらかじめ消防相互応援協定締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

(イ) 被災市町の長又は消防組合管理者は、近隣市町の応援のみでは対応できないほど多数の傷病者が発生した場合には県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内相互応援隊の応援出動を県に対し要請する。

③ 市町は、平常時において、住民に対し、応急手当の普及啓発を推進するとともに、救急救命士の育成及び医師の指示のもとに特定行為を行うことができる救急搬送体

制の強化を図る。

(4) 資機材の調達等

「<県が実施する対策> 2 迅速かつ円滑な災害応急対策 (4) 資機材の調達等」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

<災害予防>

- (1) 火災予防
- (2) その他必要な事項

<迅速かつ円滑な災害応急対策>

- (1) 消防活動
- (2) 林野火災空中消火活動
- (3) 救急活動
- (4) 資機材の調達等
- (5) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 林野火災空中消火活動（自衛隊）

「<県が実施する対策> 2 迅速かつ円滑な災害応急対策 (2) 林野火災空中消火活動」に準ずる。

■住民が実施する対策

1 消防活動

(1) 初期消火活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、消防本部の消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

2 救急活動

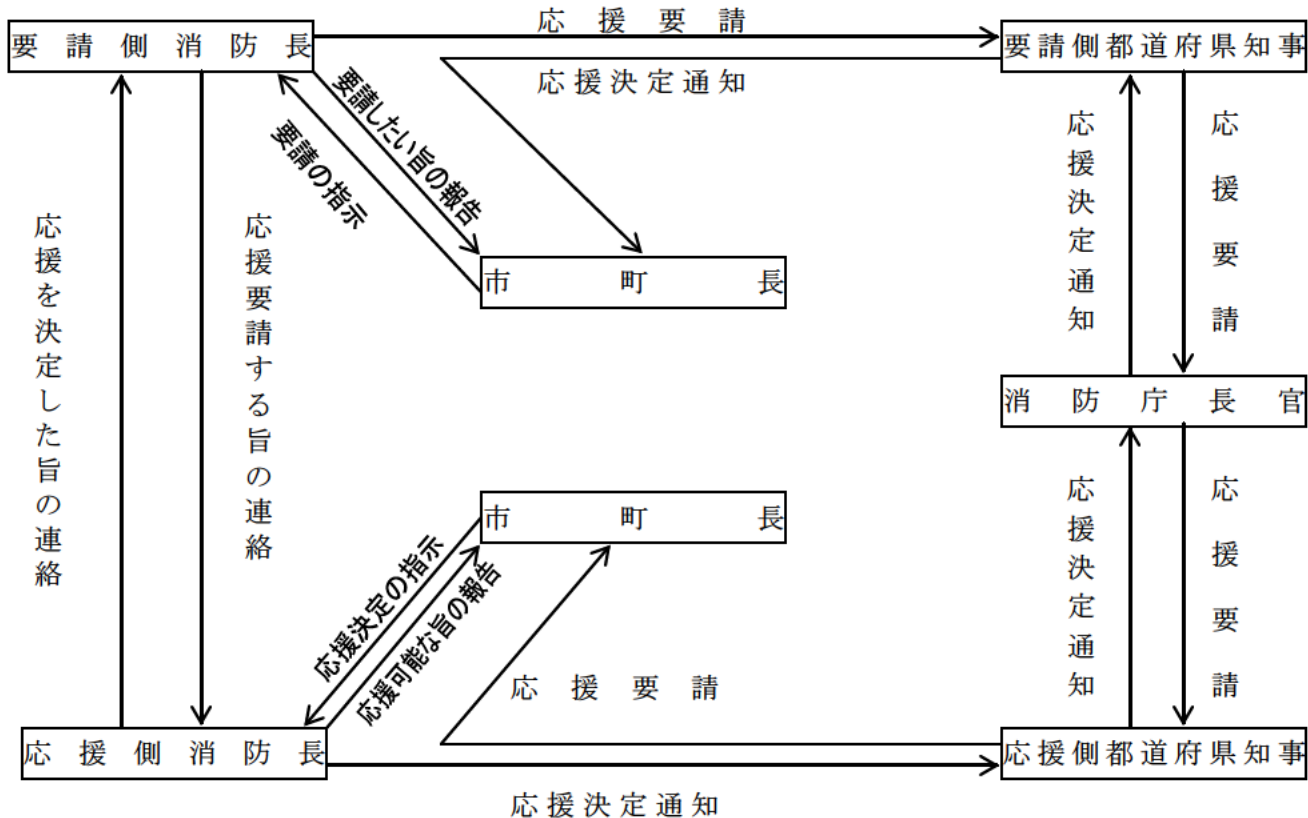
(1) 初期救急活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。

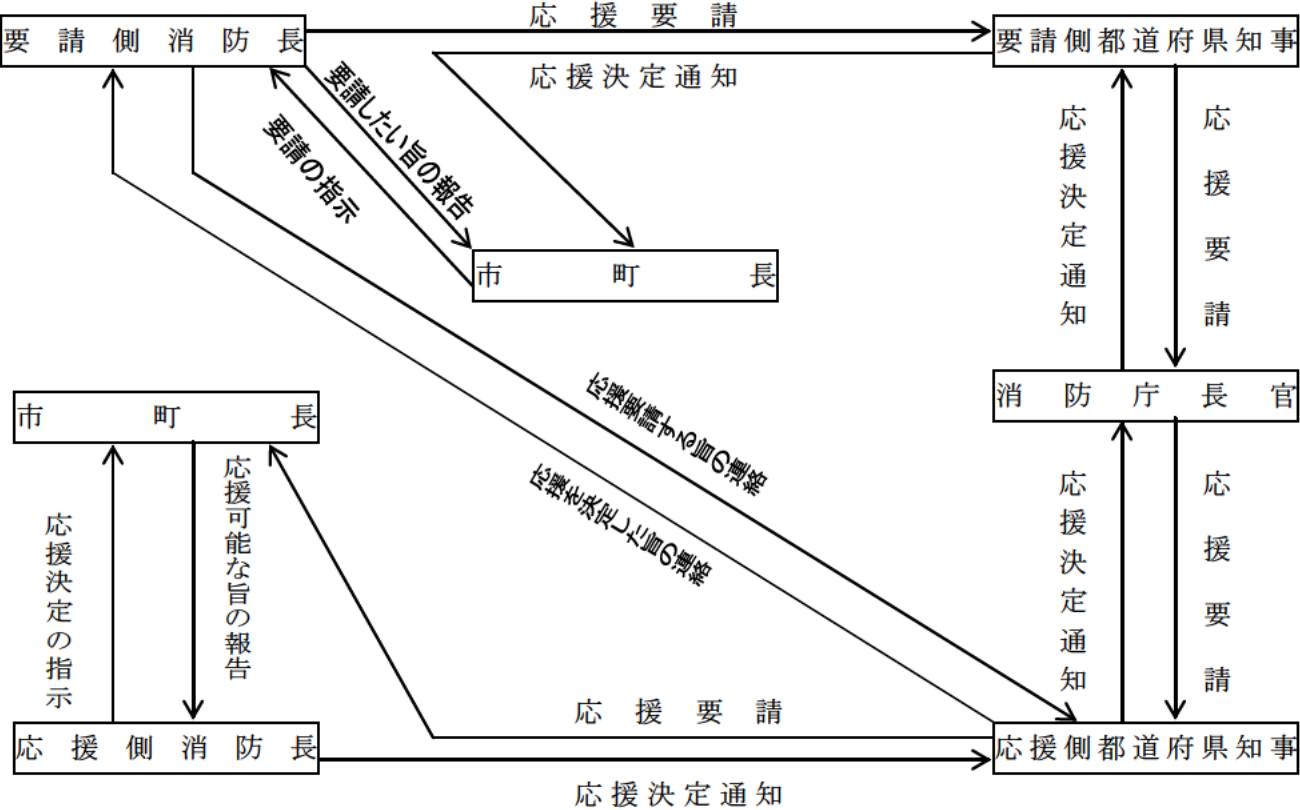
3 林野火災空中消火活動

[別図] 広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート

(1) 市町がへりを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知



(2) 都道府県がへりを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知
(参考) 要網第8項の手続き



4 県林野火災対策等資機材管理運用

林野火災等の対策用として県が備蓄している資機材の管理並びに市町等関係機関が使用する場合は次の運用要網によるものとする。

(参考資料)

三重県地域防災計画添付資料 各部目次

【第1部】 地勢及び気象編

第1章 三重県の地勢と気象

第1節	地形・地質	1
第2節	地域別地質構造	1
第3節	地盤	3
第4節	気象の概況	6
第5節	気象災害	12
第6節	地震と津波	21
第7節	地震の基礎知識（地震・津波と大規模地震の予知）	23
第8節	三重県における主な災害状況	57
第1項	三重県に被害を及ぼした主な既往地震	57
第2項	三重県に被害を及ぼした主な既往津波	59
第3項	三重県における戦後の主な災害状況	61
第9節	震災に関する調査	77

【第2部】 災害予防編

第1章 防災上注意すべき自然的条件

第1節	山崩れ・がけ崩れ注意箇所	1
第1項	山腹崩壊危険地区	1
第2項	崩壊土砂流出危険地区	60
第2節	砂防指定地内の溪流	118
第3節	急傾斜地崩壊危険箇所	141
第4節	地すべり危険箇所	274
第5節	土石流危険溪流	279
第6節	土砂災害警戒区域	332
第7節	防災重点ため池	378

第2章 防災上注意すべき社会的条件

第1節	道路防災総点検要対策箇所のうち未対策箇所	391
第2節	道路冠水想定箇所	400
第3節	都市ガス施設の状況	404
第4節	三重県高圧ガス防災事業所一覧	406
第5節	放射性物質関係施設等一覧表	408

【第3部】 発災後対策編

第1章 三重県災害対策本部運営要領

第1節	総則	1
第2節	三重県災害対策本部の組織及び所掌事務	1
第3節	三重県の配備体制	25
第4節	三重県災害対策本部の活動等	27
第5節	災害情報の収集	31
第6節	情報の伝達	35
第7節	災害広報	44
第8節	非常通信系統図	46
第9節	その他	56
第10節	防災関係機関及び連絡窓口	110

第2章 災害対策本部設置施設

第1節	県庁舎	122
第2節	県有広域防災拠点施設	122
第3節	市町庁舎	122

第3章 各種防災資機材

第1節	広域防災拠点資機材備蓄状況	124
第2節	化学消火薬剤保有現況	125
第3節	林野火災対策備蓄資機材	128
第4節	孤立地域対策用資機材	130
第5節	応急給水用車両及び資機材（県、市町保有分）	130
第6節	応急排水用資機材	133

第4章 防災施設及び設備

第1節	災害医療センター（災害拠点病院）	134
第2節	災害医療支援病院	134
第3節	救急告示医療機関	135
第4節	応急給水拠点	137
第5節	ごみ、し尿処理施設現況と運搬車両	138

第5章 物資の備蓄と調達

第1節	米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）	139
第2節	災害時又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡実施要領	144
第3節	主食	149
第4節	災害救助法による備蓄資材	150

第5節	輸血用血液製剤の備蓄所	150
第6節	医薬品、衛生材料等供給機関	150
第6章 物資人員輸送		
第1節	地区別確保車両数	154
第2節	海上物資輸送	154
第3節	海上人員輸送	155
第4節	航空機及び艦艇の輸送力の基準	155
第5節	ヘリコプターによる災害派遣とヘリコプター離着陸場の選定取扱	157
第6節	公共建物識別番号一覧表	159
第7節	緊急輸送道路一覧表	196
第7章 要員の確保		
第1節	日本赤十字社三重県支部奉仕団	206
第2節	災害対策用技術要員	207
第3節	市町災害対策技術要員	209

【第4部】 関係法令・要綱・要領・協定・覚書等編

第1章 関係法令等

1	三重県防災会議条例	1
2	三重県防災会議運営要領	1
3	三重県防災会議委員、幹事及び専門委員	3
4	三重県防災会議救急医療部会運営要領	3
5	三重県防災会議防災計画部会運営要領	3
6	三重県災害対策本部に関する条例	8
7	三重県災害対策本部に関する条例施行規則	11
8	三重県地震災害警戒本部条例	15
9	三重県地震災害警戒本部運営要領	15
10	災害業務従事者に対する損害補償条例	47
11	災害業務従事者に対する損害補償条例施行規則	54
12	災害派遣手当支給条例	56

第2章 要綱・要領等

1	三重県防災対策会議設置要綱	57
2	三重県市町等防災対策連絡会議会則	60
3	自衛隊災害派遣及び撤収要請様式	62
4	三重県防災ヘリコプター運航管理要綱等	66
5	三重県防災ヘリコプター緊急運航要領	80
6	大規模特殊災害時における広域航空消防応援	90
7	災害救助法の適用基準	118
8	強制措置	120
9	三重 DMAT 運営要綱	124
10	三重県災害医療支援病院指定要綱	127
11	災害時備蓄医薬品等管理要領	129
12	三重県災害医療コーディネーター設置要領	148
13	建設機械無償貸付に関する取扱要領	150
14	三重県防災啓発車派遣要綱	151

第3章 各種協定・覚書等

1	災害応援に関する協定	159
2	三重県と三重ブロック協議会の災害時応援協定	188
3	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	190
4	三重県防災ヘリコプター応援協定	197

5	三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定	200
6	四県一市航空消防防災相互応援協定	205
7	災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定	208
8	高速道路におけるヘリコプターの運用に関する覚書	210
9	災害時等における相互協力に関する協定	215
10	災害時における緊急通行妨害車輛等の排除業務に関する協定	217
11	災害時における緊急交通路の確保等に係る警備業務に関する協定	219
12	大規模災害発生時等における放置車両等の道路障害物の除去活動に関する協定	221
13	災害時における交通安全施設の復旧対策に関する協定	222
14	大規模災害時における工事中区間の使用に関する覚書	224
15	地震災害等応急復旧用仮設橋に関する協定	225
16	災害時等における物資等の緊急輸送に関する協定（三重県トラック協会）	227
17	災害時等における物資等の緊急輸送に関する協定（赤帽三重県軽自動車運送協同組合）	229
18	災害時における緊急・救援輸送に関する協定書	231
19	船舶による輸送等に関する協定	235
20	旅客船による災害時の輸送等に関する協定	237
21	船舶による輸送等災害応急対策に関する協定書	239
22	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	243
23	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	245
24	災害時におけるLPガスの供給に関する協定	247
25	災害時における電気設備の応急対策に関する協定	249
26	災害時における放送協定	251
27	災害にかかる情報発信等に関する協定	257
28	アマチュア無線による災害時の情報収集等に関する協定	259
29	三重県における人工衛星を用いた防災利用実証実験に関する協定	261
30	中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る通報連絡に関する覚書	267
31	原子力発電所の異常時に関する情報連絡の運用について	268
32	原子炉施設の異常時に関する情報連絡の運用について	272
33	敦賀発電所の異常時に関する情報連絡の運用について	275
34	災害時における電気の保安に関する協定	278
35	防災への取り組みに関する協定	280
36	災害発生時における応援協力に関する協定	286
37	三重県と大学との災害対策相互協力協定	289
38	災害時におけるテント、シート等のあっせん・供給に関する協定	301

39	災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定	303
40	災害時におけるコンクリートポンプ車等の活用に関する協定	305
41	三重県と Civic Force（シビックフォース）との災害時等における相互協力協定	307
42	災害時における隊友会の協力に関する協定	308
43	三重県と一般財団法人三重県友の会の災害時支援協定	310
44	災害時における法律相談業務に関する協定	312
45	三重県と株式会社百五銀行との防災協力に関する協定書	314
46	三重県と三重県信用金庫協会との防災協力に関する協定書	316
47	帰宅困難者支援に関する協定	318
48	災害ボランティア活動の支援に関する協定	327
49	「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営に関する協定	329
50	災害時の外国人住民支援にかかる協定	331
51	災害救助法により知事の行う医療等を日本赤十字社三重県支部に委託する契約書	334
52	災害時の医療救護に関する協定（三重県医師会）	337
53	災害時の医療救護に関する協定（三重県看護協会）	350
54	災害時の歯科医療救護に関する協定	360
55	三重 DMAT の派遣に関する協定書	373
56	災害時における医薬品等の調達に関する協定	388
57	災害時における衛生材料等の調達に関する協定書	397
58	災害時の医療救護活動に関する協定	399
59	災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定	405
60	災害時における動物救護活動に関する協定書	412
61	災害時の柔道整復救護活動に関する協定	417
62	災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定	420
63	災害時における被災住宅の応急修理に関する協定	423
64	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	424
65	災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書	429
66	災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定	432
67	生活必需物資等の調達に関する協定	434
68	救助用副食等の調達に関する協定	457
69	三重県災害等廃棄物処理応援協定	459
70	災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定	469
71	災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定	473
72	地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定書	475

73	水道災害に関する応援協定・覚書	477
74	工業用水道災害相互応援に関する協定	490
75	震災時等における水質検査機器の相互利用に関する協定書	501
76	災害時における下水道施設の復旧支援に関する協定	503
77	地震・津波・風水害等の緊急時における協定	505
78	地震災害等の緊急時における応急対策に関する協定	514
79	地震・津波・風水害等の災害発生時における協定	516
80	災害時における相互協力に関する協定	520
81	公共土木施設の情報提供に関する協定	522
82	災害時における建設資機材等の提供に関する協定	525
83	大規模災害発生時における三重県警友会の協力に関する協定	527

三重県地域防災計画

－風水害等対策編－

平成27年3月発行

三重県防災会議

(三重県防災対策部 防災企画・地域支援課)

〒514-8570 津市広明町1-3

電話 059-224-2184

E-Mail bosai@pref.mie.jp

<http://www.bosaimie.jp/>